

管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
3	<p>制度適用認定証について滞納者に対し交付制が取られていることの趣旨が、国民健康保険は保険の仕組みを基本とした相互扶助によって成り立つ制度であるという基本理念を損う可能性の防止を考慮したものであるなら、滞納者が国民健康保険のペナルティとしての交付制を拒否することがないよう、交付制の要件として延滞金を定めるとする趣旨があったとしても、全く的を外している、あるいは言い回しではないか。</p> <p>滞納(未納)交付だけでなく、複数の自治体で延滞金を求める交付(未納)者に制度適用認定証を交付を行っており、全国では相当数の自治体がこのような解釈をいたした運用をしているものと考えられる。</p> <p>当該交付要件が、各文・箇段的に表現されているにもかかわらず、各自治体の運用に相違が生じていることは、本文の文意による形式的な読み取りだけでは、条文制定の元となった制度の趣旨を解釈しきれない状況となっていることを明示するものである。</p> <p>国家区域に係る事務処理の標準化が図られる関係において、本文上期からであるにもかかわらず同一制度の運用に違いがあるまま放置することは、対象となる市民を混乱させることになる。</p> <p>このため、市町村間の相違を是正し整合性を担保するため、少なくとも通知を発生し、全国の自治体に対し当該制度の趣旨を含めた周知が必要であると考えられる。</p>				<p>【全国知事会】</p> <p>所管者からの回答は、国民健康保険の制度適用認定証の交付に必要な「保険料」の納付について延滞金をきまないことは現行制度と明かかであるとしているが、施行規則の条項のみでは「保険料」が延滞金をきむかについて各自治体の判断が分かれていることから、延滞金の取り扱いについて趣旨を明確化したうえで各自治体に対して十分な周知を行うことが必要である。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>第1次回答を踏まえた周知から、いたたけ、提案者は、制度に対する疑義の解消よりも、現状、制度適用認定証の交付に当たり、都道府県内の市町村間にある相違を是正し、事務処理の標準化を推進することを希望しているものと判断したところ。</p> <p>第1次回答においては、平成30年度以降は、国民健康保険の制度改正により、都道府県内の事務の標準化については、都道府県が定める関係運用方針において整理されることとされている事項であり、追加提案募集市町村の間で議論が盛みされていることから、法令上の解釈を踏まえ、この方針と一致するものが、事務の標準化を推進する観点から、取扱いについて周知することは可能である。(周知方法等については検討が必要)</p>
7	<p>へき地においては高齢化が急速に進行し、追加共同提案団体のように本件提案と同様の支障事例を生じる自治体も多い。全国的に異なる高齢化及び高齢者割合は増加傾向にあるものの、へき地では高齢者の人材確保が極めて困難であり、現在、地域のために頑張っている高齢者の存続や新規雇用創出が急務である。</p> <p>2025年を目前に、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができることを目的として、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進しているが、地方、特にへき地では時間的制約がないため、本件提案に對して、できる限り早急に対応を出していただきたい。また、厚生労働省において、今後検討をされるに当たっては、具体的なスケジュールや検討状況等を随時情報開示され、平成30年中に結論を出していただきたい。</p> <p>なお、検討を踏まえ、提案を実現する方法として法改正など所要の措置に時間を要するようであれば、暫定措置として平成23年のかがね医療福祉総合特区で認められたように「個別の事業を動態化、柔軟の運用としての運用を先行する」当該支障を発生するをめぐり、認識があるべき。また、へき地薬局の管理者がその他の薬局で薬事に関する業務に従事する業務に必要となる都道府県知事が許可できる(執行法制度で対応可能)旨の通知を発生し、当該薬局が搬送する前に一旦取り扱っていたこと。</p>			<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 管理薬剤師の業務許可については、地方公共団体における管理薬剤師の業務許可の実態を踏まえ、業務許可要件を明確化するなどの、通知を見直すべきではない。</p>	<p>前回の回答でもお答えしたとおり、薬局や薬剤師の在り方については、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会において既に自治体による取組の取組が行われ、議論を進められているところであり、この点についても、実態を踏まえて、本国会の中で検討し、その結果を踏まえて所要の措置を講じていきたい。</p>	
8	<p>マイナンバー制度の目的は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律では、①行政の効率化、②国民の利便性の向上、③公平・公正な社会の実現とされていることである。</p> <p>本府の提案が実現されることにより、休業補償給付をはじめとする各種労災給付の受給申請の簡便化及び受給する時期が大幅に前倒しと行政の効率化が実現されると、また、支給給付等が迅速化することによって生活保護の不正受給の早期発見が可能となり、公平・公正な社会の実現に寄与することから、マイナンバー制度の意義に合った内容であると考えている。</p> <p>なお、支給手続に関する事項である交付書類がないという点については、雇用保険の失業給付に係る手続も同様である。</p> <p>本府の提案における「休業補償給付等」は、休業補償給付をはじめ、後援補償給付、障害補償給付、遺族補償給付、傷病補償年金、介護補償給付など、全ての労災給付を要請したものであるが、これらの給付に関する労働基準監督署への照会手続は、本市では毎月2回(平成29年度)あり、本市の生活保護受給世帯が全国に占める割合が10%(平成29年度)であることを踏まえ、労働基準監督署への照会手続は全国で約30%程度あると推定される。これに対し、1次回答にある4件は本府が受け付けた短期給付に関する照会に限られたものと承知している。</p> <p>また、現在、労働基準監督署への照会には時間を要するが、生活状況の調査を行うと行わない支給の可否を把握し、場合によって行っていることから、不正受給発見が早期に可能となっている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、不正受給の早期発見を促す適正な生活保護の決定・実施や徴収金の徴収に係る事務を効率的に行えるようにするため、実現に向け前向きに検討していただきたい。</p>	<p>【千葉市】</p> <p>○ マイナンバーのメリットは、①行政事務を効率化し、人や財産を行政サービスの向上のために振り向けられること、②所得をいれまわす正しく把握することにも、きめ細やかな社会保障制度を設計し、公平・公正な社会を実現すること等、であることである。</p> <p>特に、②の達成を踏まえ、費用対効果の発生し、不正受給防止対策を講ずることによる、適正な生活保護の決定・実施や徴収金の徴収に係る事務を効率的に行えるようになるため、実現に向け前向きに検討していただきたい。</p> <p>○ また、休業補償給付については、支給給付のある期間中は期間の上限なく支給することができる制度であるため、正確な支給額の把握ができないことによる、適正額な生活保護費の支給の困難であり、生活保護制度への信頼を失墜させるものがあると考えられる。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>マイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性も十分に検討した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報の活用を促進することや、検討を進めるべきである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>【生活保護の実施等の事務手続におけるマイナンバーの情報連携項目の追加】</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当)及び厚生労働省において、 ・ 提出届後(生活保護の不正受給防止)のために、生活保護申請時、労働者災害補償保険法に規定する全ての労災保険給付に関する情報とマイナンバーによる情報連携を求めていることを踏まえ、①年金給付連携のため、国・マイナンバーによる情報連携の対象とす。労働者災害補償保険法による障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金のシステムに、障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金以外の労働者災害補償保険法に規定する労災保険給付に関する情報を活用する場面に際する費用の増大と、②生活保護受給者と、障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金以外の労災保険給付者ととの重複から導き出される効果の増大とを比較するなどし、休業補償給付等とマイナンバーによる情報連携の対象とすべきではない。 ・ 生活保護申請手続において、休業補償給付等とは異なる労災保険給付に関する情報の確認に要する期間を短縮する方策を検討すべきではない。</p> <p>【特定種別及び小児慢性特定疾病医療費助成制度におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加】</p> <p>○ 内閣府(番号制度担当)及び厚生労働省において、 ・ 指定種別及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理で、マイナンバーによる情報連携を行うに際しては、情報連携事業の推進を促進して、①医療費等の所得区分情報でマイナンバーによる情報連携の対象とする場合に際する費用の増大と、②マイナンバーによる情報連携を行っている関係者が保有する、特定種別等の給付者から導き出される本提案の効果の増大とを比較することし、情報連携の所得区分情報でマイナンバーによる情報連携の対象とすべきではない。 ・ 提案団体が示す支障事例を踏まえ、事務フローの見直しを図るべきではない。</p>	<p>【内閣府(総務省)】</p> <p>厚生労働省における今後の検討の結果、必要があれば、所要の対応を検討する。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>生活保護法第29条に基づき労災保険給付に係る調査については、厚生労働省社会・援護局より(厚生労働省)局長(通知)において「年金等受給者」として、労働基準監督署でなく、労働者災害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金のシステムに、障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金以外の労働者災害補償保険法に規定する労災保険給付に関する情報を活用する場面に際する費用の増大と、②生活保護受給者と、障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金以外の労災保険給付者ととの重複から導き出される効果の増大とを比較するなどし、休業補償給付等とマイナンバーによる情報連携の対象とすべきではない。 ・ 生活保護申請手続において、休業補償給付等とは異なる労災保険給付に関する情報の確認に要する期間を短縮する方策を検討すべきではない。</p> <p>また、休業(補償)給付の労災請求に当たり、申請者からマイナンバーの提供を求めていることと、既にマイナンバーの提供を求めていることには、国民健康保険の管理に要する期間が増加するものである。さらに、本提案を実施するに当たっては、数億円規模のシステム改修費用に追加して、運用に係る業務等も要するものであることから、十分な費用対効果は見込まれないものがある。以上より、マイナンバーによる情報連携の推進は慎重である。</p> <p>ご提案の不正受給防止対策をマイナンバーによる情報連携を行うことは重要であり、生活保護法第29条に基づき各社事務所等から厚生労働省労働基準局への審判による調査であり、生活保護法第29条に基づき各社事務所等から厚生労働省労働基準局への審判による調査であり、現行通知よりも迅速かつ効率的に行うことが可能である方策を、関係府県で検討し、実施してまいりたい。</p> <p>(※1)休業(補償)給付等: 84件、年金等: 172件 (※2)休業(補償)給付等: 54件、年金等: 45件</p>		

管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
10	<p>① 主として重症心身障害児等を行わせる指定児童発達支援事業所以外でも、看護師の配置が適当と考えられる場合は多くあり、そのような場合において、児童指導員、保育士及び看護師のいずれも人材確保が困難である中、看護師のみを置くべき数に定めることができないことは合理的ではないと考える。</p> <p>※ 看護師の配置が適当と考える場合 てんかんの発作や急性けいれん等が起きた場合、常勤看護師の配置が的確な対応や保護者の安心に繋がっている。</p> <p>② 児童の医療的ケアに対応できるような看護師の確保は、当市のような小規模自治体では特に難しく、また、当該児童の通所開始のタイムゾンプに合わせてスムーズに看護師を確保することは、まず不可能である。</p> <p>③ 一方、小規模自治体であること理由に、保護者に対して遠隔地の事業所の利用を促すことは、移動に要する心身及び経済的負担等を考えると、医療的ケアを要する児童と保護者にとりては非常に大きな負担であり、適当ではない。</p> <p>④ これを踏まえ、主として重症心身障害児等を行わせる事業所であるか否かにかかわらず、当市の場合は、看護師を常時配置しておくことが望ましいと考えている。</p> <p>⑤ 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における看護職員の配置に係る加算の創設は、看護師の配置に係る財政的負担の軽減には資するものである一方、人材確保の困難さや、医療的ケアが必要な児童とその家族を身近な地域で支えるという子育て支援の視点からは、当市をはじめ地方部の指定児童発達支援事業所が抱える支障の解消には繋がらない。</p> <p>⑥ 当市としてはあくまで、有資格者の確保が特に困難な地方部の実情を踏まえた、員数基準自体の合理化を求めさせていただきたい。</p>				<p>【全国知事会】 福祉型児童発達支援センターの利用者は増大している一方で、福祉人材の確保が困難となっており、多くの市町村から福祉型児童発達支援センターの安定的な運営及びサービス量の確保についての取組に取組む支援が望んでいるとの意見が出ていることから、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。</p> <p>なお、この基準は「従うべき基準」とされている。「従うべき基準」については、各県の内容が着眼的に拘束するものであり、固が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものと地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、「争うべき基準」化するべきである。</p> <p>「従うべき基準」の取組は、サービス水準の向上が国の政策目的を達成する地方自治体の施策の前提ではなく、固が全国一律に決定している基準を地方自治体自らが決し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>福祉型児童発達支援センター（主として福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児等を行わせる福祉型児童発達支援センターを除く。以下同じ。）の人員基準は、児童に対する支援を適切に行うという観点から、児童指導員、保育士及び福祉型児童発達支援センターの職員に充てるものとする（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号））。</p> <p>平成30年度障害福祉サービス等報酬改定において、看護職員の配置を評価する加算を創設し、医療的ケアが必要な障害児の支援の充実を図ったことである。</p> <p>基準で定められている児童指導員及び保育士の総数に看護師を含めるということでは、当該施設において児童の発達支援を行う児童指導員または保育士の減少を意味し、発達支援の質の担保ができないことから、適切ではないと考える。</p>	
21	<p>① 履行の基準種が技術的助言であったとしても通知により目安が示されている以上、実態として自治体の判断をある程度委ねられており、単が従うべき事項として2,000時間の義務的義務がなければ及第が認められないのが現状である。</p> <p>② のため、地域の実情に応じた総動員時間数を自治体の裁量で設定できるように通知等で改めて明確にさせていただきたい。</p>				<p>【全国知事会】 省令で定められている2年以上の業務経験は「従うべき基準」としてのことで地方自治体では実情が生じている。「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、固が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものと地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、争うべき基準へ移行すべきである。</p> <p>こうした省令で定められている「従うべき基準」に加えて、省令によらずに通知等から具体的な基準を定めて実施を行う自治体の取組を認めるべきであり、また、事業所については省令や条例で規制されるべきであるに通知等で不明確に規制されることとなることから、不適切である。</p> <p>なお、2000時間は目安との見解を示しているが、「2年以上従事し、かつ、総動員時間が2000時間程度あること」との表現は2年以上従事しと別にした基準を付加していると考えられるが通常であるので、仮にそうでないのであれば明確に周知すべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府県の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>	<p>○ 本年6月に開催した第1回提案募集検討専門部会及び8月に開催した関係府県セリングにおいて、貴府からは、取組推進方針に係る「従うべき基準」のあり方について、履行基準では地域の実情に合っていない部分があることは承知しているため、どのような方向性で見直しを考えられるかについて、精査する時間を頂きたいとの考え方が示されたことであるが、平成30年度実施決定された対応方針の内容を十分に踏まじし、個別の事情等により、地方公共団体の判断が得られるような「従うべき基準」の参酌化を検討するべきではないか。</p>	
23	<p>① 難病の患者に対する医療等に関する法律の施行により、医療費助成の対象疾患の拡大や、研究促進が図られていることは、多くの府県において、重症の疾患に比べて顕著にみられる。しかしながら、現行の臨床調査個人票は、毎年1回での難病患者に関する情報を提供しているが、研究目的の達成が難しく、行政が担う特定医療費の支給認定に必要な事務量を過かかるとともに、医療機関、行政からは患者の負担が極めて大きい状況です。こうした実態を十分に踏まえ、法の趣意を損なわずに、柔軟な対応が可能となるよう、早急な改善を求めます。</p> <p>② 「研究者等の意思」を踏まえた軽微な変更を繰り返すことや、OCR読み取り上様式改正がされず、別紙の新旧両用様式で項目を整理して対応するという現状のやり方は、現場の混乱を助長するものとなるので、ご留意いただきたいと思います。</p>				<p>【全国知事会】 臨床調査個人票の取組については、更新申請の場合は、基本的に診断基準は満たしているため、様式を「重症度分類」に関する事項を中心としたものに簡素化するを検討していただきたい。</p> <p>【宮城県】 難病の調査研究を推進するためには、希少な難病の症例を多く収集し、難病の病状の変化等を分析することが不可欠であることから、臨床調査個人票を毎年提出いただくこととしている。そのため、届出情報の臨床調査個人票の提出を複数年度に一度とするには困難である。</p> <p>また、臨床調査個人票の内容については、上記の目的に照らし、難病に関する研究に資するものであるが、特定難病の特定標準型において必要であるといった報告を収集し、作成しているものであり、こうした趣旨に支障を来すことのないよう、難病法附則第2条の施行5年後の見直しにおける議論を踏まえ、臨床調査個人票の内容の簡素化等の事務負担の軽減について実施の可否も適切な検討を行う。</p>		
					<p>【備考】 今後の検討にあたっては、複雑な調査票や毎年更新する制度が受給者に負担・不安を強めている点を重視し、事例収集が結果的に受給者負担につながらないことを主眼に検討していただきたい。</p>		

厚生労働省 各府県からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府県	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支援事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支援事例
26	日	地方に対する規	医療・福祉	地域医療介護総合確保基金(医療分)の早期交付	<p>○地域医療介護総合確保基金(医療分)については、3月下旬から国による給付開始に向け準備を進め、8月に都道府県への内示と合わせて交付要綱等を提出している。</p> <p>○この要綱等は、基金の対象や基金事業を実施する場合の条件等を規定するものであり、基金を活用した補助事業を実施する事業者としては必要不可欠なものである。交付要綱等の提出が遅れたことにより、十分な事業期間の確保ができません。年度当初からの事業実施への足を踏むリスクがあり、事業目的の達成が困難となる。</p> <p>【参考】 ○当県における平成29年度地域医療介護総合確保基金(医療分)事業に係るスケジュール 平成28年7月～8月 事業者から29年度事業の要望受付、ヒアリング 平成28年8月～9月 県ごとに地域医療介護懇話会会議開催 平成28年9月～10月 各懇話会の検討から要望を受け付け、懇話会ごとの地域医療介護懇話会委員の議論の結果をあげ、地域医療介護懇話会において議決の上、29年度県計画(案)として承認 平成28年10月～1月 29年度県計画承認 平成29年3月～4月 国による県計画(案)ヒアリング 平成29年4月1日 交付内示、要綱等提出 平成29年6月下旬 29年度県計画提出締切 平成29年10月～ 平成29年度事業開始</p>	<p>地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元法律第4号)</p>	厚生労働省	愛媛県、広島県、徳島県、松山県、高知県、香川県、岡山県、広島県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	<p>○地域医療介護総合確保基金を活用した事業を実施することを考え、交付要綱等の目録発表が望ましい。提案の内容を支持する。 ○国等の支援が不十分で、進展を促す。各種要望を伝え、関係の確保を要望している。 ○国等の支援が不十分で、進展を促す。各種要望を伝え、関係の確保を要望している。 ○国等の支援が不十分で、進展を促す。各種要望を伝え、関係の確保を要望している。</p>	<p>各府県からの第1次回答</p>		
33	日	地方に対する規	医療・福祉	保育教諭の経過措置に関する見直し	<p>幼保連携型認定こども園においては、保育教諭の配置が厳格づけられており、経過措置後は原則、保育教諭は幼稚園教諭と保育士の両方の資格を有する者を要する。また、経過措置が延長されない場合においては、幼稚園教諭の免許更新は更新制が導入されることにより保育教諭として勤務継続することができ、10年以内の免許更新をしなければならない。本府の公立こども園にも勤務している保育教諭の中には、その免許を更新しない意向の者が少なからずいる。免許更新をしないままでは、保育需要の高まりを受けて、保育教諭が不足に必要となる中、保育現場には十分な余剰人員がなく、免許更新に費やす期間が確保できないからである。</p> <p>経過措置が延長されないことによる問題は、無資格者を含む園児の増えを伴うスタッフ数の変動は緩やかな曲線を描くことに対し、保育教諭数は平成31年度を境に必ず減少する見込みである。本府においても、保育教諭の確保や免許更新の促進を急がなければならない。また、本府においては、保育教諭の確保や免許更新の促進を急がなければならない。また、本府においては、保育教諭の確保や免許更新の促進を急がなければならない。</p> <p>以上より主に次の2点の支援を懸念している。 ①経過措置終了後、保育教諭不足に伴う待機児童が発生すること。 ②無資格者による保育現場への移行を促す原因が解消できないこと。</p>	<p>幼保連携型認定こども園においては、保育教諭の配置が厳格づけられており、経過措置後は原則、保育教諭は幼稚園教諭と保育士の両方の資格を有する者を要する。また、経過措置が延長されない場合においては、幼稚園教諭の免許更新は更新制が導入されることにより保育教諭として勤務継続することができ、10年以内の免許更新をしなければならない。本府の公立こども園にも勤務している保育教諭の中には、その免許を更新しない意向の者が少なからずいる。免許更新をしないままでは、保育需要の高まりを受けて、保育教諭が不足に必要となる中、保育現場には十分な余剰人員がなく、免許更新に費やす期間が確保できないからである。</p> <p>経過措置が延長されないことによる問題は、無資格者を含む園児の増えを伴うスタッフ数の変動は緩やかな曲線を描くことに対し、保育教諭数は平成31年度を境に必ず減少する見込みである。本府においても、保育教諭の確保や免許更新の促進を急がなければならない。また、本府においては、保育教諭の確保や免許更新の促進を急がなければならない。</p> <p>以上より主に次の2点の支援を懸念している。 ①経過措置終了後、保育教諭不足に伴う待機児童が発生すること。 ②無資格者による保育現場への移行を促す原因が解消できないこと。</p>	<p>児童福祉法</p>	内閣府、文部科学省、厚生労働省	九重町	<p>○現在多くの保育士は幼稚園教諭免許を所持しているが、保育ニーズに高まりより全園児対応の保育士不足が懸念されている。経過措置期間終了後、幼保連携型認定こども園において保育教諭の不足により待機児童が発生する可能性がある。 ○現在多くの保育士は幼稚園教諭免許を所持しているが、保育ニーズに高まりより全園児対応の保育士不足が懸念されている。経過措置期間終了後、幼保連携型認定こども園において保育教諭の不足により待機児童が発生する可能性がある。 ○現在多くの保育士は幼稚園教諭免許を所持しているが、保育ニーズに高まりより全園児対応の保育士不足が懸念されている。経過措置期間終了後、幼保連携型認定こども園において保育教諭の不足により待機児童が発生する可能性がある。</p>	<p>子ども子育て支援新制度におけるいわゆる5年後見直しについては、平成30年6月28日に閣議決定された。閣議決定においては、経過措置期間終了後、幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例を挙げている。前案とは認定こども園、自治体関係者等が構成員となっているが、5月28日の会議の中で、本府も延長し強い意見を述べられている。今後、引き続き、同会議において議論を行い、その方向性を定める予定である。</p>	

管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
20	<p>「医療介護提供体制改善推進交付金について」が早期に発出されることにより、当該年度の実施要領や事業例の確定が早まり、事前準備が行えるようになったことで、支障の改善につながった。</p> <p>「医療介護提供体制改善推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」の改正通知及び地域における医療及び介護の総合的な確保の推進に関する法律に基づく都道府県計画及び市町村計画並びに地域医療介護総合確保基金の平成30年度の取扱いに関する前置事項通知については、可能な限り、年度当初に発出していただきたい。</p> <p>なお、事業執行に当たっては基金の配分額が決定していることが重要であるため、引き続き早期の配分決定に努めていただきたい。</p>		<p>【特記事項】 基金事業の内滞な実施を図るため、左記に記載の改正通知及び留意事項通知について、年度当初での発出を要する。 また、早期の基金内申を要する。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見及び関係府県の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>		次回答のとおり。
33	<p>当提案に対しては、全国の多くの地方自治体から同様の提案が出されていることから、この問題は他府県連の解決及び国への移行に大きな影響を与えるものと考え、加えて教育業界及び教育業界関係機関、関係者等からも経過措置の延長を求める声が強み出されており、保育教員報酬によって関係の課題である。</p> <p>また、内閣府子ども子育て支援会議の資料及び議事録から、経過措置を延長しなければ保育教諭不足から認定こども園の円滑な運営を阻害することや待機児童を増加させてしまう懸念などから、多くの委員が経過措置の延長を求め、もしこのまま経過措置を延長しなければ多大な支障が発生することは明白である。</p> <p>3年の見直しに係るスケジュールにおいて、秋頃から年明け頃に運営会議を開催するとあるが、この案件は議員報酬計画やこども園の運営に関わる最重要かつ緊急課題であり、早急に方針決定し、延長する旨を公にするべきと考え。</p> <p>また、どちらか一方の賛持保有者が約1割いることとその人数自体は増えているという実態からも、両賛持取得に対する支援措置の継続は認定こども園への移行に際し重要な要素であることから、経過措置の延長に加えて資格取得の特例についてもぜひ延長を行っていただきたい。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見が反映されるよう積極的に検討していただきたい。</p>	<p>○「今後、引き続き、子ども子育て会議において議論を行い、その方向性を定める」という1次回答だったが、保育教諭等の資格取得に係る経過措置の延長については、地方自治体だけでなく、子ども子育て会議においても、多くの教育・保育業界団体から延長を望む声が上がっており、延長を行わなければ教育・保育の現場及び行政において多大な支障が発生することを踏まえれば、当然措置すべきではないか。</p> <p>○今後の議論のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。</p>	<p>次回の子ども子育て会議において、現状等を踏まえながら、「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」等についての見直しの方角について議論を行う予定である。</p>

厚生労働省 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支援事例	
34	日	地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後等サービス利用対象児童の拡大	<p>移行期では、学校教育法第一条に規定する学校に通う児童のみが放課後等サービスを受けることができるが、学校教育法第二十四条に規定する専修学校に通う児童においても、放課後等サービスを受けることを可能とするよう児童福祉法の基準の緩和を求める。</p>	<p>移行期では、学校教育法第一条に規定する学校に通う児童のみが放課後等サービスを受けることができるが、学校教育法第二十四条に規定する専修学校に通う児童においても、放課後等サービスを受けることを可能とするよう児童福祉法の基準の緩和を求める。</p>	<p>児童福祉法の改正によって、専修学校に通う児童についても、中学校卒業後も引き続き放課後等サービスを利用することが可能となり、公正・公平な安定的サービスを提供することができるようになる。</p>	児童福祉法第四條、第六條の二の二、第二十一條の五の十三、学校教育法第一條、第二十四條	厚生労働省	東京都	<p>○地域における課題 15歳以上の児童に対応可能な児童発達支援事業所が少ない。 ○放課後等サービスを利用していた児童が、中学校卒業後、専修学校に進学したため、放課後等サービスを利用できなくなり、児童発達支援のサービスに切り替えた。利用していた事業所は、たまたま放課後等サービスと児童発達支援の両方の指定を受けていたため、事業所は変わらず利用できた。今年度から年度になるこの児童は6歳になる月まで、児童発達支援の利用が終了となる。長年利用することで安定して生活リズムなどが変化するなど療育を受けられなくなることの影響を心配し、家族や支援者から継続して利用できないかの相談があった。市としては、児童福祉法で、放課後等サービスの対象が学校教育法第一条に規定する学校とあるため、専修学校の生徒は利用できない。児童発達支援に切り替えても、年齢に関する特例がないため、誕生日までの利用などの制限をするしかない状況である。このように障害児の進学などで放課後等サービスの利用ができないことについて、公正・公平に市民対応できるように改善していただきたい。 ○専修学校に進学しなかった(できなかった)障害児についても療育が必要であれば、放課後等サービスの利用ができるよう児童福祉法の基準の緩和を求める。 ○近年、特別支援授業担当教員など、中・高生の発達障がい児童においても、専修学校における受け入れが進んでいるため、制度改正の必要性があるものと考える。 ○学校教育法第一条に該当しない、インターナショナルスクールや、朝鮮学校等に在籍する学齢児に対して、放課後等サービス事業を利用できなかった事例あり。</p>	<p>放課後等サービスの利用対象児童に専修学校に通う児童を加えることについて、具体的にどのような事例において放課後等サービスの提供が求められているのかという事情を把握した上で、他制度との連携等も踏まえて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第93号)及び児童福祉法(昭和25年法律第14号)の改正法施行(平成20年4月)後の3年後見直しや障害福祉サービス等報酬改定等の機会において検討してまいりたい。</p>	

管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
34	<p>専修学校に通学し、かつ放課後等サービスの利用を希望する児童は平成25年4月以降現在まで継続しておられる。平成30年4月末時点では、11人が児童発達支援を利用しており、これらの児童は年齢特例がいたため、18歳到達までは支援を受けられない状況である。</p> <p>今回の改正のポイントは18歳後の継続受給の機会となる。上記の児童だけでなく、現在中学校に通う児童においても専修学校を進学先として選択した場合、放課後等サービスが使えることとなる。単独の児童に必要とされる療育という観点とは全く異なる「進学先が一般校か否か」という要素によって、受けられる支援に差異が生じていることは、合理性に欠けた不当な差別と考え、また、今後進路を考える児童にとっては、その検討に引き続き放課後等サービスを受けられる学校かどうかという要素が加わっていき、児童の進学先の自由な選択を促めることとなります。このように、実際に当該児童に負担を強いている現状を踏まえ、進学を考える児童及びその保護者に進学後も安定したサービスが提供されることを知って安心していただき、自分の意思による進学を選択することができるためにも、継続決定等に併せては、早急な対応をお願いしたい。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の改正施行(平成30年4月)後の3年後見しや障害福祉サービス等継続決定等の機会において検討することだが、専修学校に通う児童の放課後等サービスの利用の必要性は、重大事件の時から認められており、平成31年度から具体的な措置を講じられるよう、速やかに検討されたい。</p> <p>○ 1次アライングでは、平成21年に放課後等サービスを創設した際に、他法令を参考に対象児童を定めたことだが、当時の経緯や他法令も踏まえ、現に存する障害児やその保護者のニーズにも目を向け、全国の状況を調査した上で、実態に即した制度となるよう、対応すべきではないか。</p>	<p>放課後等サービスの利用対象児童に専修学校に通う児童を加えることについて、利用対象児童に専修学校に通う児童を追加することのニーズや対象を拡大した場合に生じる課題を調査し、調査結果を踏まえ、障害福祉サービス等継続決定等の機会において検討してまいりたい。</p>

厚生労働省 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支援事例	
37	日	地方に対する福祉・福祉	職労者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続きにおける必要書類の簡素化	<p>法定受託事務である職労者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続きにおける必要書類の簡素化を図る。</p> <p>【簡素化の案】 以下の記載欄を廃止する。 ① 職労者等の遺族に対する特別弔慰金請求書 ② 職労者等の遺族に対する特別弔慰金請求書 ③ 職労者等の遺族に対する特別弔慰金請求書 ④ 職労者等の遺族に対する特別弔慰金請求書 ⑤ 職労者等の遺族に対する特別弔慰金請求書 ⑥ 職労者等の遺族に対する特別弔慰金請求書 ⑦ 職労者等の遺族に対する特別弔慰金請求書 ⑧ 職労者等の遺族に対する特別弔慰金請求書 ⑨ 職労者等の遺族に対する特別弔慰金請求書 ⑩ 職労者等の遺族に対する特別弔慰金請求書 ⑪ 職労者等の遺族に対する特別弔慰金請求書 ⑫ 職労者等の遺族に対する特別弔慰金請求書 ⑬ 職労者等の遺族に対する特別弔慰金請求書 ⑭ 職労者等の遺族に対する特別弔慰金請求書 ⑮ 職労者等の遺族に対する特別弔慰金請求書 ⑯ 職労者等の遺族に対する特別弔慰金請求書 ⑰ 職労者等の遺族に対する特別弔慰金請求書 ⑱ 職労者等の遺族に対する特別弔慰金請求書 ⑲ 職労者等の遺族に対する特別弔慰金請求書 ⑳ 職労者等の遺族に対する特別弔慰金請求書 ㉑ 職労者等の遺族に対する特別弔慰金請求書 ㉒ 職労者等の遺族に対する特別弔慰金請求書 ㉓ 職労者等の遺族に対する特別弔慰金請求書 ㉔ 職労者等の遺族に対する特別弔慰金請求書 ㉕ 職労者等の遺族に対する特別弔慰金請求書 ㉖ 職労者等の遺族に対する特別弔慰金請求書 ㉗ 職労者等の遺族に対する特別弔慰金請求書 ㉘ 職労者等の遺族に対する特別弔慰金請求書 ㉙ 職労者等の遺族に対する特別弔慰金請求書 ㉚ 職労者等の遺族に対する特別弔慰金請求書 ㉛ 職労者等の遺族に対する特別弔慰金請求書 ㉜ 職労者等の遺族に対する特別弔慰金請求書 ㉝ 職労者等の遺族に対する特別弔慰金請求書 ㉞ 職労者等の遺族に対する特別弔慰金請求書 ㉟ 職労者等の遺族に対する特別弔慰金請求書 ㊱ 職労者等の遺族に対する特別弔慰金請求書 ㊲ 職労者等の遺族に対する特別弔慰金請求書 ㊳ 職労者等の遺族に対する特別弔慰金請求書 ㊴ 職労者等の遺族に対する特別弔慰金請求書 ㊵ 職労者等の遺族に対する特別弔慰金請求書 ㊶ 職労者等の遺族に対する特別弔慰金請求書 ㊷ 職労者等の遺族に対する特別弔慰金請求書 ㊸ 職労者等の遺族に対する特別弔慰金請求書 ㊹ 職労者等の遺族に対する特別弔慰金請求書 ㊺ 職労者等の遺族に対する特別弔慰金請求書 ㊻ 職労者等の遺族に対する特別弔慰金請求書 ㊼ 職労者等の遺族に対する特別弔慰金請求書 ㊽ 職労者等の遺族に対する特別弔慰金請求書 ㊾ 職労者等の遺族に対する特別弔慰金請求書 ㊿ 職労者等の遺族に対する特別弔慰金請求書</p>	<p>【制度改正の必要性】 左記の現状に加え、「職労者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」の平成27年改正法案に対する附帯決議(平成27年3月31日参議院厚生労働委員会において、「特別弔慰金の支給に当たっては、遺族の高齢化を踏まえ、手続きの簡素化に努めべき」旨の指摘がなされており、これに対する対応を講ずる必要がある。)</p> <p>【効果】 手続きに関する請求者の負担軽減を図ることができるほか、各自治体における事務処理の効率化、迅速化にもつながり、事務的な負担軽減にも寄与する。また、裁定までの審査期間の短縮が見込まれ、これにより請求者への通知及び関係文付時期を早めることができ、請求者の不安解消につながる見込みがある。</p>	職労者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令第2条、職労者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則第1条	厚生労働省	長門市	—	北海道、仙台市、いわき市、須賀川市、石巻市、山形市、酒田市、秋田県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、高松市、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県	<p>職労者等の遺族に対する特別弔慰金は、職労者等の遺族に対し遺族を不承不察から特別弔慰金を支給するもの。そのため、支給(裁定)事例においては、職労者等の遺族関係の整理、支給対象者が多岐に渡り、かつ、その中で支給額が明確に定められていることから、先順位者の有無の確認、生計関係の確認が必要となる場合はその確認等を行うことが重要となるため、関係する資料に当たっては、平成27年3月に参議院厚生労働委員会の附帯決議において、「特別弔慰金の支給に当たっては、遺族の高齢化を踏まえ、手続きの簡素化に努めべき」と述べられた。今度の特別弔慰金の請求期間が平成30年2月2日(現)に到達し、現在は請求期間外であるが、当該附帯決議を受け、次回の特別弔慰金支給事務が開始される平成32年度を目途に簡素化である付帯事項の検討を行っているところであり、今回の「提案」も踏まえ、引き続き請求期間における付帯事項の必要性の精査を行い、改正後の様式で平成32年度の支給事務を開始できる時期までに一定の結論を得る予定。</p>		

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
37	<p>追加共同提案団体における支障事例や提案を踏まえ、請求書類の見直しを含めた手続きの簡素化を可能な限り行っていただくようあらためて要望する。</p> <p>特に、提案時に簡素化の案として提示した、一部記載欄の廃止や選択式への変更はぜひ実現されたい。</p> <p>また、回答の中で、「次回の特別早期金支給事務が開始される平成32年度を目途に簡素化できる記載欄等の検討を行っている」とあり、今回のご提案も踏まえ、引き続き請求書類における各記載欄の必要性の精査を行い、改正後の様式で平成32年度の支給事務を開始できる時期までに一定の結論を得る予定」とあるが、次回の特別早期金支給事務の開始直前に改正された場合、地方公共団体において、受付準備に混乱が生じる恐れがあり、地方公共団体において前回からの改正内容を十分に理解する期間を確保する必要があるため、平成30年度中に簡素化できる記載欄等の検討に係る結論を得るよういただきたい。そのうえで、より具体的なスケジュールや、検討方法についての明示を早期にお願したい。併せて、その検討過程においては、請求受付窓口となる市町村の意見聴取ができるよう御配慮いただきたい。</p>		<p>【宮崎市】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 今回の提案も踏まえて書類記載欄等の必要性の精査を行うと見解をいただいた。平成32年度を目途に早期のご検討をお願いしたい。</p> <p>【福岡県】 事務簡素化の必要性については理解いただけているものと思うが、記載欄のほか添付書類等についても、十分に簡素化の検討をしていただきたい。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>平成29年度に実施した都道府県(市区町村含む、以下同じ。)へのアンケート及び意見交換会の内容を踏まえ、厚生労働省において様式簡素化の可能な箇所を検討する予定です。</p> <p>なお、市区町村は受付等の事務、都道府県は審査認定の事務と、その担当役割の性質が異なることから、市区町村と都道府県間で意見の相違が生まれることがありますが、検討に当たっては、相互協議の期に前向きに調整し上げたとおり。</p> <p>審査者の負担軽減の確保 ・ 支給対象者が多岐に渡り、かつ、その中で支給順位が明確に定められていることから、先順位者の有無の確認 ・ 生計関係の確認が必要となる場合はその確認等を行うことが重要であり、項目の精査を慎重に行う必要があることをご理解いただければと存じます。</p> <p>地方、提案自治体の見解のうち、支給事務の開始直前に改正された場合、地方公共団体において、受付準備に混乱が生じる恐れがあり、地方公共団体において前回からの改正内容を十分に理解する期間を確保する必要がある」とのご意見を踏まえ、平成30年度中に「検討の方向性(案)」をお示しさせていただきます。</p> <p>なお、その後のスケジュールとしては、「検討の方向性(案)」の提示以降、ご意見を踏まえ都道府県向けの事務処理マニュアル案を作成・提示し、その後、省令改正及び都道府県への説明会を実施する予定です。</p>

厚生労働省 各府県からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府県	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		各府県からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支援事例	
38	日	地方に対する規	医療・福祉	企業主導型保育事業の開設に係る手続きについて	保育所や小規模保育事業の認可企業主導型保育事業は認可外保育施設であることから、市への法的手続きは事業開始後に開設届を提出するのみであり、事前に関与することが困難な制度設計となっていることから、(市町村)子ども子育て支援事業計画において、保育の質の向上を図り、定員割れの解消を図る観点においても施設特定員を認定した企業主導型保育事業が開設され、保育提供体制の供給過剰状態を助長するおそれがあること、需要(自治体)と供給(事業者)のスマップが一致しないこと、地域のニーズ調査等に基づき策定されている事業計画の進捗が、有効かつ効果的に整備を進めること、また既存の保育園や企業主導型保育事業が定員を超過する必要があることから、企業主導型保育事業の開設に当たり、地域社会関係には、自治体へ事前協議を行うようにされた。	(1)企業主導型保育施設の設置に前向きな事業者(供給)と、保育施設の不足する地域への整備に協賛自治体(需要)とのスマップを防止。(2)事前に関与者と協議を行うことで、地域の保育供給量をより的確に把握することができ、効率化と事業計画を策定・推進することができ。	企業主導型保育事業費補助金実施要領第3の2の2(4)	内閣府、厚生労働省	宮城県、三重県、徳島県、高松市、山口県、高松市、高松市、高松市、高松市、高松市	いわき市、里田市、池田市、山口県、高松市	〇既存の認可保育所等の近く近くに企業主導型保育事業所が建設された場合、市内に特異性が発生しているものの、認可保育所等と企業主導型が近接している部分だけは定数が不足することも想定されるため、企業主導型保育事業所を開設する場合「地域枠」を設けることで自治体へ事前協議を行うべきであること。〇自治体が整備した地域に、地域特定員を認定した企業主導型保育事業所が開設され、地域枠(自治体)と供給(事業者)のスマップが一致しないこと。〇平成30年度企業主導型保育事業の募集について(児童育成協会)においては、申請に当たっての注意事項が取り入れ、地域枠を設定する場合、当該地域の保育ニーズを踏まえた対応を記載から、地方公共団体に相談に行くことをしている。このことにより、当市にも申請し先立って相談に来る事業者がいるが、すべての事業者が事前相談に来るかどうかは不明であるため、地域の保育供給量を的確に把握するため、事前相談の準備を設けることは望ましい。〇現在でも協議は言いながら、あくまでも実況であり、維持する効力は無いと思われる。また、事業計画は支給決定(2号、3号(0歳及び1、2歳))で確保の内容を設定するもの、企業主導型保育事業については、年初の役員定定では準備ができておらず、事業計画で「確保の内容」に含める場合に苦慮している。〇制度上、市町は企業主導型の開設に関与できないため、供給過剰となる地域が生じる等実況がある。	企業主導型保育事業は、事業主拠出金を財源として、企業における従業員の仕事と子育ての両立支援の推進を図る観点から、企業が主体となって事業を実施しているが、事業の円滑な実施のためには、自治体とも連携しつくり組まれることが望ましいと考えており、平成30年度の募集においては、地域枠を設定する等の事業者は、当該地域の保育ニーズを踏まえた対応とを観点から、地方公共団体に相談に行くこととしており、これを申請要件としている。従って、本件については既に指前済みであると考え。	
40	日	地方に対する規	環境・衛生	飼い主登録を徹底するための登録窓口の一元化	飼い主登録の徹底を図るため、市町村、APO、動物の福祉(愛護)の他、任意団体等が窓口となっている飼い主登録について一元化を行う。	飼い主登録が徹底されるとともに、登録制度の合理化が図られる。飼い主の費用負担が軽減される。	狂犬病予防法第6条(動物の愛護及び管理に関する法律第7条(動物が自己の所有に供するものであることを明らかにするための措置について(平成18年1月20日閣議各示第23号)第42イ)	厚生労働省、環境省	徳島県、兵庫県、神戸市、和歌山県、高松市、愛媛県、高松市	福島県、新潟市、堺市、高松市	〇削減される犬のうち小型犬が占める割合が増えたため、室内飼いが増加している。未 steril 犬の発生が抑制されるため、狂犬病予防法の整備の負担が軽減される。〇任意団体のマクロチップの登録と、狂犬病予防法による登録が一元化されれば、本登録の防止と、犬の登録率や犬種が登録される率が向上し、登録の初期対応に効果があると考え。またマクロチップは、登録の団体で管理している現状では効果が薄く、少なとも継続的に検査できる仕組みづくりが必要と思われる。〇自治体で使用する犬の登録等のデータは、業者が構築したシステムで管理していることが多く、登録項目を一つ増やしたり変更したり、それに伴う更新の負担も発生している。また、登録と注射の受付を委託している獣医師等においても、登録等のデータは各々のシステムで管理しており、相互に連携がとれていない。また、登録等のデータは市町村間でやり取りすることはなく、事務負担や費用負担が増える。また、市町村に限らず、郵便局や郵便局等からそのシステムで照会できるようにすれば、迅速に犬の所有を管理することができると、効率が向上する。〇飼い主の負担を軽減することによって、所有者明示が促進され、前に取り戻された犬猫の飼い主への返還率が向上する可能性が高くなるという効果が期待できる。〇制度を構築した際に、福祉を兼ねていくケースは少ないが、飼い主の特定に困難なことが多い。マクロチップの装着を含めた飼い主登録が徹底されることにより、迅速に飼い主の特定を行うことができる。	犬等のマクロチップの情報登録については、動物の所有を示る観点から、民間団体によって任意で行われている。一方、犬の狂犬病予防法に基づく登録については、狂犬病の発生防止及びまん延の防止の観点から、狂犬病予防法(昭和二十五年法律第百四十七号)上の義務として行われています。狂犬病予防法に基づく義務化されている登録の窓口(市町村)と任意で行われているマクロチップによる情報登録の窓口(民間団体)の一元化については、飼い主の個人情報等の取扱いが関係することから、法的根拠等が必要。〇自治体で使用する犬の登録等のデータは、業者が構築したシステムで管理していることが多く、登録項目を一つ増やしたり変更したり、それに伴う更新の負担も発生している。また、登録と注射の受付を委託している獣医師等においても、登録等のデータは各々のシステムで管理しており、相互に連携がとれていない。また、登録等のデータは市町村間でやり取りすることはなく、事務負担や費用負担が増える。また、市町村に限らず、郵便局や郵便局等からそのシステムで照会できるようにすれば、迅速に犬の所有を管理することができると、効率が向上する。〇飼い主の負担を軽減することによって、所有者明示が促進され、前に取り戻された犬猫の飼い主への返還率が向上する可能性が高くなるという効果が期待できる。〇制度を構築した際に、福祉を兼ねていくケースは少ないが、飼い主の特定に困難なことが多い。マクロチップの装着を含めた飼い主登録が徹底されることにより、迅速に飼い主の特定を行うことができる。	
47	日	地方に対する規	医療・福祉	放課後健全育成事業に係る放課後児童支援員の資格要件の拡大	放課後健全育成事業(学童クラブ)の職員については、準国家資格である「放課後児童支援員」の資格が取り入れ、1単位ごと2名の支援員を配置する必要があるが、支援員の負担軽減と、保護士、社会福祉士、労働者のうち有資格者で2年以上従事している場合であれば、実務経験を必要とする資格要件の割合を拡大して、2年以上従事した者であること、市町村長が適当と認められたもの、が定められている。この「児童福祉事業」又は、「放課後健全育成事業」に類似する事業の定義が不明確なため、県の基準を定めている認可外保育所で従事している者が対象となるか判断できないため、新たに人材を確保している状況である。沖繩県の実情として、職員の福祉事業の遅れから、学童クラブを含めた保育事業を民間である認可外保育施設等に委託してきた経緯があり、施設を転移する民間事業者が増えていることから、学童クラブのニーズの高まりに対応するには、沖繩県特有の児童福祉行政を踏まえた放課後児童対策を講じる必要があると考え。	認可外保育施設での実務経験者を人材として有効に活用することができ、また、民間の放課後児童クラブにおいて学童クラブの開設や拡充をする際も、人材確保が見込めるため、円滑に増設を行うことが可能となる。	放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する準	厚生労働省	うるま市	高松市、高知県、沖繩県	〇放課後児童クラブには2人以上の支援員(1人を除き補助員で代替可)の配置が必要であるため、交代を含めた人員の確保が困難な児童クラブもある。資格要件の拡大により、より多様な人材が活用することができ、支援員の交代や職員不足の解消が期待される。〇本市においても、放課後児童支援員の確保については非常に苦慮していることであり、県に規定されている資格要件の緩和の拡大については、人員を確保する上で重要と考える。〇本市では、同一市町村内に活動し1時間近く(異なる地域から人材を確保している等)の児童クラブで活動している児童が少なくない。児童福祉法上の規定に準じた支援事業を委託しているが、本制度が規模や施設環境などが異なる多種多様な全国の放課後児童クラブに一律の基準を適用していることにより、様々な支障が生じている状況は懸念されるべきと考える。	児童福祉法第98条の2第1項に規定する保育等の業務を行うことを目的とする認可外保育所等での2年以上の実務経験がある者については、現行でも放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準(10条第3項)を適用することが考えられるが、認可外保育施設には多様な形態があることから、年末までに整理をお示ししたい。	

管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
38	<p>本市が以前から提案していた事前協議について、今後措置されたことについて、感謝を申し上げます。</p> <p>企業主導型保育事業の開始に当たり地域性を設定する場合には、企業と地方公共団体に事前協議を行うことが事業要件となったが、この「協議」について、誰からの指針(ガイドライン)が示されておらず、各自治体での対応に任されている状況である。そのため、自治体により事前協議の内容が異なる実情があり、また、本市としてもどこまで具体的な中身について助言できるのか、試行錯誤しながら対応しているところである。</p> <p>事前協議のルールにより、地域における保育の需要と共有のバランスが整うことが望ましい訳であるが、その趣意において、国において自治体が助言すべき内容の具体的な指針を示していただくとともに、自治体の助言内容が児童育成協会における企業主導型保育事業の助成決定の審査に反映されるなど、実効性のある仕組みの構築に向けて、引き続き、検討させていただき、お願いする。</p>		<p>【山口県】</p> <p>平成30年度より地方公共団体に相談に行くこととされたところであるが、制度上、市町は企業主導型の創設に際しでないが、供給過剰となる地域が生じる見込みである。「地域性」の設置の可否に判断できる枠での事前協議ができるようにすべきである。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>所管府県からの回答が「既に措置済み」となっているが、根拠を明らかにして十分な周知を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>周知を徹底すること。</p>		<p>第1次回答の通り、平成30年度の事業においては、地域性を設定する予定の事業者は、当該地域の保育ニーズを踏まえた設定とする観点から、地方公共団体に相談に行くこととしており、これを申請要件としている。従って、本提案内容については既に措置済みである。</p> <p>なお、地方公共団体への周知を徹底させることについては、平成30年5月15日付け事務連絡「企業主導型保育施設の設置に係る企業等からの相談について」により、各地方公共団体宛て周知を図ったところ。</p>
40	<p>市町村で行う次の登録は個人情報を含め、マイクログリッドの登録も個人情報を含みます。市町村で行う次の登録は、狂犬発生防止に係る登録されており、また、マイクログリッドの個別識別番号等は、動物愛護管理法において所有者明示の観点から必要とされています。動物愛護管理法における所有者明示マイクログリッドの登録もして義務化が検討されている中で、狂犬発生防止法における登録番号にマイクログリッドの個別識別番号を記載する、登録および窓口の一元化が図られると考えます。また、鑑札について、マイクログリッドに置き換えが可能と考えられ、紛失のおそれのない所有者の確認ができることと、盗犯に場合は、速やかに開示し一斉へ通知できます。さらには、市町村が管理することで、災害時や狂犬発生時に、次の所在と頭数の把握が容易になることが考えられます。こうした利点があることから、今後マイクログリッドについては、所有者明示の観点から次第について義務化し、管理する必要があります。</p> <p>動物愛護管理法の前回改正時の附則第14条に基づき、「マイクログリッドの装着に関する義務化について検討していきます」とご記載していますが、国長(飼い主)の負担軽減、自治体等の事務処理の効率化の観点から狂犬発生防止法に基づく登録の窓口(市町村)と、任意の形で持っているマイクログリッドによる情報登録の窓口(民間団体)の一元化を含め、その後の義務化についての具体的な進捗状況及び今後の検討スケジュールについてお示しいただきたいと考えています。</p>			<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の取組の実現に向けて、十分な検討を求めます。</p> <p>なお、国においては飼い主登録窓口の一元化に係る抜本的な取組を図られたい。</p>		<p>自民党どうぶつ愛護推進マイクログリッドPTにおいて、平成30年4月にマイクログリッド装着・情報登録制度の骨子を取り進められた。マイクログリッド登録手続のワンストップサービス、鑑札装着の代替措置として、マイクログリッド装着を認める方向で今後検討していくこととしているところである。動物の保護及び管理に関する法律(昭和60年法律第109号)については議員立法による改正を前提とした検討が進められていると承知しており、現時点での改正スケジュールについて回答することはできません。</p>	
47	<p>○国に基礎資格者に該当する可能性のある人材がおり、支障が生じているため、早急に対応いただきたい。</p> <p>○少なくとも都道府県の認可外保育施設基準を満たしている施設で従事している者については、児童福祉事業で従事している者の対象としていただきたい。</p> <p>○認可外保育施設での従事経験を認める場合の事務(従事経験の証明方法等)については、市町村の裁量で認められるよう御配慮いただきたい。</p>			<p>【全国知事会】</p> <p>所管府県は基準の解釈を整理して示すとの考えであるが、放課後児童健全育成事業に係る「従うべき基準」については、多くの地方自治体から要望があるの意見があり、基準の解釈について、地方自治体自ら判断できず、国の判断となるような基準については見直しが必要がある。</p> <p>「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものと地方教育行政推進委員会第2次報告の趣旨(平成29年)の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年12月28日閣議決定)を踏まえ参酌すべき基準等へ移行すべきである。</p> <p>なお、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を指差す地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求めます。</p> <p>【全国町村会】</p> <p>提案団体の意向及び関係府県の回答を踏まえ適切な対応を求めます。</p>	<p>○ 本年5月に開催した第71回提案募集検討専門部会及び8月に開催した関係府有ヒアリングにおいて、貴会からは、放課後児童クラブに係る「従うべき基準」のあり方について、現行基準では地域の実情に合っていない部分があることは承知しているため、どのような方向で見直しが行われるかについて、精査する時間を頂きたいとの考え方が示されたところであるが、平成29年に閣議決定された対応方針の内容を十分に尊重した上で、個別の要件緩和とごまらず、地方公共団体の期待が得られるような「従うべき基準」の参酌化を検討するべきではないか。</p>		

管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
40	<p>本市では指定市町村事務委託法人の人材確保が進まず、予定した障害者数を委託することができないため、市職員の時間外勤務時間の大幅な増加ととも、申請から認定までの期間にも大幅な遅れが生じてしまっている。今後、市町村の認定調査事例に関する実態調査及び分析等が行われるものだが、できる限り早急にお願したい。</p> <p>なお、介護支援専門員でない市調査員のアセスメント技術については、調査員証を発行する前に必ず研修を実施し、丁寧な指導を行い質の確保に努めている。</p>		<p>【岩崎市】 提案団体の意見を十分に尊重された。」「事業者」に有利となる調査」が行われることを排除するための限定事項であれば、調査員を介護支援専門員に限定することではなく、「介護認定審査会委員」に関する制約と同様に、「介護認定調査を行う者に関する制約」として、別途定めれば足りると思われる。</p> <p>また、「調査員の確保」の観点からみると、介護支援専門員の更新研修に認定調査の項目もないことから限定的意味はない。むしろ、厚生労働省の「行う要介護認定適正化事業」で作成している研修教材等を活用した研修を実施するほうが、「調査の質」を確保するには、有意義であり、より効果に期待している。</p> <p>したがって、指定事務委託法人の行う認定調査を介護支援専門員に限定する理由はなく、早急に同限定を外していただきたい。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 提案団体は、指定市町村事務委託法人の人材確保が進まず認定調査において大幅な遅れが出ており、できるだけ早い対応を望んでいる。こうした状況を踏まえ、実態状況の調査・分析を今年中に行うなど可能な限り速やかに対応していただきたい。</p>	<p>一次回答のとおり、認定調査の実施に当たっては、中立・公正性を確保することが必要であることから、どのような条件であれば、介護支援専門員以外に認定調査を委託できるのか、まずは認定調査の実施状況を把握した上で、具体的な対応について平成31年度中に結論を得ることしたい。</p>
52	<p>○在宅就労中の障害者の支援については、障害者の在宅就労により意思を受ける企業自身が支援を行うべきという考え方について、本件提案は重度障害者の業務遂行を支援するためのヘルパー派遣ではなく、日常生活を支援するためのヘルパー派遣を可能にする点にある。</p> <p>○就労中の介助者等の費用については、経済活動によって利益を得る企業側に負担を負うことに賛成はないが、重度障害者の食費や住みかなどの日常生活上の支援が多岐にわたる必要であり、その費用も大きく、企業側にとっては過度の負担となる。また、障害者差別解消法では「合理的配慮」が規定されているが、事業主に「過度な負担」を及ぼす場合は除くとされ、あくまで努力義務として、企業の自主的な取組が期待されているものである。</p> <p>○在宅就労している重度障害者の日常生活の支援を企業の負担とした場合、障害者雇用に係る各種助成金等も整備されてはいるが、企業の負担や雇用条件等の要件が設けられているため十分活用はできず、重度障害者の雇用を促進する態勢がある。</p> <p>○企業側に相応な理解がないと就労に結びつかない現状においては、在宅就労しか選択肢がない重度障害者は、日常生活上の介助者を自ら確保しないとならざるを得ない事態に直面している。</p> <p>○上記のように、企業に対して「合理的配慮」として、在宅就労期間中の重度障害者への支援を求めるところには限界があり、少なくとも常時介助が必要な重度障害者においては、働く機会を提供することを優先し、福祉的な支援を行うことが望ましいと考える。</p>			<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された。</p>	<p>○ 本件提案の趣旨は、在宅就労している重度障害者の業務支援ではなく、日常生活の支援であるから、企業が支援するのではなく、福祉サービスとして支援すべきではない。</p> <p>○ 在宅就労している重度障害者の就労期間中の支援を企業に求めることは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第65号）第8条第2項に規定する「過度な負担」に該当するのではないかと、また、在宅で働いている重度障害者は支援を受けられないのではないか。</p> <p>○ 本件提案は、平成30年度障害福祉サービス報酬改定で議論された通勤・通学時の重度訪問介護の利用とは別の観点であるから、在宅就労している重度障害者の実態を把握したうえで、支援の在り方を検討するべきではない。</p>	<p>個人が収入を得るために経済活動を行っている就労中の時間外（労働時間）は、障害福祉サービスの対象となる日常生活はは従来集計するものである。例えは就業中にトイレへ行くと一時的には認められている（労働時間から引かれること）。就業時間中トイレや水分補給等は労働（経済活動）の一環であると捉えられる。これは、在宅就労の場合であっても、企業等に雇われて労働を行っているという点では同様である。</p> <p>このような就業中の労働者に対する支援を障害福祉施策として公費負担で行うことについては、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定検討チームでも議論があったように、本来、職場環境の整備等に関する企業負担や労働者の保護を企業に求めざるを得ない状況に陥る必要がある。</p> <p>なお、仮に在宅就業中の重度訪問介護の利用が可能とした場合、障害福祉サービスに係る財政負担（負担割合：面1/2、都道府県1/4、市町村1/4）に大きな影響を与えることが懸念されることも懸念が必要である。</p>	
54	<p>①(1)及び(2)について 提案している市認定済施設については、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」と同等の基準を適用しており、保育の質は十分確保されているものと考えている。その点を考慮して再検討していただきたい。</p> <p>また、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」で、利用調整等の方法による入居施設の種類より「通称施設を重視し、かつ」として認定要件が緩和されたことには必要だが、本市では引き続き卒園後の受け皿確保に努めている。今後も保育需要は伸びていく見込みであり、現行の認可施設のみでは規模以上の受け皿を確保することは困難であることから、卒園後の受け皿に係る確保を確保すべきである。</p> <p>なお、「代償保育の提供」については、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」において一定の見直しが行われたことであるが、通称施設の確保に結果していないのが実情であり、現場の質を踏まえ引き続き検討をお願いしたい。</p> <p>②(3)について 経過措置の延長の可否は、家庭的保育事業者等については、事業運営の見直しを立てる上で喫緊の施策であり、早期に経過措置を延長する必要があると考える。</p>		<p>【全国知事会】 所管府県からの回答では、連携施設に認可外保育施設を加えることは質が確保されていないため認められないとされているが、2019年10月からは認可外保育・保育の無償化措置を踏まえ、認可外保育施設でも質が確保できている施設は存在すると考えられる。質の確保の観点で、どのような認可外保育施設が連携施設に相当しいかは施設を熟知している地方自治体から設定できなければならない。</p> <p>この家庭的保育事業者における連携施設の認定に係る基準については「従うべき基準」とされているが、「従うべき基準」は条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものと地方分権改革推進委員会第2次報告の趣旨を踏まえ、多岐に亘る基準等へ移行すべきである。</p> <p>なお、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切り下げや国の政策目的を指する地方自治体の施策の取組ではなく、国が全国一律に設定している基準を地方自治体から決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>＜卒園後の受け皿としての連携施設の拡充について＞ ○ 連携施設に一定の保育の質が確保されれば保育園、幼稚園、認定こども園が担うことが望ましいため、対応は困難であるとの面だが、地方公共団体が一定の基準を満たす認可外保育施設（託児保育所等）、企業主導型保育施設、特小規模保育施設は、国や地方公共団体から運営支援等を実施していることを踏まえれば、当然保育の質は担保されているものと考えべきではない。</p> <p>○ 平成28年の対応方針で卒園後の受け皿に係る認可要件は緩和されたものの、引き続き多くの地方公共団体が受け皿の確保に苦慮している。保護者が安心して働きやすい環境を整備するために、各園の受け皿に係る連携施設の対象を拡大することが必要ではないか。</p> <p>○ 連携施設に関する経過措置の延長について＞ ○ 多くの家庭的保育事業者等において、連携施設の確保の見込みが立たない中、経過措置の延長を待たなければ、事業開始の取組に待機期間の延長も避けられない。保育の受け皿拡充と保育の質の確保に取組むためには、当然に延長されるべきではないか。</p> <p>○ 家庭的保育事業者等において、経過措置の延長の可否は事業運営の見直しを立てる上で非常に大きな課題であったため、早期に経過措置を延長する必要があると考えるべきではない。</p>	<p>①(1)及び(2)について 保育の受け皿確保に当たっては、一定の保育の質が確保されている認可外保育所を中心に整備していくことが必要と考えており、保育の受け皿拡充と保育の質の確保は「車の両輪」として取り扱う必要がある。</p> <p>一次回答でも述べたとおり、家庭的保育事業者における連携施設の認定は、代償保育の提供や無償保育をけん引する施策として保育の質の向上の面でも極めて重要な仕組みである。</p> <p>連携施設の認定に当たっては、一定の保育の質が確保された保育所・幼稚園・認定こども園が担うことが望ましいと考えているが、連携施設の認定状況の実態等を踏まえ、そのあり方について、子ども子育て支援法（平成28年法律第65号）の施行後5年の見直しの中で検討していきたい。</p> <p>②(3)について 経路措置延長第3条に規定する特例措置の延長については、子ども子育て支援法（平成28年法律第65号）の施行後5年の見直しの中で検討することとしているが、子ども子育て会議における議論の状況も踏まえて、可能な限り速やかにその方針をお示ししたい。</p>		

管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
55	<p>人員配置基準の見直しについて 南房総市及び水戸市の一時預かり事業(幼稚園型)は、ほとんどが利用者60人未満の小規模な事業であったため、そもそも必要な有資格者は1人、有資格者の割合(1/2以上~1/3以上)を確保した上で、人材確保の負担には見えない。また、志願者中から指導の経験も考慮し、有資格者を2人確保しなければ基準を満たすシフトを組むことができないため、有資格者に幼稚園免許未更新者や小学校教諭等を求める、要する経費とおもない。</p> <p>幼稚園免許未更新者については、旧免許状と新免許状で取り扱いが違い、旧免許状は未更新者であっても有資格者として認められ、新免許状の未更新者は有資格者に認められないのは合理性がなく、幼稚園免許更新していただく。子育て支援制度等の受講中か未更新資格者とする者であれば、預かる児童の安全や教育・保育の質の確保は限られると考え。また、一時預かり事業における保育と教育連携時間における幼児教育とでは教育・保育の内容や方法は異なり、保育に必要な知識や技能に差がある。必要な専門的知識はむしろ一時預かり事業に特化した研修等で身に付けることが望ましいと思われる。</p> <p>そもそも本提案は、子ども子育て支援制度における補助の適用によって一時預かり事業を実施することになり、現行基準では人材確保が難しく、事業の持続が困難であるといった背景から、人員配置基準の緩和を要望している。市町村の自主財源に及ばないよう、あくまで基準の見直しを御検討いただきたい。</p> <p>必要経費削減の追加について 配座基準の見直しの回答では、一時預かり事業に従事する有資格者は免許状更新が必要とし、この事業に従事することのみをもって、免許状更新の対象者とすることは困難であるとの回答に矛盾がある。</p> <p>また、「教育委員会や幼稚園等が作成する臨時任用教員リスト」へ登録されることにより、受講対象者などとの情報について、一時預かり事業に従事するニーズがある中、当該リストに登録されることを拒否する方もおり、人材確保が阻害される場合があるため、制度を改訂し、専任希望の方であっても免許を更新できるようにすべきである。</p>				<p>【全国知事会】 一時預かり事業の取組及び運営に係る基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例で定むべきである。要する点については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、参酌すべき基準等とすべきである。</p> <p>なお、参酌すべき基準等とすることは、サービス水準の切り下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最速・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>【一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準の緩和】 幼稚園教諭普通免許状未更新者について ○これまで一時預かり事業(幼稚園型)に対する基準緩和がなされてもなお、人材確保が困難なため、事業の持続が危ぶられるおそれがある中、過半数の幼稚園教諭の経験があって、幼児の預かりに対して十分な知識と技能を有している人材がいる場合には、幼稚園教諭普通免許状を保持しなくても職員と見做しても、十分相応に人材と考えられるのではないか。 ○なお、子ども子育て支援制度に関する「自治体向けFAQ第16版」(平成30年3月30日)では、旧幼稚園教諭普通免許状所有者であって、修了確認期限が到来した時点で受講義務者でない者(幼稚園)の預かり業務にのみ従事している者、修了の要に準じていない(修了)のみが普通免許状所有者として取り扱われることとしていることから、既に免許更新制度の例外が認められているのではないか。 ○以上のことから、幼稚園教諭普通免許状の未更新者を人員配置基準の員数に含めることができるよう緩和すべきではないか。 ○小学校教諭及び養護教諭普通免許状所有者について ○また、児童福祉施設設置基準等の規定では、保育士配置基準の特例として、小学校教諭及び養護教諭を保育士として代替配置ができることから、一時預かり事業における1/3以上の人員配置基準の員数に小学校教諭及び養護教諭を含めることは合理的ではないか。 【幼稚園免許未更新者の見直し】 ○現行基準において、1/3以上の保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者を必要としない場合は、1/3以上の事業(幼稚園型)に従事又は従事する予定であっても、免許状更新講習を受講することができないのは制度矛盾ではないか。 ○一時預かり事業(幼稚園型)に対する高いニーズを踏まえれば、同事業の従事者の確保は重要な課題であり、幼稚園員と見做らない者であっても、同事業への従事者希望する幼稚園教諭免許状未更新者による免許更新を容許すべきではないか。 ○なお、1次にアンプでは、文部科学省より「幼稚園等で作成した臨時任用教員リスト(非常勤含む)」へ登録されている者であれば、一時預かり事業に従事であっても免許更新講習を受講できるとの取組があったが、幼稚園の職員として勤務する意思がないにもかかわらず、臨時任用教員リストへ登録しなければ免許更新講習を受講できないことは不合理ではないか。</p>	<p>○前提家の免許未更新者等有資格者として認めることについては、①幼児教育・保育に関する専門的知識を有することが公的に担保される者が不在となり、預かる児童の安全や教育・保育の質の確保が困難となること、②「経済財政運営と改革の基本方針2018」について又は「幼稚園、保育所、認定こども園以外の教育機関に在籍している教職員の職務に関する社会協会の申し立て」において、幼稚園の預かり保育の確保に必要とされている者の担保・向上のため、一時預かり事業と同様の基準を課することをとっており、国の政策(国)対応は政策的に運用することから、対応は困難である(各論)については、以下(別添記載)。</p> <p>○一方、幼稚園の預かり保育の必要及び幼稚園の人材確保については、大企業を支援しており、文部科学省としてこれまで幼稚園の人材確保支援事業の実施(一時預かり事業(幼稚園型)の補助の充実等)を取り組んできており、引き続きこうした取組の実施により人材確保に努めることとした。</p> <p>○幼稚園教諭普通免許状未更新者について 保育士資格を有しない幼稚園教諭普通免許状未更新者については、人材確保が困難とならないことへの対応として、平成28年度より有資格者以外の者として配座可能としたことであり、既に免許更新講習の受講を希望しない者についても、一時預かり事業(幼稚園型)に従事していただくことは可能としている。</p> <p>なお、御指摘の修了確認期限が到来している旧幼稚園教諭普通免許状所有者の取扱いについては、本会は、質の担保・向上の観点から、新免許状保有者と同等、免許更新講習の受講を求めべき立場にはありませんが、現行において、</p> <p>1)預かり保育担当職員が免許状更新講習の受講が認められない場合があること、 2)旧免許状は新免許状と異なり有効期間が定められていないこと、 3)預かり事業(幼稚園型)の基準緩和を踏まえ、例外的に有資格者として認めていることあり、当該旧免許状未更新者と同様に新免許状未更新者等有資格者として認めることは困難である。</p> <p>なお、預かり保育担当職員の教育免許更新講習の受講については、全国的に預かり担当職員の状況を把握するため、今後、預かり保育担当職員の免許の保有状況、教育職員としての勤務経験や免許状況等に関する調査を行う予定である。</p> <p><小学校教諭及び養護教諭普通免許状所有者について> 保育所等において、小学校教諭及び養護教諭普通免許状所有者を保育士の代替職員としている特例(児童福祉施設設置基準第9条等)については、児童会として保育士等が2、3以上を確保することを前提(児童福祉施設設置基準第9条第7号)としており、当該事業の有資格者割合(1/3以上)と比較しても高い基準を課した上でかつ緩和措置であることから、当該特例を以て、一時預かり事業(幼稚園型)の基準緩和を行うことは極めて困難である。</p>
56	<p>業例によっては、別事案件等を起こした過去がある等、暴力団の関与が懸念されることがある。また、暴力団排除条約の締結等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合の関係者が、暴力団関係者であることが望ましくないため、認可件としてには暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したい。</p> <p>また、暴力団の関与を断り防止する必要があると考えたため、中小企業等協同組合への暴力団排除規定への追加を求める。</p>				<p>【全国知事会】 児童厚生施設に保育士や社会福祉士等の資格を有する児童の遊びを指導する者を配置することについては「促すべき基準」とされている。 「促すべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、参酌すべき基準等と参酌すべきである。</p> <p>また、児童館運営運営条例において、「児童の遊びを指導する者」を2名以上配置することとしているが、人員基準等の設備運営基準については法律・政令に根拠をおくこととする。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>中小企業等協同組合法を改正し暴力団排除規定を追加するためには、同法に基づき設立された組合に暴力団員が関与し、その活動を遂行し暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保できないと具体的に立証する必要であるが、現時点でそのような情報を見出しにくい。</p> <p>引継ぎ中小企業と警察庁が協力して情報収集を行い、中小企業等協同組合の目的である相互扶助の精神に基き協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの公正な経済活動の機会を確保し、もての公正な経済活動の機会を確保し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを目的とあり、暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置を講じる必要があると認められる場合には、必要な措置を検討することとした。</p>	
56	<p>現在でも児童館職員に欠員が生じた場合、募集しても申込みがなく、有資格者の人材確保に苦労している。その場合、別の児童館から職員を回すなど何とかな望んでいるが、職員に十分な賃金確保がとれない。</p> <p>児童館は、そもそも一般財源で運営しているため、地域の実情に応じた柔軟な職員配置を認めていただくことで、人材不足による休館を免れることができる。</p> <p>また、暴力団の関与を断り防止する必要があると考えたため、中小企業等協同組合への暴力団排除規定への追加を求める。</p>				<p>提案団体からの見解等を踏まえ、地域の実情に比した柔軟な職員配置の考え方について年末までに検討し、示していくこととした。</p>		

管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
67	<p>本提案について、ご指摘のとおり、現行制度の運用より、申請の受理及び指定に係る事務を一括して行うことで、各市町村や事業所の負担軽減も実施できると考える。</p> <p>そのため、事務を一括して行う際の基準及び指導監督の取り扱いについて、既に取り組んでいる自治体の例などを後めも検討していただきたい。</p> <p>また、本制度について、積極的に周知するとともに、基準等を年内をめどに、県及び各市町村へ通知を行うなどの検討をお願いしたい。</p>				<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 府県から「現行制度上可能」との回答があったが、活用事例も含め、十分な周知を行うこと。</p>	<p>○ 提案団体は、事務を一括して行う際の基準や指導監督の取扱いについて既に取り組んでいる自治体の例などを含め示すことや、回答内容について積極的に周知することを求めていることから、各都道府県・市町村に対する周知又は通知を今年中にやっていただきたい。</p>	<p>提案団体の見解を踏まえ、事例に関する情報提供及び介護予防・日常生活支援総合事業の事業の指定に係る事務等に関して行うことができる地方自治法の仕組みに関する周知について、具体的な内容を検討の上、対応してまいりたい。</p>
70	<p>公立学校の施設整備等についても前年度に行った実施設計費を補助対象とすることができると、また、認定こども園施設整備交付金のうち、幼稚園前年度に整備については、実施設計年度は交付金前年度の前年度支出分まで対象経費となることから、認定こども園整備についても、内承前の実施設計についても補助対象としていただきたい。(認定こども園施設整備交付金の認定こども園整備と幼稚園前年度に整備で内承前の実施設計についての取り扱いの整合性を図っていただきたい。)</p> <p>事前協議については、年度内に複数回行うことが出来るスケジュールとなっているものの、内承後に実施設計・本体工事を行う場合、整備の規模にもよるが、実施設計に3か月程度、本体工事に少なくとも7～8か月程度の期間を要し、年度前半の事前協議を行う場合でも、そもそも内承後の実施設計では本年度での整備が間に合わない可能性がある。また、2か年単年で申請する場合、1年目に工事工場の必要があるため、実施設計を伴う施設整備の実施については年度後半の事前協議では対応出来ない可能性がある。</p> <p>内承前の実施設計が補助対象となれば、年度前半での事前協議の場合、単年度での整備が可能となるケースが増え、また、年度後半の事前協議でも、内承後に1年目の工事工事が可能となると考え、上記を踏まえ、内承前の実施設計の取り扱いの見直しを行うことで、迅速な施設整備が可能となり、待機児童解消に繋がると考える。</p>		<p>【香川県】 ○ 前年度中にスケジュールが示され、複数回の事前協議の機会も与けられているものの、内承後に事業着手となると、その後実施設計、公告(入札)、開札、工事業者との契約、近隣住民への事前説明を経て工事着手することとなり、十分な工期がとれず、現実的には単年度での事業完了が非常に難しい状況である。</p> <p>市町村としては、十分な工期を確保するべく、年度当初の事業着手に向け、4月内承を受けるために前年度から事前協議を行ったとしても、内承書の発出が4月の中旬以降となり、そこからの事業着手では厳しい状況に置かれる。</p> <p>さらに、交付金の活用にあたり、前年から前年度の繰越予算の活用を指定された場合、事業着手後の不測の事態により事業に遅れが生じ、年度中に事業が完了できないと事故繰越を選択せざるを得ず、市町村にとっては大きな負担となる。</p> <p>このため、内承前に一定の事業着手が認められるような改善を含め、制度の抜本的な改善を要望する。</p> <p>【徳島県】 回答は理解したが、その場合でも工事着手を4月にする場合には、前年度に行った実施設計分の補助がなされないこと等の現状を改善すべきと考える。</p>	<p>【全国知事会】 交付金の前年度内承スケジュールを前年度中に取り組んでいるとの回答だが、その内承がスケジュールより遅れているとの指摘もあるため、現状を踏まえた再回答を求める。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>【文部科学省】 現行、認定こども園施設整備交付金においては、次年度の内承スケジュールを前年度中に申し、かつ、複数回の内承を行い各市区町村における整備計画に合わせた対応が可能となるよう取り組んでいるところである。</p> <p>各市区町村におかれては、実施設計や本体工事に必要な期間を踏まえつつ、整備計画に応じて内承予定時期を確認のうえ、引き続き、事業の円滑な遂行に取り組んでいただきたいと考えている。</p> <p>また、30年度の認定こども園施設整備交付金の内承予定については、「平成30年度認定こども園施設整備交付金の事業募集(予定)」等について(平成30年1月29日付け文部科学省初等中等教育局幼児教育課長後継事務連絡)により、平成30年4月、6月、8月、10月、12月の各月上旬と承しているところであり、以下のとおり内承については概ね予定どおりに行われているものと認識している。</p> <p><平成30年度内承日(実績)> ・4月内承分:4月8日 ・6月内承分:6月27日、(追加分:7月11日) ・8月内承分:8月17日</p> <p>【厚生労働省】 現行、保育所等整備交付金においては、次年度の内承スケジュールを前年度中に申し、かつ、複数回の内承を行い各市区町村における整備計画に合わせた対応が可能となるよう取り組んでいるところである。</p> <p>各市区町村におかれては、実施設計や本体工事に必要な期間を踏まえつつ、整備計画に応じて内承予定時期を確認のうえ、引き続き、事業の円滑な遂行に取り組んでいただきたいと考えている。</p> <p>また、30年度の保育所等整備交付金の内承予定については、「平成28年度補正予算及び平成30年度予算案における保育所等整備交付金に係る協議について」(平成30年2月16日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)により、平成30年4月、6月、8月、10月、12月の各月上旬と承しているところであり、以下のとおり内承については遅延なく予定どおりに行われているものと認識している。</p> <p><平成30年度内承日(実績)> ・4月内承分:4月8日 ・6月内承分:6月8日 ・8月内承分:8月10日</p>		

厚生労働省 各府県からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府県	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		各府県からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支援事例	
83	日	地方に対する規	医療・福祉	老人福祉に係る「基準省令」の早期公布	老人福祉に係る「基準省令」について、可能な限り早期に公布を行うこと求める。 新たな基準省令を制定する場合は、原定期間や施行準備等を踏まえて、一定の経過措置期間を設定すること求める。	【地方分権の趣旨を反映できない】 介護保険施設等の基準は、法律で規定されているもののほか、「基準省令」に規定され、「基準省令」は条例への委任規定(従うべき基準、参酌すべき基準)を定めている。 このうち、参酌基準については、地域の実情や県の政策課題を背景に、独自の権限や団体、県民と検討を重ねる必要がある。 しかし、今回は、「基準省令」の公布遅延によりその期間はなく、「基準省令」を条例で定める必要が生じ、作業に注力せざるを得なかった(条例の概要に係るパブリックコメント等)。 【県民・事業者の不利益】 新たな介護保険施設である介護医療施設は、県内の病院関係等に注目されており、県は、近々の開設を検討している事業者に対しては、速やかに制度を周知し、事業化を促す必要があった。 しかし、「基準省令」の公布が遅れた結果、事業者への周知期間が十分に確保できないほか、県の支援策を検討する時期も確保することができなかったことから、県の取組が不十分なまま、条例の施行を定める事になったことが想定できない。 また、その他の介護事業者においても、介護保険法施行規則(厚生労働省令)の公布が9月22日より、事業者からの指定申請手続き等を定めた規程規則の改正が4月1日に間に合わない事態となった。 さらに、全ての介護事業者に係る4月以降の報酬告示やこれを解釈する通知も9月22日となったことから、事業者の中には、4月からの新算定等の算定を踏めることが出ている。	本県の実情や政策課題のほか、県民・団体意見を条例に反映させることができ、地方分権の趣旨を具現化することが可能になる。 民間事業者による早期の事業化を支援することで、県民サービスの向上が期待できる。 法改正の趣旨に沿った制度運用が可能になる。	介護保険法	厚生労働省	神奈川県	—	宮城県、秋田県、茨城県、福島県、千葉県、香川県、山梨県、石川県、福井県、新潟県、富山県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、高松市、高知県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	介護サービスの運営基準等に関する省令の改正については、社会保障審議会の意見を踏まえ決定することされており、同審議会の意見を踏まえ、可能な限り早急に公布するよう努めていることである。 一方、今般の改正において指摘のような事象が生じたことを踏まえ、次期改正に向けては、より円滑な施行ができるよう、努めてまいります。
84	日	地方に対する規	医療・福祉	障害児者福祉に係る「基準省令」の早期公布	障害児者福祉に係る「基準省令」について、可能な限り早期に公布を行うこと求める。	【地方分権の趣旨を反映できない】 障害児者サービス事業者の基準は、法律で規定されているもののほか、「基準省令」に規定され、「基準省令」は条例への委任規定(従うべき基準、参酌すべき基準、準拠すべき基準)を定めている。 【県民・事業者の不利益】 制度改正の円滑な施行にあたっては、障害児者サービス利用者をはじめとする関係機関や事業者等への十分な周知期間が必要となる。 しかし、遅りどころなる条例の公布が9月下旬になるため、新サービスの指定申請を締結する事業者もあり、障害児者新制度を利用する機会を十分に確保することができない懸念がある。 【働き方改革への対応】 基準省令改正を受けた条例改正作業については、議会とのスケジュールに合わせるため、短時間で議決作業が生じ、関係する職員は長時間労働を余儀なくされており、働き方改革の取組にも大きく反している。	本県の実情や政策課題のほか、県民・団体意見を条例に反映させることができ、地方分権の趣旨を具現化することが可能になる。 民間事業者による早期の事業化を支援することで、県民サービスの向上が期待できる。 法改正の趣旨に沿った制度運用が可能になる。	児童福祉法、障害者総合支援法	厚生労働省	神奈川県	—	福井県、宮城県、秋田県、岩手県、山梨県、石川県、福井県、新潟県、富山県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、高松市、高知県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	基準省令の改正については、その改正内容の検討等に時間を要すること、また、次年度の予算案と連携し定める事項であるため予算編成過程において検討が必要があること、例年1月頃の公布となっていること等、一方で、基準省令の内容を各自治体の条例に反映させるとは重要であると考えて、厚生労働省としては、自治体の条例改正スケジュールを考慮し、公布に先立って改正内容等を自治体に周知し、引き続き、自治体の条例改正に係る事務負担等に配慮しつつ、可能な限り早期に公布ができるよう取り組んでまいります。

管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	
	見解	補足資料	見解	補足資料				
83	<p>今回の基準省令の制定及び改正では、追加共同提案団体の支援事例にある通り、条例の改正等が4月1日に含まない地方公共団体や4月からの新加算の算定を踏めた事業者があるという点であり、配慮や対応が不十分であると言わざるを得ない。</p> <p>介護サービス等の運営基準等に關する省令の改正については、社会保障審議会の意見を踏まえて決定するのであれば、社会保障審議会の開催スケジュールを見直し、報酬改定に係る検討スケジュールの前後しや経過措置を設定することで、十分な準備期間が確保できるよう検討していただきたい。</p> <p>また、新たな基準省令を制定する場合は、十分な準備や周知期間を確保できるよう、一定の経過措置期間を設定することを改めて求める。</p> <p>なお、「より円滑な施行ができるよう努める」との回答であったが、平成30年7月27日付けで改正された介護医療院の基準省令については、事前の情報もなく、改正されたことすら連絡がなかった。</p>		<p>【宮城県】</p> <p>次期改正においては、早急な公布をお願いしたい。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>地域の実情に応じた施設の設置等を行うため、条例に基準の内容が委任される参照基準の制定にあたっては、各団体において必要な検討を行えるよう十分な期間を確保すること。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>			<p>次期改定における介護サービスの運営基準等に關する省令の改正については、自治体へ適切に情報提供を行うなど、より円滑な施行ができるよう努めてまいりたい。なお、今般の改定においても経過措置が必要な項目については、対応を行っているところである。</p>
84	<p>「基準省令の改正については、その改正内容の検討等に時間を要すること。また、次年度の予算編成計画に關する事項であるため予算編成過程において検討する必要がある」との回答について、地方公共団体においても、条例改正にあたり、内容の検討や確認に時間を要し、条例改正に向けた十分な時間の確保と制度改正の円滑な施行に向けた取組みが必要である。</p> <p>「厚生労働省としては、自治体の条例改正スケジュールを考慮し、公布に先立って改正内容等を自治体に周知している」との回答について、そのような中においても追加共同提案団体の支援事例にあるとおり、パブリックコメント手続きを実施できなかった地方公共団体があるということは、配慮や対応が不十分であると思われるを踏まえ、周知の在り方についても考慮していただきたい。</p> <p>また、障害福祉サービスの報酬改定は3年毎に実施されており、今後も実施時期が確定しているものであれば、報酬改定に係る検討スケジュールの前後しや施行時期の見直し等、地方分権の趣旨を踏まえて周における検討・公布・施行のスケジュールを検討していただきたい。</p>		<p>【八王子市】</p> <p>基準省令改正の公布に先立って自治体に周知されている改正内容等では、その解釈や疑問等の詳細が示されておらず、制度理解のための十分なものとはいえないため、基準省令の改正内容を条例に反映させることは理難である。</p> <p>よって、早期の公布のみならず、制度の解釈等の詳細についても、早期に示されたい。</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>地域の実情に応じた施設の設置等を行うため、条例に基準の内容が委任される参照基準の制定にあたっては、各団体において必要な検討を行えるよう十分な期間を確保すること。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>基準省令の改正については、その改正内容の検討等に時間を要すること。また、次年度の予算編成計画に關する事項であるため予算編成過程において検討する必要があることから、例年1月頃の公布となっていることである。</p> <p>一方で、基準省令の内容を各自治体の条例に反映させることは重要であると考えており、厚生労働省としては、自治体の条例改正スケジュールを考慮し、改正の前年の12月までには開催される障害福祉サービス等報酬改定検討チームの開催毎に、改定に係る論点を説明した資料等を厚生労働省ホームページで公開する等、公布に先立って改正内容等が自治体の担当者に分かるよう周知している。</p> <p>引き続き、自治体の条例改正に係る事務負担等に配慮しつつ、可能な限り早期に公布ができるよう取り組んでまいりたい。</p>	

管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
85	「支給認定の適切な判定などに支障が生じる可能性も考えられる」とのことであるが、我々としては、そのような支障はないものと考えている。また、既に検討する場合には、申請者から性別同一性障害の方への配慮に欠けるなどの指摘を受けていること、精神障害者保健福祉手帳については、既に性別の記載が廃止されていることを考慮し、できれば早期に検討結果を出していただきたい。については、まず検討時期や検討方法を明示していただきたい。	-	【静岡県】 「支給認定への適切な判定などに支障が生じる可能性」とはどのようなことなのか具体的に示していただき、性別同一性障害の方に配慮した対応をお願いしたい。 【名古屋市】 自立支援医療費(精神通院医療)の申請書及び受給者証への性別記載については、その必要性が明らかでなく、支給認定の適切な判定などに支障が生じる可能性は考えにくい。 精神障害者保健福祉手帳についても、性別同一性障害の方への配慮の観点から、平成24年度より性別の記載が廃止されているところであり、自立支援医療費についても、申請者の精神的苦痛等の軽減を図るため、性別記載の早期の廃止を要望する。	-	【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府県の回答を踏まえ適切な対応を求める。		申請書等の性別の記載を削除することについては、支給認定の適切な判定などに支障が生じる可能性も考えられることから、各地方公共団体の意見も踏まえ、判定への影響等について整理の上、当該記載の削除が適切か否かを慎重に検討してまいりたい。
86	この提案の履切においては、訓練施設の長の証明の必要性を見直すように求めているわけではなく、証明書の記載を「職名」として記載するものから「職名」のみに変更することにより、業務量の削減に資した雇用保険受給者への迅速な雇用保険給付を実現しようとするものである。(従来の建書が正確に理解されており、回答がずれ違っていると思われる。)	-	【福島県】 公共職業訓練等受講届・通所届(雇用保険法施行規則様式第12号)、公共職業訓練等受講証明書(雇用保険法施行規則様式第15号)については、適正な支給に資するため、都道府県が設置する職業能力開発校の長においても厳格に確認を行った上で公共職業訓練等の施設の長の職名を欄に「公共職業訓練等の施設長」、「施設の長の職名」、「施設の長の氏名」及び公印の押印を行ってあり、本件はそのうち「施設の長の氏名」の記載を省略することについて検討すること。	-	【全国知事会】 「訓練施設の長の証明も必要としているものであり、要領に合った措置は困難である」との回答であるが、本件は訓練施設の長の証明そのものについて省略を求めているのではない。改めて、様式のうち「施設の長の氏名」の記載を省略することについて検討すること。		公共職業訓練等受講届・通所届(雇用保険法施行規則様式第12号)、公共職業訓練等受講証明書(雇用保険法施行規則様式第15号)に係る職名記載欄については、届出欄を省略し、職業能力開発校等の施設長は「氏名」の記載を不要とするよう、本年度中に雇用保険法施行規則の改正を行う。
87	ご指摘のように、受講届・通所届、受講証明書へ証明欄が設けられておりながら、証明事務に伴う添付書類の徴収等については、特に根拠規定がない。 また、通所届については、証明内容に支障を及ぼさないような内容も含まれている。証明事務に伴う添付書類は、職業能力開発校の長を経由せず公共職業安定所長が直接受け付けたとしても雇用保険受給資格者の利益に反する理由が認められない。 このほか、訓練施設の長の証明書への内容を分冊化したうえで、高度な個人情報が含まれる書類等を取扱う根拠など、この事務を実施するに際しての根拠や基準を明確化するとともに、回答において具体的な明確化の方法をお示しいただきたい。	-	-	-	【全国知事会】 事務の職務付に当たっては法律または政令によるべきであり、訓練施設の長が証明事務を行うことを職務付ける場合には、法令により根拠を明らかにすること。		届出欄を踏まえ、証明事務に関する根拠等の明確化を行う。具体的には、今年度中に雇用保険法施行規則の改正により措置することを検討する。

管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
09	<p>まず、「通所経路等については、当該訓練施設しか的確に把握できない」との指摘であるが、訓練施設の長の証明の内容にかかわらず、出発地、目的地等に基づいて、公共職業安定所長が認定した経路により、手当が支給されている現状では、経路についての職業能力開発校の長の証明は不実である。</p> <p>次に「届出を受給資格者が公共職業安定所に直接提出することとすると、届出内容の正確性を担保できない」との指摘については、通所経路の認定に必要なのは、日付、出発地、目的地等の情報であり、これらは、受講証明書の備考でも記載ができ、かつ、受講証明書の証明は行うのであるから、訓練施設の長の証明もできる。(現に、訓練場所の変更については、通所届の備考欄に目的地・住所を記載している。)</p> <p>そのため、受講証明書に付加する形により訓練場所の変更等を訓練施設の長が証明することとし、通所届における訓練施設の長の証明を廃止することとしても、支障が生じることは想定できない。</p> <p>また、「受給資格者にとっても訓練期間中に公共職業安定所に出頭することとなり、訓練の妨げになる」との指摘について、現状では雇用保険受給資格者からの書類提出を郵送等でも受け付けていることから、公共職業安定所長が通所届を直接受け付けに当たり、取立て出頭を促める必要はないと思われ、郵送等による方法をとれば良いと考えられる。</p>		<p>【福島県】 通所経路等についての的確な把握は公共職業安定所長でも行える確認行為であると考えられる。また、受給資格者が公共職業安定所に本届出を直接提出することで届出内容の正確性を担保できないなどとの指摘は、法的に位置づけなければならぬ証明事務の複雑化及び事務の負担軽減や適正化を図ることが必要と考えられる。</p>		<p>【全国知事会】 事務の職務付に当たっては法律または政令によるべきであり、訓練施設の長が証明事務を行うことを職務付ける場合には、法令により根拠を明らかにすること。</p>		<p>公共職業訓練等受講届・通所届(雇用保険法施行規則様式第12号)について、訓練実施場所は当該訓練等施設しか適切に把握できないため、施設長の証明を求めているものである。このため、厚生労働省としては、同様式(2)区間(最終目的地のみを証明して頂ければよいと)考え、今後、様式変更等により、その旨を明確化していきたいと考えている。具体的には、今年度中に雇用保険法施行規則の改正により措置することを検討する。</p>
101	<p>自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に係る所得確認の事項については、市町村を経由する經由事項であることから、確認の一部を市町村へ移譲することにより効率的に事務を実施することができ、住民サービス上の向上につながると考えられるため、早急な対応をお願いしたい。</p>		<p>【静岡県】 県内で統一した取り扱いを進めやむを得ないため、申請者の所得区分の審査に係る事務を市町村の事務として法令上に指定していただくよう、引き続き要望する。</p>	<p>【全国知事会】 提案団体は、自立支援医療(精神通院医療)の支給認定事務のうち、申請者の所得区分の確認事務の移譲の前提としてマイナンバーの活用を求めているが、マイナンバーの利用範囲の拡大については、情報漏洩や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ型域を設けることなど(検討を進めること)。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		<p>【内閣府】 厚生労働省が所管する自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する事務の権限移譲に関する提案事項であり、内閣府として回答可能な事項なし。 【厚生労働省】 自立支援医療(精神通院医療)の支給認定に関する事務のうち、申請者の所得区分の審査に係る事務を市町村の事務として一律に法令上に規定することについては、これにより影響を受ける各地方公共団体の意見を勘案しながら、検討してまいります。</p>	
111	<p>市町村立の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定手続きについて、都道府県知事から市町村長への協議が不要であるならば、例えば、自治体向けFAQに市町村立以外の認定こども園を想定した規定であることを記載するなど、法の趣旨を明示していただきたい。</p>			<p>【全国知事会】 所管府県は現行制度上協議が不要との見解を示しているが、その法令上の根拠を明らかにするとともに、各地方自治体に対して十分周知することが必要である。 【全国市長会】 所管者からの回答が協議は不要であるとなっているが、多くの団体から提案があることから、周知を徹底すること。</p>		<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第六項における都道府県と市町村との協議の解釈について、自治体向けFAQ等において、周知徹底を図っていく予定である。</p>	

管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
112	<p>保育所から幼保連携型認定こども園へ移行するにあたって、支給認定された保育の必要な子どもを預かるという、目的が異なる施設種別の移行であることに加え、幼保連携型認定こども園化の機運は、子ども・子育て支援新制度における「地域における子育て機能の充実」、「利用者ニーズへの迅速な対応」といった重要な要素も持っていることから、④必要程度以上の資料の考え方に、ついて御再考いただきたい。</p> <p>本提案はあくまで添付資料の書面の認識を求めているが、仮に添付書類の簡素化が認められない場合であったとしても、特に改修等を伴わない転用の場合においては、補助の内容を確認するための書類として、現行認められている決算書のほか、建築年月日や取組等については、法務局から容易に取得可能な家賃等の定額請求書の写しを代算可とし、写真については不要とするなど、より負担に軽減することをお願いしたい。</p>		<p>【補足資料】 そもそも保育所としての機能を幼保連携型認定こども園は併せ持つっており、引き続き教育・保育を提供しているものでもあるので、財産処分を不要としていただきたい。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する際の財産処分の手続きにおいては、添付資料として対象施設の図面、写真、国庫補助金交付決定通知書及び確定通知書の写し(保管されていない場合は交付額を確認できる決算書でも可)等を必要としている。 一方、単純に同じ必要とされる添付書類は、補助金の交付時期、いかなる国庫補助金の交付を受けた事業であるかの確認を行ううえで必要最低限の資料であると考えており、引き続き、当該手続きに関しては、参考資料の添付にご協力いただきたいと考えている。 なお、現在お断りしている添付書類のうち、写真に関しては、その必要性の観点から添付を省略することを検討する。</p>
113	<p>市町村における事務処理体制について、処遇改善等加算以外の加算や調整等の事務はすでに払い実績も積んでいることから、ことから都道府県の体制が整っており市町村が整っていないとの考えは当たらないと考えるが、そう判断される前提を示してほしい。</p> <p>また、各種様式について、自治体の負担を減らすため簡素化したことは大変ありがたいことであるが、それならばなおさら「事務処理体制が整っている」ことを理由として都道府県が改めて認定事務を行う必要はないと考える。</p> <p>なお、今回の提案にあたり、府内市町村の担当課に提案の趣旨への賛否について確認したところ、指定都市・中核市以外の36市町村のうち、約3割に当たる11市町村から賛同が得られたところである。</p>				<p>【全国市長会】 権限移譲される市町村に新たな事務負担が発生する可能性があることから、手挙げ方式とすることを含めた検討を求める。</p>		<p>1次回答にもあるように、処遇改善等加算の認定については、他の加算と異なり、職員給与に直結する極めて重要なものであり、慎重な対応が求められることなどから、都道府県・政令市・中核市は認定権を認めている。 提案団体管内の市町村の約7割からは賛同を得られていないことから直ちに全市町村に権限を移譲することは慎重に検討する必要がある。 全国市長会から伺っている手挙げ方式という御意見も踏まえ、認定要件や様式の更なる簡素化と併せて検討してまいりたい。</p>

管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
114	<p>保育士等キャリアアップ研修については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長から「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)により、「保育士等キャリアアップ研修がドライン」(以下「ガイドライン」という。))が地方自治法(昭和22年法律第67号)第99条の4第1項に規定する技術的助成として支出されていること。</p> <p>研修の終了評価については「ガイドライン」の4「研修終了の評価」において、「研修終了の評価については、研修終了者の質の確保を図る観点から、適正に行われる必要があり、15時間以上の研修(別紙1の「ねらい」欄及び「内容」欄に掲げる内容を満たしたものに限る。)を全て受講していることを確認する」とされていること。</p> <p>「通信制やeラーニング、ビデオ学習」等(以下「通信制等」という。))による受講においては、この研修の受講確認等が課題となること。現時点において「通信制等」による受講が認められているものであれば、厚生労働省より速やかに、その旨を明確に示すとともに、「通信制等」における受講確認等については、ガイドライン等による技術的助成を提出されたい。</p>				<p>【全国知事会】 所管府県からの回答が「対応済み」となっているが、根拠を明らかにして十分な周知を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】 所管府県からの回答が「対応済み」となっているが、多くの団体から提案があることから、周知を徹底すること。</p>		<p>一次回答でお答えしたとおり、保育士等の技能・経験に応じた処遇改善に係るキャリアアップ研修については、現時点においても、「通信制やeラーニング、ビデオ学習」等による受講が認められている。</p> <p>平成29年4月1日付厚生労働省0401第1号「保育士等キャリアアップ研修の実施について」において、保育士等キャリアアップ研修をeラーニングで実施することに關しては否定していない。しかし、その実施に關して、様々な課題があるが認識しており、今年度、委託事業である「保育士等キャリアアップ研修をeラーニングで実施する方法等に関する調査研究業務一式」において、キャリアアップ研修をeラーニング等で実施するに關して、効果的な実施方法を検討するとともに、都道府県がeラーニングによる研修等に専念できるとできるような映像等を作成し、併せて、不正防止対策についても調査研究を行っていること。</p> <p>当該調査研究がまとまった後、eラーニングによる研修の実施に關して情報提供を行ってまいりたい。</p>
130	<p>児童養護施設では保育士及び児童指導員の有資格者の確保に苦慮しており、人員確保は大きな課題である。本県を含め、質問している自治体の中には、保育士を含めた直接施設職員員の確保ができていないが、例えは議員に定員があっても入所入れができない等、深刻な支援事例が出ており、現場は持たないの状況である。</p> <p>厚生労働省からの回答に「関係団体等の意見等を踏まえながら」とあるが、当県の児童養護施設側から「幼稚園勤務で役割を十分に果たすこと」であること、幼稚園勤務を配置できずよければ、「との話が多数出ており、自治体や施設(現場)側の意向把握はできているので、喫緊の課題を解決すべく、幼稚園勤務の配置が実現可能とするための検討を早急に、早期の改正をお願したい。</p>				<p>【全国知事会】 「授うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に設定されるべきものと地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、多角的な視点から検討すべきである。</p> <p>なお、「授うべき基準」の見直しは、サービス水準の低下や国の政策目的を踏まえる地方自治体の施策の改善ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体側から決定し、その地域の事情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求め。</p>	<p>○ 保育所及び認定こども園では、保育士の配置基準の弾力化により、幼稚園勤務を保育士とみなすことが認められており、児童養護施設においても幼稚園勤務を十分に果たすことができるという期待の声を踏まえても、同様の弾力化を図り、人員の効率的活用を認めるべきではない。</p> <p>○ 児童指導員の資格要件には、小学校、中学校、高等中学校等の教諭資格が含まれているが、これらの資格保有者と同様、幼稚園勤務の資格保有者についても、子どもの養育の中心的役割を十分に担うことができるのではないかと懸念している。</p>	<p>平成28年改正児童福祉法に基づき家庭養育優先原則を進める中で、児童養護施設等については、「できる限り良好な家庭的環境」において、高機能化した養育や保護者等への支援を行うことに加え、児童や在宅養育への支援等を行うことなど、施設の高機能化・機能転換を図ることにより、更に専門性を高めたいことが期待されている。</p> <p>このような中、施設職員の要件緩和については慎重な意見があり、幼稚園勤務の免許状を保有する者を保育士の付与とするには、引換給付や給付が必須である。</p> <p>一方で、人材確保については、喫緊の課題となっていることから、議員の専門性の向上や施設の高機能化に考慮しつつ、施設の職員配置における幼稚園勤務の免許状を有する者の配置について、どのような対応が可能か検討を進めてまいりたい。</p>

管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
147	<p>○ 本件提案の趣旨は、施設監査について法人監査と同様に、前回の監査結果等を踏まえ、運営上問題がないと認められる施設の監査周期を延長しつつ、問題があると認められる施設に対しては継続的に監査を実施することで監査の重点化を図るものです。</p> <p>○ 監査業務の効率化を目的とする監査周期の見直しは不適切であるとのご指摘について、幼保連携型認定こども園、特別養護老人ホーム等の施設を対象施設数の増加や保育所の利用施設増加に伴う(回あたりの)監査に係る事務量の増加(=)と現行の施設監査周期で全ての社会福祉施設に対して十分な施設監査を実施することは現実的に困難であり、現行の施設監査周期は現場の実態に即して十分な施設監査を実施するための現実的かつ適切な方法であると考えます。</p> <p>○ 本件提案の実現により利用者給付に係る「質」の低下を招くことについて、本件提案は問題があると認められる施設に対する監査の機会や時間を十分に確保することを可能とするものであり、ご指摘はあたらないものと考えます。</p> <p>○ 老人福祉施設及び障害者支援施設等に対する指導監査は自治事務であり、指導監査指針も法的的防衛であるため、前回の実地監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合には、当該施設の実績に応じて、2年連続で監査対象外として差し支えないものと考えます。</p> <p>○ 児童福祉行政指導監査の実施についてにおいて、「児童の児童福祉施設に対する指導監査を行う場合は、法人監査と併せて行うよう配慮すること。」とされている一方で、現行では法人監査と施設監査を同日に実施することが困難であり、監査周期を見直すべきと考えます。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求めます。</p>		<p>○ 老人福祉施設等の監査は、適切な入所者給付や入所者の生活環境等の確保等を目的として、原則1年に1回の監査が求められているものであり、2年連続で書面による一般監査とするとは入所者給付の低下を招きかねないことから不適切と考えます。</p> <p>また、取組において一般監査の概要、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合には書面による実施が可能としているので、これにより問題のある施設に対する監査の重点化は図られているものと考えます。法人監査と施設監査の両方を踏まえ、監査結果の取り分けにより上層目的が達成されることが期待されるため、施設監査の周期見直しは不適切であると考えます。</p> <p>○ 障害者支援施設等に対する一般監査は、適切な障害者の支援の確保を目的として毎年1回の実地施設監査を行うべきであり、併せて前回の施設監査の結果、適正な運営が概ね確保されていると認められる場合には、例外的に2年に1回の実地監査を可能としている。</p> <p>これにより、既に実施に応じて柔軟な対応を可能としており、更なる業務の効率性を以て周期の短縮は不適切であると考えます。</p> <p>○ 保育期間における保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであることから、保育の受け皿の拡充と同時に保育の質の確保・向上が求められており、保育期間の保育の質や子どもへの安全確保等のため、各都道府県において毎年1回以上、人員配置基準を満たしているから等について実地監査を行う仕組みとしている。</p> <p>また、児童福祉施設等の社会的責務の施設では、施設に入所する子どもの最善の利益を図るため、権利擁護や権利侵害等の防止、子どもの自立支援、職員の仕事上の負担軽減が確保されること等を確保する必要があることから、1年に1回の監査を行っている。</p> <p>このように、児童福祉施設については、第一層の目的が保たれているため、法人監査と同様に実施することが効果的との理由によって頻度を減らすことはそれに逆行するため不適切であり、実施は適正。</p> <p>○ 保護施設等の監査は、監査内容の性格上、年一回監査することを原則としており、前年度の実地監査の結果、適正な施設運営が概ね確保されていると認められる施設は例外的に2年に1回として差し支えないこととしているところであり、既に実施に応じて柔軟な対応を可能としているところである。更なる業務の効率性を以て前回の短縮することは、適切ではない。</p> <p>○ 幼保連携型認定こども園の監査については、小学校教員等の子どもに対する教育・保育の提供等の適正かつ円滑な実施を確保するため、学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準等の遵守状況や実施状況等の確認、必要な指導等を行うこととしている。</p> <p>実施頻度については、認可保育所等である都道府県等による定期的かつ計画的な実施としているが、児童福祉施設でもある幼保連携型認定こども園は、児童福祉施設が、原則1年に一度以上、実地調査を行うこととの指針に即して実施することとしている。</p> <p>そのため、法人監査の業務との効率化という観点のみを以て、監査周期の考え方を変更することは適切でないと考えている。</p>
157	<p>1次回答では、照会内容における業務を日本年金機構中央年金センターへ集約を図ったことにより、特種な事情がなければ概ね1週間から10日程度で回答を送付していることとされているが、今年度には日本年金機構では、現行のよう10日程度で回答が送付されたものは150件中1件で、それ以外は3週間を超える期間を要し業務負担に支障を来しています。</p> <p>また、業務上緊急に照会を行い緊急に回答が必要な場合は、その旨を付せば、従前どおり年金事務所への照会も可能であるが、本件においては、年金受給資格情報について緊急に回答を求めたため年金事務所へ照会し、平成29年3月3日付保護体長事務連絡の通知を基に照会に受け付けられず、結果、中央年金センターへ照会することになり送付資格確認に時間を要し業務負担(支障)をきたした事例があります。</p> <p>上記のとおり実態は1次回答と異なっています。そのため生活保護法29条の趣旨が実現できるような生活保護担当職員が年金事務所等で被保護者の年金に関する全ての事項を把握できるような調査を実施する必要があります。また1次回答の趣旨がおりるよう、中央年金センターからの迅速な回答や、業務上緊急な場合は年金事務所でも照会に応じていただけるよう、措置を講じていただきたいと考えます。</p>		<p>【宮城県】 照会内容に関する業務の集約化により改善されているとされているが、年金事務所へ照会していた件より大幅に回答期間が短縮された後に回答内容が送付されることとあるので、回答期間を確認のうえ事務処理をお願いします。</p> <p>また、平成30年3月28日の開始予定であった情報提供ネットワークシステムを使った日本年金機構との連携について、早期連携を望む。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求めます。</p>		<p>高松集約センターにおいては、生活保護法第29条に基づく照会への回答業務が比較的少なくなる5月下旬から8月にかけて体制強化を行うなどの工夫も取り、一年を通じて高松集約センターへの照会の対応が円滑に実施されていることとされており、一年を通じて高松集約センターへの照会により、この業務を確保し運用できるような体制を整えたい。</p> <p>また、業務上緊急に照会を行い緊急に回答が必要な場合は、年金事務所において受け付けないこととされていることについては、照会への照会業務の集約に即して、業務上緊急に照会を行い緊急に回答が必要な場合は、その旨を付せば、従前どおり年金事務所へ照会いただくことも可能であることを各年金事務所へ周知しているところであり、いただいたご指摘を踏まえ、再度の周知徹底を図りたいと考えます。</p> <p>なお、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携については、現時点で開始時期は未定であるが、日本年金機構、国民年金基金連合会、地方公共団体年金連合会、全国市町村会、全国市町村会共済連合会及び日本私立学校振興・共済事業団に対する年金関係の情報連携の抑制については(平成30年3月22日事務連絡)において示された課題の解決後、可能な限り速やかに開始したいと考えている。</p>	

管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
167	<p>移住体験住宅は、本町への移住希望者又は本町を居住候補地とする者など、特定の意思を示す者が居住地域選定の最終判断のための生活体験に利用できる施設として運営するもので、利用者負担(要件に一定の制約)(町外に住民登録がある夫婦、親子等の家族で、町内に移住希望している者)と同一。転勤や帰郷等を理由とする町内への転入が後述している者(以下、)と区別することで、余裕を過す旅行者など不特定多数の利用がないことは、町において確認可能である。移住体験住宅の利用において、同一入又は同一世帯一回限りという利用制を設けることにより、反復継続した利用を排除することは可能であり、旅館業法の適用除外にしていたと考えていた。</p>	-	-	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された。【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重された。</p>	<p>〇 この提案に対して、全国町村会「提案団体の意見を十分に尊重された」と、全国市長会は「提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める」と賛同する意見であったことを踏まえ、厚生労働省は、国の自治体の問題として取り扱うのではなく、この提案の内容に直らなくて検討すべきではない。〇 認知症予防に先行し、その進捗に伴い介護度が重度化する過程で、認知症高齢者グループホームを転居すると、その後介護給付は現住所の市町村が負担することになる。このような移行制度のままで、介護保険給付が多く存在する市町村の介護費用の財政負担を軽減することを目的にだけ住所地特例の適用を図ることで、結果として財政負担が増加する仕組みにならない。〇 上記のとおり、住所地特例対象施設から認知症高齢者グループホームを転居して住所地特例対象施設へ転移するサービス利用の状況を把握して、住所地特例対象施設から認知症高齢者グループホームへ移った場合と異なり、検討することは可能ではない。</p>	<p>移住希望者の空き家物件への短期滞在等に係る旅館業法の運用について(「厚生労働033」第2号平成28年3月31日)において、実態として反復継続して不特定多数の利用することなどが認められている場合に旅館業法の適用除外とすることを定めている。この提案のような居住希望者という期間では、不特定多数が滞在しないため、宿泊料を受けて、不特定多数の利用が反復継続して、人を宿泊させるもの」に該当しないことが確認でき、旅館業法の適用除外であると判断できない。</p>	
169	<p>本提案は、(住所地特例)より特定施設(ケアハウス等)に入室している者がその施設と同一市町村に所在する認知症グループホームを利用する場合を前提としており、認知症グループホームの一般的な市町村を超えた利用の場合とは異なる。かつては別の市町村に付いていた者が特定施設等に転居し、年月経過とともに施設所市町村が住居された地域となり、当該市町村の認知症グループホームでサービス提供を受けたい場合は、地域密着サービスの施設に各府県と考える。本提案は、あくまで費用の公平な負担の観点から、住所地特例を適用していた者を、引き続き被保険者として扱うこととするためである。認知症グループホームを市町村を超えた利用を前提としたサービスに設置付よとするものではない。現行制度では、特定施設等から同一市町村の認知症グループホームへ移る場合、市町村間の同意による地域機能が成立し、その後の被保険者のまま利用できるが、この同意に関する各市町村の考え方は様々で、実態として同意による他市町村の利用を認めない。隣接市町村しか利用を認めない等の考え方により、同意が成立しないという支障が発生している。認知症グループホームは、地域密着サービスと認識されているが、現在の提案の実施は、住所地特例が適用される人形施設の機能を確認しており、在宅復帰していきながら住居した住所地特例が機能できないのは不合理的であり、所在地の市町村が費用を負担しなければならぬという市の自治体の公平性を欠く。介護保険給付等の存在する市町村に給付費の負担が偏らないよう住所地特例の趣旨を踏まえて、更正措置を検討いただきたい。</p>	-	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重された。</p>	<p>〇 この提案に対して、全国町村会「提案団体の意見を十分に尊重された」と、全国市長会は「提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める」と賛同する意見であったことを踏まえ、厚生労働省は、国の自治体の問題として取り扱うのではなく、この提案の内容に直らなくて検討すべきではない。〇 認知症予防に先行し、その進捗に伴い介護度が重度化する過程で、認知症高齢者グループホームを転居すると、その後介護給付は現住所の市町村が負担することになる。このような移行制度のままで、介護保険給付が多く存在する市町村の介護費用の財政負担を軽減することを目的にだけ住所地特例の適用を図ることで、結果として財政負担が増加する仕組みにならない。〇 上記のとおり、住所地特例対象施設から認知症高齢者グループホームを転居して住所地特例対象施設へ転移するサービス利用の状況を把握して、住所地特例対象施設から認知症高齢者グループホームへ移った場合と異なり、検討することは可能ではない。</p>	<p>住居に対する介護保険サービスの提供は基本的に自治体が行うところ。特別養護老人ホーム等の大規模施設については、管轄に属するところから、サービスを担う自治体の施設にサービスがあり、住所地特例施設は、このように場合の自治体間の給付負担の調整を行う特例として設けている。地域密着型サービスについては、認知症高齢者や地域高齢者が増加する中で、平成17年の介護保険法改正において、高齢者が多くなる地域と地域で多くなる地域とを併せて、地域密着ケア体制の整備を進めることで、地域の特性に応じた多様な柔軟なサービス提供が可能となるよう前倒されたサービスである。これは、そもそも身近な市町村の単位で提供できることが強みであるサービスであり、原則として市町村の住民のみが利用できるものとして構築していることである。住所地特例対象施設を適用後、地域密着型サービスを引継ぎ住居する住所地特例対象施設のある自治体で受け手が確保できない場合は、元の自治体の立場として、元の自治体にある住宅等に住所を預け、長期滞り継続した地域でサービスを受けたいことが可能であるともいわれており、利用者が現在の住居で済む場合も、現在のケースに準じてサービスを受けたいと希望している人もあり、元の自治体の費用を負担する負担はないと考えられる。また、地域密着型サービスの利用者の自治体を超えた転居の場合の適切な対応も必要である。この提案の外題は、個別のケースだけではなく、住所地特例制度そのものあり方に関する内容であり、自治体の負担問題という性格上、重要事項以外の自治体からの議論が出ることも想定される。特に、既に住所地特例対象施設から認知症グループホーム等を経由し、引き続き別の住所地特例対象施設に入所した場合に、後半の施設について住所地特例を再度適用させようという指摘については、保護者の立場から見て、単年度の費用負担を考慮する趣旨ではない。なお、区域外指定については、新しく広域的に市町村間でグループホームの設置や整備を促進しようという趣旨で、あらかじめ合意をとっておくことにより、このような費用負担の問題を避けられる効果もあると考えている。</p>	
170	<p>看護小規模多機能型居宅介護は、訪問看護と小規模多機能型居宅介護を一体的に組み合わせることによって医療ニーズの高く利用者の在宅介護・療養生活を総合的に支えるサービスである。後述のとおり、看護と介護のニーズを併せ持つ重要な要するニーズに対応するための有効なサービスと見なされている。しかし、現行制度は、看護小規模多機能型居宅介護のうち小規模多機能型居宅介護のみが特定施設等に転居することとして、小規模多機能型居宅介護は、訪問看護と一体的に運用されることとして、訪問看護と一体的に運用されることとして、訪問看護と一体的に運用されることとしている。訪問看護と一体的に運用されることとしていることとを踏襲して、対象事業が含まれる事業者が、他事業者が付加していることのみをもって対象外になるという結論は、「介護職員ゼロの実現に向け介護施設整備を促進する」という、減額抑制の趣旨に反するものである。看護小規模多機能型居宅介護は、国が積極的に整備を進める方針を示し、各市区町村がこれに呼应して整備に取り組みしているものも数多くあり、当該法案の所を踏まえて減額の対象となると公平性を欠いている。</p>	<p>【鯖江市】 看護小規模多機能型居宅介護は、訪問看護と支援事業に掛けられている小規模多機能型居宅介護と一体的に運用されることとしている。訪問看護と一体的に運用されることとしていることとを踏襲して、対象事業が含まれる事業者が、他事業者が付加していることのみをもって対象外になるという結論は、「介護職員ゼロの実現に向け介護施設整備を促進する」という、減額抑制の趣旨に反するものである。看護小規模多機能型居宅介護は、国が積極的に整備を進める方針を示し、各市区町村がこれに呼应して整備に取り組みしているものも数多くあり、当該法案の所を踏まえて減額の対象となると公平性を欠いている。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>〇 現行制度は、看護小規模多機能型居宅介護のうち小規模多機能型居宅介護に係るもののみが社会福祉事業に該当することと理由として、小規模多機能型居宅介護は、訪問看護と一体的に運用されることとしていることとを踏襲して、対象事業が含まれる事業者が、他事業者が付加していることのみをもって対象外になるという結論は、「介護職員ゼロの実現に向け介護施設整備を促進する」という、減額抑制の趣旨に反するものである。看護小規模多機能型居宅介護は、国が積極的に整備を進める方針を示し、各市区町村がこれに呼应して整備に取り組みしているものも数多くあり、当該法案の所を踏まえて減額の対象となると公平性を欠いている。</p>	<p>財政第9条第1項は、国の財政は法律に基づく場合を除くが、適正な対価を払ってサービスを受けることが社会福祉事業に該当することと理由として、小規模多機能型居宅介護は、訪問看護と一体的に運用されることとしていることとを踏襲して、対象事業が含まれる事業者が、他事業者が付加していることのみをもって対象外になるという結論は、「介護職員ゼロの実現に向け介護施設整備を促進する」という、減額抑制の趣旨に反するものである。看護小規模多機能型居宅介護は、国が積極的に整備を進める方針を示し、各市区町村がこれに呼应して整備に取り組みしているものも数多くあり、当該法案の所を踏まえて減額の対象となると公平性を欠いている。</p>	<p>財政第9条第1項は、国の財政は法律に基づく場合を除くが、適正な対価を払ってサービスを受けることが社会福祉事業に該当することと理由として、小規模多機能型居宅介護は、訪問看護と一体的に運用されることとしていることとを踏襲して、対象事業が含まれる事業者が、他事業者が付加していることのみをもって対象外になるという結論は、「介護職員ゼロの実現に向け介護施設整備を促進する」という、減額抑制の趣旨に反するものである。看護小規模多機能型居宅介護は、国が積極的に整備を進める方針を示し、各市区町村がこれに呼应して整備に取り組みしているものも数多くあり、当該法案の所を踏まえて減額の対象となると公平性を欠いている。</p>	

厚生労働省 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支援事例	
180	A	権限移譲	医療・福祉	児童相談所設置市(中核市)において養育手帳を交付することができることを明文化する通知の見直し	養育手帳制度は、厚生事務次官通知に基づいて、各都道府県・指定都市が養育手帳制度を定めて運用している。厚生事務次官通知で、養育手帳の判定は、児童相談所又は知的障害者更生相談所で行うこととされている。児童相談所又は指定都市が、児童相談所又は児童相談所(市)に手帳を送付することとなるため、交付に時間を要し、市民サービスの低下につながる。また、養育手帳の交付に係る不確実性に基づき不服申立てが相次ぎ、判定事務を実施していない県が受け付けていない。	知的障害児に対して一貫した指導・相談が可能となり、それぞれの市民の実情・実態に応じた最適な支援サービスの提供が可能となる。養育手帳の交付時期の短縮や効率化など、市民サービスの向上につながる。行政不確実性に基づく不服申立てについても、判定・交付を迅速化するが現在もって適切に対応できる。	養育手帳制度変更(昭和48年9月2日厚生省発表第19号)	厚生労働省	兵庫県、滋賀県、大阪府、奈良県、鳥取県、徳島県、宮崎県、鹿児島県		福島県、京都府	児童相談所設置市中核市が判定と養育手帳交付を一体的に行うことにより業務の効率化、市民サービスの向上につながるのと思われ、提案には賛同できる。	養育手帳は、児童相談所又は知的障害者更生相談所に知的障害と判定された者に対し、都道府県知事又は指定都市市長が交付するものであるが、厚生労働省は、養育手帳制度に関する抜本的改善(ガイドライン)として「養育手帳制度について」(昭和48年厚生事務次官通知、以下が要旨)として、を定め、各都道府県知事等は、これを踏まえて、それぞれの県で実施要綱を定め、養育手帳制度を運用している。現在も、この要綱の下で、条例による事務処理特例制度を活用し、児童相談所設置市(中核市)が養育手帳の判定と交付を合わせて行うことが可能であり、提案内容は実現していると考える。
184	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園の職員定数の特例措置の延長	○特例措置の期間中に免許・資格の取得を受渡しているが、養成期間なども異なる。認定こども園の採用用資格者多く、養成期間の中で、費用している職員を資格・免許取得のため免除から離れしまたことにより、保育現場に支援を求めている。現状では特例措置の期間中に定員の職員が確保できない。また、特例措置終了後は免許・資格取得に要する期間が増加することにより、さらなる取組促進が難しくなる。○認定こども園移行に伴う懸念事項を和らげることで、より一層の認定こども園移行促進を図る。	○保育現場及び保育士自身の負担を軽減しながら、資格・免許の積極的な取得を促し、保育の質の向上を目指す。○認定こども園移行に係る懸念事項を和らげることで、より一層の認定こども園移行促進を図る。	幼学の子どもの関与を促し、保育者の社会的な提供の推進に関する法律	内閣府、文部科学省、厚生労働省	愛知県		福島県、京都府、山梨県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県	○児童相談所(中核市)が児童相談所(市)に手帳を送付することとなるため、交付に時間を要し、市民サービスの低下につながる。また、養育手帳の交付に係る不確実性に基づき不服申立てが相次ぎ、判定事務を実施していない県が受け付けていない。	子ども・子育て支援新制度におけるいわゆる「5年見直し」については、平成30年5月28日に閣議した子ども・子育て支援において議論が開始されたことであるが、検討は完了して幼児教育型認定こども園における保育士の資格の特例を認めている。関係者は、認定こども園関係、自治体関係者が協議を定めているが、5月28日の閣議の中で、本特例を延長し、拡大する見込みを明らかにしている。今後、引き続き、同会議において議論を行い、その方向性を定めて予定である。

管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
180	<p>本来、児童相談所を設置する中核市においては、療育手帳の判定から交付まで一貫して行うことが市民サービスの向上や事務効率化に資すると考えられ、また、指定都市と異なる取扱いとなることは適切でない。よって、事務処理の特例という扱いではなく、制度における対応が必要と考える。</p> <p>地方自治法第26条の4の1第1項で定める条例による事務処理特例の範囲は、都道府県庁内事務については、法令、条例又は規則等に基づく都道府県庁内の権限に属する事務について、条例又は当該条例の委任に基づく規則で定めた場合、市長の長が専ら及び執行することが可能となるが、本県では療育手帳制度について、次官通知と同日に発出された「療育手帳制度の実施について」(昭和48年厚生省児童家庭局長通知)第7の4に基づき、条例又は規則ではなく、実施要綱(以下要綱)という、定めの運用しており、厚生労働省が定す事務処理特例制度は、活用できない。当該事務は自治事務であり、事務処理特例制度を活用して、療育手帳の交付権限を市へ移譲するためだけに、療育手帳の交付事務に関する県の権限を新たな条例で新たに制定することは本県範囲である。</p> <p>児童相談所設置市(中核市)が療育手帳の判定と交付を合わせて実施できるよう、現在の事務実施の根拠となっている療育手帳判定に係る次官通知の見直しを速やかに行うべきである。</p> <p>合わせて、例えば、少額資金の利子所得の非課税措置の適用範囲(「都道府県庁内事務又は指定都市の長から療育手帳の交付を受けている者」とする所轄税法施行令第31条の2を改正するなど、中核市の長から療育手帳を交付された場合に不利益が生じないよう関連する法令を見直すこと。</p>				<p>【全国知事会】 事務次官通知は技術的助言に過ぎず、現行制度でも各自治体の判断で療育手帳の判定・交付が可能であるとの回答だが、その旨を事務次官通知等で明確化し、改めて各自治体に周知すべきである。</p> <p>また、第1次勧告の趣旨を踏まえ、都道府県・指定都市で処理している事務で中核市が処理している事務と密接に関連する事務については、事務処理特例制度の活用を待たずに中核市に権限を移譲すべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。なお、既に児童相談所を設置している中核市については、新たな事務負担が生じることのないよう配慮すること。</p>	<p>○1次回答では、次官通知に基づく要綱の下で事務処理特例制度を活用することが可能とされているが、ヒアリングの場で構成員から指摘のあった通り、通知で定める事務について事務処理特例制度を活用することは一般的ではないのではないか。</p> <p>○また、今後、他の中核市等にも児童相談所の設置が進み、療育手帳の制度に関する事務を担おうとする動きが生ずるが、その都度、事務処理特例制度を活用するために地方公共団体がそれぞれ条例制定等を行うことは非効率であり、国が一括して対応する方が合理的ではないか。</p> <p>○さらに、本年4月1日に児童相談所を設置する提案団体である明石市の動きを踏まえれば、条例制定のための議会の議決や地方公共団体間での協議等を要する事務処理特例制度の活用が促すより、国において通知改正等による迅速な対応を図る方が適当ではないか。</p>	<p>療育手帳は、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害者と判定された者に対し、都道府県知事又は指定都市市長が交付するものであるが、厚生労働省は、療育手帳制度に関する技術的助言(イオラフ)として「療育手帳について」(昭和48年厚生事務次官通知、以下「次官通知」という。)を発出しており、各都道府県知事等は、次官通知に基づきそれぞれの判断で実施要綱を定め、療育手帳制度を運用している。</p> <p>提案内容は、条例による事務処理特例制度を活用することで現行制度よりも実現可能であるが、条例制定に係る自治体の負担も大きいと承知している。他方、交付事務を、児童相談所を設置している中核市に移譲することによって、当該市に様々な事務負担が発生することになる。したがって、次官通知の改正にあたっては、すでに児童相談所を設置している中核市の意向や運用実態も踏まえ慎重に検討する必要がある。</p> <p>また、既に児童相談所を設置する中核市の交付事務を可能とした場合に、所轄税法施行令や他の制度への影響が考えられ、取務当局や関係府県との調整に時間を要することから、それと調整しながら検討を要するまい。</p>
184	<p>経過措置終了後には、幼保連携型認定こども園の職員配置などの運営にも関すること及び認定こども園への移行への支援となることから、早期に具体的な方針をお示しされるよう関係府県においても実現に向けて積極的に取り組んでいただきたい。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意見が反映されるよう積極的に検討していただきたい。</p>	<p>○「今後、引き続き、子ども・子育て会議において議論を行い、その方向性を定める」という1次回答だったが、教育・保育の両側面に関する経過措置の延長については、地方自治体だけでなく、子ども・子育て会議においても、多くの教育・保育業界団体から延長を望む声が上がっており、延長を行わなければならない教育・保育の現場及び行政において多大な支障が発生することを踏まえれば、当然措置すべきではないか。</p> <p>○今後の議論のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。</p>	<p>次期の子ども・子育て会議において、現状等を踏まえながら「幼保連携型認定こども園における保教職員の員の増員等」について見直しの方針について議論を行う予定である。</p>

厚生労働省 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支援事例	
189	地方に対する規	医療・福祉	子ども、子育て支援新制度の施設給付費等に係る処遇改善Ⅱの配分方法の制約の撤廃	平成28年度から保育士等のキャリアアップの仕組み導入と技能の向上を図るための処遇改善Ⅱの配分方法の制約の撤廃 平成30年4月16日付の通知(「施設給付費等に係る処遇改善等加算について」の一部改正について)でも一定の見直しが行われているが、上記の支援については、解決が難しいとされている。 なお、平成30年4月16日付の通知(「施設給付費等に係る処遇改善等加算について」(平成二十九三月三十一日内閣府告示第59号))、施設給付費等に係る処遇改善等加算について(平成27年1月31日府政共生第349号、26文科初第1463号、育児発5231)第10項、内閣府子ども、子育て本部統括官、文科科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	今後、保育料の無償化などにより、保育需要が一層高まることが予想される中、加算額の配分方法の制約の撤廃により、全ての保育所等において、処遇改善に結びつく保育士等のキャリアアップの仕組みが導入されやすくなることにより、保育取組にむけて保育士等の定着と導入促進とを促進し、安心して子育てをしながら保育を担える環境の整備につながる。	子ども子育て支援法、特定教育・保育利用機関法、特別利用機関法、特別利用施設型指定保育及び特別保育に関する費用の額の算定に関する基準等(平成二十九三月三十一日内閣府告示第59号)、施設給付費等に係る処遇改善等加算について(平成27年1月31日府政共生第349号、26文科初第1463号、育児発5231)第10項、内閣府子ども、子育て本部統括官、文科科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)	内閣府、文科科学省、厚生労働省	静岡県、神奈川県、千葉県、浜松市、静岡県、三島市、伊東市、富士市、藤枝市、御殿場市、袋井市、湖西市、高松市、長島町、吉田町	花巻市、仙台市、福島県、川崎市、福島県、福島県、山形市、新潟市、大阪府、大阪府、兵庫県、神戸市、伊丹市、出雲市、山口県、山形県、小野田市、福島県、高松市、松本市、新潟市、前橋市、宮崎県、津浦町	平成28年度から実施している処遇改善等加算Ⅱは、単に勤続年数に応じて賃金水準を引き上げるだけでなく、保育士等の専門性の向上を図るとともに、新たに保育園等における保育人材のキャリアアップの仕組みを構築していただくために導入した加算である。その趣旨に鑑み、処遇改善額の配分には一定の要件を付けているが、現場や自治体等からのより柔軟な配分を可能としたいとの要望を受け、今年度から、中堅の保育士等に関する加算の一部を、比較的年功的給付と配分できる一部給付、よび使いやすいたとこととする。配分については、まずはこの仕組みが活用されるよう、自治体職員向けセミナーの開催等により周知を図っていくとともに、加算の取得状況等について調査し、検証を行う。			
201	地方に対する規	医療・福祉	「経銷の患者に対する医療等に関する法律」に基づく特定医療機関の医療費助成の更新申請を行う場合の臨床調査個人票(強固)の商業化	指定医療に係る医療費助成については、支給認定された場合、原則1年の有効期間を定め支給認定を先行し、支給者は病状に関わらず、毎年更新申請の必要がある。 更新申請の際も新規申請と同様、表忠ごと示された「臨床調査個人票(強固)」の提出が必要であるが、当該臨床調査の内容は詳細かつ大量であり、これを作成する指定医療機関の負担も、確認を行政機関の負担も大きい。(本県では、年間の申請件数約18,000件のうち、約15,000件が更新の申請となっている。)	医療機関の臨床調査作成の負担を軽減するとともに、行政による審査業務の効率化を図るため、速やかな認定に資する。	経銷の患者に対する医療等に関する法律第6条 経銷の患者に対する医療等に関する法律施行規則第12条	厚生労働省	茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県	北海道、宮城県、川崎市、石川県、福井県、静岡県、浜松市、愛知県、名古屋、京都府、長崎県、山口県、高知県、熊本県、大分県	経銷対象については、経銷の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)に基づき、各県が「適切な医療を提供すること」を目的として、その具体的な施策の一つとして調査研究を推進している。 経銷の調査研究を推進するためには、希少な経銷の症例を多く収集し、経銷の病状の変化等を分析する上、不可欠であることから、臨床調査個人票を毎年提出いただいている。臨床調査個人票の内容については、一定の目的に照らし、経銷に関する研究に資するものであるが、特定医療費の支給認定事例において必要であるといった観点から提案し作成されているものであり、こうした最新支援を求すことのないよう、研究者等の意見を踏まえつつ、実施の可否も含め、必要な検討を行う。			

管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
188	関係府県の回答では、「今年度から、中堅の保育士等に関する加算額の一部を、比較的若い層の職員へ配分できるよう要件を一部緩和し、より使いやすものとした」としている。しかしながら、施設の種類により加算の対象となる職員数が制限されており、加算要件となる技能と経歴を満たす職員数で月額4万円を支給することはできない。 また、加算総額の範囲内で対象となる保育士全員に対して公平に支給しようとしても、「月額4万円の資金改善を行う職員数も加算対象となる副主任保育士等の半数確保する」という要件があるため、保育士の構成によっては、公平に配分することもできない。 さらに、キャリアアップの仕組みに沿った職位を設定しても、算定対象となる副主任保育士等の半数に月額4万円を配分しなければならず、加算総額を職位に適合するように配分することができない。例えば、月額4万円の資金改善を行う職員と次の職位の職員との間で資金改善額の差が大きくなりすぎるとの不都合が生じている。 他にも、給費改善等加算Ⅱが実施される前、キャリアアップの仕組みを構築し、職位に応じた手当を支給し給費改善に努めてきた施設では、月額4万円の資金改善を行うと、報酬額と給費のバランスがとれなくなるため申請を躊躇している施設もある。 以上のことから、加算総額が各施設等の職量により配分可能となるよう、さらなる要件の緩和と御検討いただきたい。		【福島県】 そもそも給費改善等加算Ⅱの対象者には、4万円の金額を確実に支給することが本来の趣旨であるので、対象者を職員全体の3分の1に限定する等の措置は改善すべきと考える。		【全国知事会】 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	○ 給費改善等加算Ⅱについては、中堅の保育士等に関する加算額の一部を、比較的若い層の職員へ配分できるよう、要件の一部緩和が行われていることについては認識しているが、提案団体をはじめ、市町村によっては中堅以上の層での職員が多く存在する施設・事業所もあり、これらの施設・事業所については、上記の要件緩和が必ずしも制度の活用、ひいては効果につながっていないこと。 今後、加算の取得状況等について調査・検証を行われる際は、上記のような地方自治体の意見にも十分留意し、「副主任保育士等に対する月額4万円の資金改善等、加算対象職員の半数以上の職員に確実に行う」という要件についても、より柔軟な制度運用が可能となるよう見直しすべきではないか。 ○ なお、調査の際は、単に給費改善等加算Ⅱを活用する施設数だけを調査するのではなく、既に活用している施設における運用上の問題点や、活用していない施設における非活用理由についても併せて把握し、それも踏まえて柔軟な制度運用を検討していただきたい。	国としては、まずは今年度の見直しによる仕組みが活用されるよう、自治体職員向けセミナーの開催等により周知を図っているところであり、今回の見直しによる加算の取得状況等について調査し、専門部会御指摘の運用上の問題点等も含めて検証を行った上で、必要な対応を検討してまいりたい。
201	研究者等の意見を踏まえつつ、実施の可否も含め、必要な検討を行う旨の御回答いただいたが、具体的な検討スケジュールを明示いただきた。 指定病種の医療費助成申請手続の簡素化については、平成30年5月31日参議院内閣委員会における公明党・維新正社員議員の質疑に対して、厚生労働省より今後とも、難病の患者の方々の声も伺いながら、手続の負担にききしどろいった手続が可能なものにつき検討して欲しい旨の回答がなされていることから、関係患者の負担を軽減する制度設計をぜひ前向きに御検討いただきたい。		【静岡県】 臨床調査個人票の内容については、更新申請の場合は、基本的に診断基準は満たしているため、様式を「重症度分類」に関する事項を中心としたものに簡素化することを検討していただきたい。 【宮城県】 難病の調査研究を推進するためには、希少な難病の症例を多く収集し、難病の病状の変化等を分析することが不可欠であることから、必要であることは理解するが、臨床調査個人票では「病名診断に用いる臨床症状、検査所見等」に関して、診断基準上に特段の規定がない場合には、いずれの時期のものを用いても差し支えありません。「ただし、当該病種の経過を示す臨床症状等であって、確認可能なものに限ります。」とされていることから、「診断基準上」に特段の規定がない疾病の更新に限り、「診断のカテゴリー」と個別診断」の記載を省略可能としていただきたい。	【全国知事会】 臨床調査個人票の簡素化にあたっては、症状が固定化しない疾病については対象とすると、疾病の病状に応じた適正な事務執行を確保し、かつ、事務負担を軽減する方法を検討するべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 難病対策については、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号、以下「難病法」という。)に基づき、良質なかつ適切な医療を提供することを目的としており、その具体的な施策の一つとして調査研究を推進している。 難病の調査研究を推進するためには、希少な難病の症例を多く収集し、難病の病状の変化等を分析することが不可欠であることから、臨床調査個人票を毎年提出いただいている臨床調査個人票の内容については、上記の目的に照らし、難病に関する研究に資するものであるか、特定医療費の支給認定事例において必要であるかといった観点を確認し作成されているものであり、こうした追加に支障を来すことのないよう、難病法附則第2条の施行5年後の見直しにおける議論を踏まえ、臨床調査個人票の内容の簡素化等の事務負担の軽減について実施の可否も含め必要な検討を行う。		

厚生労働省 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	
	区分	分野									団体名	支援事例		
207	日	地方に対する規	医療・福祉	介護保険事務における証の再発行申請等への個人番号記載の義務付け廃止	紛失や破損等による介護保険被保険者証及び負担限度額認定証並びに介護保険給付前各証の再発行申請や届出において、申請者に個人番号を記載するよう求めるが、証の再発行事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみである。再交付にかかる情報連携期間2000件あり、そのための事務が煩雑となっている。	【支援事例】 紛失や破損等による介護保険被保険者証及び負担限度額認定証並びに介護保険給付前各証の再発行申請や届出において、申請者に個人番号を記載するよう求めるが、証の再発行事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみである。再交付にかかる情報連携期間2000件あり、そのための事務が煩雑となっている。	【効果】 個人番号を入力するために、本人確認や委任状の確認等の事務があるが、個人番号の記載や確認をしないことにより、時間が短縮され、効率向上につながる。	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	内閣府、厚生労働省	各府省市	01介護保険被保険者証等再交付申請書.pdf 02介護保険負担割合証再交付申請書.pdf	茨城県、滋賀県、石川県、ひたなわ市中、香取市、八王子市、大塚市、山形市、田原市、出雲市、高松市、今治市、長岡市、京都市	○紛失や破損等による介護保険被保険者証及び負担限度額認定証並びに介護保険給付前各証の再発行申請や届出において、申請者に個人番号を記載するよう求めるが、証の再発行事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみである。再交付にかかる情報連携期間2000件あり、そのための事務が煩雑となっている。	【内閣府】 まず、厚生労働省において、提案の事務の処理におけるマイナンバー利用の必要性を確認・整理した上で、両省と連携しつつ検討する。
												【厚生労働省】 介護保険における被保険者証の交付や再交付の事例については、被保険者の情報や、個人番号を利用した検索・管理の目的により、申請者等に個人番号の記載を求めている。提案については、介護保険等全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減を図られるよう、地方公共団体における運用の留意事項や、個人番号の記載の義務付けの要否について、関係府省と連携しつつ検討してまいりたい。		
													なお、個人番号の導入に当たり、申請者等が対応することとなる、申請受付等の窓口について、申請者の個人番号がわからず申請業務への個人番号の記載が難しい場合等は、市町村の住民基本台帳又は住民基本台帳ネットワーク等を用いて当該申請者の個人番号を検索し、職員が記載して差し支えないこと等を実施している。	
208	日	地方に対する規	医療・福祉	医療保険事務における証の再発行申請等への個人番号記載の義務付け廃止	紛失や破損等による医療保険被保険者証及び高額給付前各証の再発行申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めるが、証の再発行事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみである。個人番号記載の必要はないことから、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。	【支援事例】 紛失や破損等による医療保険被保険者証及び高額給付前各証の再発行申請において、申請者に個人番号を記載するよう求めるが、証の再発行事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみである。個人番号記載の必要はないことから、既に発行済みである保険証等の再交付事務において、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。	【効果】 個人番号を入力するために、本人確認や委任状の確認等の事務があるが、個人番号の記載や確認をしないことにより、時間が短縮され、効率向上につながる。	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	内閣府、厚生労働省	各府省市	03国民健康保険被保険者証再交付申請書.pdf	ひたなわ市、新居区、八王子市、横浜川、川崎市、多治見市、豊田市、田原市、高取市、高松市、今治市、京都市	○再交付申請に情報連携を要するが、市に限定しても、個人番号を記載することの必要はない。	【内閣府】 ○国民健康保険法施行規則については、「平成28年の地方からの提案等に関する対地方方針(平成28年12月26日閣議決定)」において、「(中略)国民健康保険法施行規則(第43号厚生令第53)において、個人番号の記載を義務付けている事務(給付)については、国民健康保険等全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減を図られるよう、地方公共団体における運用実態等を踏まえ、個人番号の記載の義務付けの要否について関係府省と協議して検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要措置を講ずる。」とされており、現在、厚生労働省と協議中である。
													○国民健康保険法施行規則においては、「平成28年の地方からの提案等に関する対地方方針(平成28年12月26日閣議決定)」において、「(中略)国民健康保険法施行規則(第43号厚生令第53)において、個人番号の記載を義務付けている事務(給付)については、国民健康保険等全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減を図られるよう、地方公共団体における運用実態等を踏まえ、個人番号の記載の義務付けの要否について関係府省と協議して検討し、平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要措置を講ずる。」とされており、現在、関係府省と協議中である。	
													○国民健康保険法施行規則においても、上記の国民健康保険と同様に、後期高齢者医療等全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減を図られるよう、地方公共団体における運用実態等を踏まえ、個人番号の記載の義務付けの要否について関係府省と協議して検討する。	

管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
207	申請者が自身の個人番号を記載することが難しい場合等には、職員が検索、記載して差し支えないことになってはいるものの、その件数が多く、事務的負担が大きくなっていること、さらに、各証の再交付の申請については、情報連携が想定されないことを考慮していただき、記入の義務付けの廃止及び記入欄の廃止を検討いただきたい。				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府県の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>	<p>○内閣府(番号制度担当室)において、 ・税分野のマインナー利用ではワンストップ原則にのっとり、申告等の主たる手続と併せて提出された、又は申告等の後に関連して提出されるところの申請書・届出書についてはマイナンバーの記入を廃止しているところ、社会保障分野のマインナー利用でもワンストップ原則に該当するものについては、マイナンバーの記入は不要とすべきではない。 ・通知カードだけでは不十分であり、再発行事務の本人確認手段として不十分であることから、運転免許証等の本人確認書類も必要となるが、逆に運転免許証等の本人確認書類があれば、なりすまし防止が可能であるため、マイナンバーの記入は不要とすべきではない。 ・全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではない。 ○厚生労働省において、 ・マイナンバーによる情報連携は、有効期限のない証を除き、最初の発行事務手続のものを使用すれば必要十分であり、再発行事務において再度マイナンバーの記入を求めることは不要とすべきではない。 ・マイナンバーによる情報連携が行われない申請書類にマイナンバーを記入すると、地方公共団体に差し支える被害が顕著に行われるため、マイナンバーの記入は不要とすべきではない。 ・全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではない。</p>	<p>○介護保険制度については、関係府県と協議した結果、次のとおり検討している。 マイナンバーが税・社会保障共通の個人識別番号として導入されている趣旨からすれば、個人を識別・特定(本人確認)するために、原則として、申請書にはマイナンバーが記載されるべきものである。 一方、各証の再交付の手続については、給付や本人情報の変更ではないこと等を勘案すると、マイナンバーの記載がない場合であっても、マイナンバーによる場合と同程度に、個人を識別・特定(本人確認)できる場合には、再交付の手続を交付付けることは可能であると考えられる。 このため、各証の再交付の申請については、マイナンバー制度と同等の本人確認を法上相俟し、上で、マイナンバーと被保険者番号の選択記載(マイナンバー記載の義務付け廃止)を可能とする方向で検討したい。 検討結果に基づき具体的な措置のスケジュール等については、事務処理に支障が出ないよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえつつ、実施していきたい。</p>
208	各証の再交付の申請については、情報連携が想定されないことを考慮していただき、記入の義務付けの廃止及び記入欄の廃止を検討いただきたい。				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○内閣府(番号制度担当室)において、 ・税分野のマインナー利用ではワンストップ原則にのっとり、申告等の主たる手続と併せて提出された、又は申告等の後に関連して提出されるところの申請書・届出書についてはマイナンバーの記入を廃止しているところ、社会保障分野のマインナー利用でもワンストップ原則に該当するものについては、マイナンバーの記入は不要とすべきではない。 ・通知カードだけでは不十分であり、再発行事務の本人確認手段として不十分であることから、運転免許証等の本人確認書類も必要となるが、逆に運転免許証等の本人確認書類があれば、なりすまし防止が可能であるため、マイナンバーの記入は不要とすべきではない。 ・全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではない。 ○厚生労働省において、 ・マイナンバーによる情報連携は、有効期限のない証を除き、最初の発行事務手続のものを使用すれば必要十分であり、再発行事務において再度マイナンバーの記入を求めることは不要とすべきではない。 ・マイナンバーによる情報連携が行われない申請書類にマイナンバーを記入すると、地方公共団体に差し支える被害が顕著に行われるため、マイナンバーの記入は不要とすべきではない。 ・全国健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、被保険者証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としているところ、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではない。</p>	<p>○国民健康保険制度については、関係府県と協議した結果、次のとおり検討している。 マイナンバーが税・社会保障共通の個人識別番号として導入されている趣旨からすれば、個人を識別・特定(本人確認)するために、原則として、申請書にはマイナンバーが記載されるべきものである。 一方、各証の再交付の手続であっても、マイナンバーによる場合と同程度に個人を識別・特定(本人確認)できる場合には、再交付の手続を交付付けることは可能であると考えられる。 このため、各証の再交付の申請については、マイナンバー制度と同等の本人確認を法上相俟し、上で、マイナンバーと被保険者番号の選択記載(マイナンバー記載の義務付け廃止)を可能とする方向で検討したい。 検討結果に基づき具体的な措置のスケジュール等については、事務処理に支障が出ないよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえつつ、実施していきたい。 ○後期高齢者医療制度においても、上記の国民健康保険と同様の取り扱いを可能とする方向で検討したい。</p>

厚生労働省 各府県からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府県	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		各府県からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支援事例	
209	日	地方に対する規	医療・福祉	障がい者福祉事務における証の再発行申請等への個人番号記載の義務付け廃止	<p>【支援事例】 紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者サービス受給者証、地域福祉支援受給者証、介護介護受給者証、療養介護受給者証、地域福祉支援受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求められているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市県に説明することは難しい。申請に個人番号を記載するよう求められているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市県に説明することは難しい。</p>	<p>【効果】 個人番号を入力するために、本人確認や委任の確認等の事務があるが、個人番号の記載や確認をしないことにより、期間が短縮され、転写的に記録する等の事務負担が軽減される。また、申請時の短縮により障がい者への対応が円滑になる。また、個人番号の記載や確認をしないことにより、申請時の短縮により障がい者への対応が円滑になる。</p>	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)第10条第1項第2号	内閣府、厚生労働省	各府県市	04障害者手帳記載事項証明書 再発行申請書.pdf 05自立支援医療受給者証再交付申請書.pdf 06受給者証再交付申請書.pdf 07身体障害者手帳申請書.pdf	<p>宮城県、茨城県、ひたちなか市、川崎市、大田区、静岡県、岐阜市、出雲市、今治市、前橋市、大分県</p> <p>○紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者サービス受給者証、地域福祉支援受給者証、療養介護受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求められているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市県に説明することは難しい。</p> <p>○紛失や破損等による自立支援医療受給者証や身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、障害者サービス受給者証、地域福祉支援受給者証、療養介護受給者証の再交付申請において、申請者に個人番号を記載するよう求められているが、証の再交付事務には情報連携する必要はなく、申請に基づき、再交付するのみであり、個人番号記載の必要性を市県に説明することは難しい。</p> <p>○自立支援医療及び手帳再交付事務においては、個人番号を記載する義務付けを廃止していただきたい。</p> <p>○個人番号の記載や確認をしないことにより、申請時の短縮により障がい者への対応が円滑になる。</p> <p>○個人番号の記載や確認をしないことにより、申請時の短縮により障がい者への対応が円滑になる。</p>	<p>【内閣府】 まず、厚生労働省において、提案の事務の処理におけるマイナンバー利用の必要性を確認・整理した上で、所管と連携しつつ検討する。</p> <p>【厚生労働省】 障害者福祉事務における各種再発行申請等については、受給者証等の写損、滅失等により申請者が受給者証等の記載をすることが困難な場合に、個人番号から申請書を一括に決定して資格情報を呼び出して確認することが可能であることから、申請時に個人番号の記載を求めている。提案については、障害者福祉事務全体における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方自治体の事務負担の軽減を図る。地方自治体における運用の実現等も踏まえ、個人番号の記載の義務づけの可否について、関係府県と連携しつつ検討してまいりたい。</p> <p>なお、身体障害者手帳(以下「手帳」という)は、更新の仕組みを取っており、平成28年1月1日のマイナンバーの利用開始時に手帳を取得した者の個人番号を取得できる機会が限られていることや、転居等の際には手帳所持者が住所変更等を行い、転居先の自治体においてマイナンバーを記載する必要があるもの、必ずしも記載していないと踏まえれば、手帳の再交付申請も含め、あらゆる機会を通じて個人番号を記載するよう求めることは、手帳関連事務におけるマイナンバーの利用や他の行政機関に対する手帳の情報の提供を行う上で有用であると考えられる。</p>	
210	日	地方に対する規	医療・福祉	育児休業等の期間延長にかかる要件緩和	<p>現在、育児休業の取得及び育児休業給付金の受給の期間については、育児休業・介護休業法及び雇用保険法において、原則として児童が1歳になるまで、保育施設がない場合、児童が2歳になるまで、延長の要件は、厚生労働省令において「保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、(省令)当分の間実施が行われない場合」とあり、延長上は2歳までの延長が可能となるように(制度を改正して欲しい)。</p>	<p>保護者と自治体の事務負担が軽減されるとともに、公平な利用調整が可能となり、保護者・児童の利益が守られる。また、申込児童数や利用保額児童数等の正確な情報把握が可能になる。</p>	雇用保険法第61条の4、雇用保険法施行規則第10条の10の3の3第1号、育児休業・介護休業法第28条第3項第2号、育児休業・介護休業法施行規則第9条第1項	厚生労働省	大府市、茨城県、香川県、岩手県、青森県、山梨県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、長野県、山梨県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、徳島県	<p>滋賀県、香川県、山梨県、岩手県、青森県、山梨県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、長野県、山梨県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、徳島県</p> <p>自治体：ひたちなか市、川崎市、大田区、静岡県、岐阜市、出雲市、今治市、前橋市、大分県</p> <p>○育児休業・給付は原則として「歳」に達するまで(除く)支給することができるが、保育園に入れない場合は、延長期間に達するまで(除く)延長可能。この延長措置は、職場に復帰したいにもかかわらず、保育所に入所できず、不本意な職場に就くことを防止する趣旨で実施しているもの。</p> <p>○保育園に入れない(証明)とは、入所希望通知の提出を要するが、これは、給付の支給要件を満たさず(否)との確認を行う上で必要と認識しており、提出を要するとは認識していません。</p>			

管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
209	各証の再交付の申請については、情報連携が想定されないことを考慮していただき、記入の義務付けの廃止及び記入欄の廃止を検討していただきたい。		【特措法】障害保健福祉事務余休における個人番号を利用した事務処理に支障がない限りにおいて、住民の負担と地方公共団体の事務負担の軽減が図られるよう、既に発行済みである受給者証等の再交付申請においては個人番号を取得する義務を廃止する。【令治部】各証の再交付申請については、個人番号の記載がなくても、申請書に法定記載する氏名、生年月日、住所等の情報により実質情報は特定できるものである。情報連携を行わないに用い個人番号を取得することは、個人情報漏洩のリスクを高めるだけであり、各自治体の事務負担増大に繋がっているものと考えられている。また、申請者に個人番号を記載してもらうのが本人を特定するためであるとする。情報連携整備のために申請者から個人番号を取得することは、本来の目的ではないと思われる。この点から市民の方への説明は困難である。		【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。【全国町村会】提案団体の意向及び関係府県の回答を踏まえた適切な対応を求める。	○内閣府(番号制度担当)において、税分野のマインナー利用ではワンストップ原則にのっとり、申告等の主たる手続と併せて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる一部の申請書・届出書についてはマインナーの記入を廃止していること、社会保険分野のマインナー利用ではワンストップ原則に該当するものについては、マインナーの記入は不要とすべきではないか。○通知カードの発行は引き続き禁止せず、再発行手続の本人確認手段として十分であることから、運転免許証等の本人確認も必要となるが、逆に運転免許等の本人確認業務がなければ、なりすまし防止が可能であるため、マインナーの記入は不要とすべきではないか。○国民健康保険後援者の健康保険後援者証の再交付申請は、住民登録簿の記載と一致する旨を記載し、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。○厚生労働省において、マインナーによる情報連携は、有効期限のない証を除き、最初の発行手続のものを使用すれば必要十分であり、再発行手続において再度マインナーの記入を求めることは不要とすべきではないか。○マインナーによる情報連携が行われない申請書(マインナーを記入せず、地方公共団体に別紙を添付して提出)についてはマインナーの記入は不要とすべきではないか。○国民健康保険後援者の健康保険後援者証の再交付申請は、住民登録簿の記載と一致する旨を記載し、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。	○障害保健福祉事務については、関係府県と協議し、次のとおり検討している。マインナーが税・社会保険共通の個人識別番号として導入されている趣旨からすれば、個人を識別・特定(本人確認)するために、原則として、申請書にはマインナーが記載されるべきものである。一方、各証の再交付の手続については、給付や本人情報の変更ではないこと等を勘案すると、マインナーの記載がない場合でもよい。マインナーによる場合と同様に、個人を識別・特定(本人確認)できる場合には、再交付の手続を交付付録にマインナーによる場合と同様に扱った。ただし、1次回答で述べたとおり、身体障害者手帳については更新の仕組みが難しいという制度固有の事情があり、手帳の再交付申請は、本人確認をマインナーによる場合と同様に扱った。身体障害者手帳を除き、自立支援医療受給者証など各証の再交付申請については、マインナーによる場合と同様に個人を識別・特定し、マインナーの記載の有無を可及的に確認する方向で検討したい。検討結果に基づき具体的な措置のスケジュール等については、事務処理に支障が出ないよう、地方公共団体における運用の実現等も踏まえ、実施していきたい。
210	厚生労働省から「入所保護通知書の提出を不要とする」という趣旨があったが、本提案は、保護通知書が給付の受給要件を満たすか否かも確認できるものでなく、このために保護者の負担が増える。公平利用問題にも配慮をされているが、本市の提案も十分を説明しきりではないものと考えている。充分の事前説明がシミュレーションにおいて、厚生労働省からは「育児休業の延長が認められるのはあくまで例外に当たる場合、すなわち保育所に入所できない場合であり、その確認手段として保護通知書の提出を求める。復職の意思がないにもかかわらず申込みを行い、保護通知書を提出しただけでは、本来まともな行動であり、延長の対象にならないことをアプコースしていただくこと、すなわち自らの説明があった。労働行政を可立とする考え方を否定しないが、育児休業の延長を希望する保護者には、育児休業延長に賛成する意思がなくても、当然の権利はよく子育てで念頭にいたると考え、やむを得ず保護通知書の取得を目的とした入所申込みをせざるを得ない事情があり、しかもそのような事情が発生している現状を十分認識していただいた上で、「どうし保護をどのようにつなげていくのか、内申の意思をどのように確認するのか」という議論は、1回相談プランにおいて希望出生率1.8の実現という目標を、国をあげて実現しようとしている中で、誰かの方へ行く可能性がある指導を望むを得ない。育生労働省においては、本提案の課題解決に向けて検討が必要という認識をお持ちいただいていると理解しており、早速に地方自治体との意見交換の場を設定していただきたい。	【自治体】内閣府には理解できず、支事審判に提示のとおり、実態として当初から給付金未支給する目的での保育所申込みが多発しており、ニーズの適正な把握への支援、不要な事務負担の増加等の要因となっているため、提案を踏まえた制度の見直しが必要であると思料。【自治体】内閣府の意思について、明確に確認することは困難であり、また、あえて入所が限られる特定の保育所のみを希望するなど、育児延長目的と思われる場合でも、申請があれば受理せざるを得ない状況がある。育児休業延長措置について、制度本来の趣旨や、保護通知を外的に判断する観点として提出を求めることは、一定程度理解できるが、運用の現状としては形骸化していると言わざるを得ない状況である。このことにより、自治体窓口での不要な事務負担が生じだけでなく、保育所整備を進めるにあたり、約剰な保育ニーズを把握することができないといった問題も生じているが、何よりも、育児延長目的の方が入所内訳し、対応することにより、真に保育を必要とする方に入所できない状況は、避けるべきと考えられる。多くの保護者は、児童が子どもとの時間を大切にしたいと考えて一方で、仕事におけるキャリアアップが度々、子育てと仕事参加の両立を望む。また、子育てに対する考え方や意識の事情、会社都合等により、復職を希望するタイミングも多様であると考えられることから、保育所に入所の可否に限らず、自由に育児休業期間を選択できると、柔軟な制度への見直しをお願いしたい。【自治体】現状では本市を含め多くの自治体で、入所に空きがなく入れない可能性が高い側面を希望申請と申請の間に、保護通知を添付し、事業主と事業者や育児休業を延長していると思われる実態があることを鑑み、保護通知の代わりに本人申請書を必要書類と改めるとよいのではないかと、もしくは、原則1歳までの育児休業を原則1歳までに変更すれば、証明書等自体を不要とできるのではないかと。【自治体】実態として、すぐに復職する意思がない者からの利用申込みが増加傾向に繋がっていることに加え、必要ない利用申込みにより保育者の事務負担を増大させ、国が関係府県に対し、促している。「真に保育所への入所を望む申込者の保護における寄り添う支援の充実」の妨げにないことを確認していただきたい。【自治体】については、育児休業の取得期間及び育児休業給付金の支給期間の延長要件そのものを緩和するなど、制度の抜本的見直しを検討したい。【自治体】育児休業制度はワークライフバランスの観点からも非常に重要な制度であると考えている。昨年10月から教員2歳まで延長できると制度が改正されたことに対して、同様の観点から評価している。しかしながら8月1日に実施された「地方分権改革審議会 提案募集検討専門部会」のヒアリングでは、育児休業制度については厚生労働省からワークライフバランスという視点からの見解が述べられてきた。本区では乳幼児の家庭保育は児童の発達や親子の愛着形成のために重要であり、保護者の希望によって、少なくとも保育所に入所する前1歳4か月まで育児休業を取得し、家庭保育することは積極的に推進する考えである。待機児童解消策としても、児童の健全育成という観点からも、育児休業を取得しやすい環境や取得後の就業確保がスムーズに行える体制を整え、短時間勤務や在宅勤務を進めるなど、単に保育所の確保だけでなく、育児休業後の取得が容易であることも、育児休業を取得し、保護者が家庭で保育することは子どもにとって望ましいことである。これを待機児童数に加えることは抜本的な問題である。また保護通知取得が目的の申請があることと保護者の就業が関係している。今回の大府市の提案は、自治体の事務負担を軽減する目的もあるものと理解している。本区も、大府市の状況と同様であり、保護通知の取得が目的の保育所入所申請は本来の趣旨とは逸脱しており、好ましいものではないと考えている。また、労働者から厚生労働省への「保護通知の取得が目的の入所申請」について自治体の事務負担が減少することの懸念に際しては、厚生労働省側から「認識しており、年内に改善策を採る」旨の発言があったので、その結果を注視している。	【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○育児休業等の延長手続に起因し、地方自治体の現場では保育所の公平な利用調整等に多大な負担が生じており、関係府県シミュレーションにおいて支障の解消に向けた対応が必要であるとの実情の考えが示されたことであるが、育児休業等の延長や希望する保育所等への入所の可否は、保護者の生活に大きな影響を及ぼす喫緊の問題であり、支障の解消に向けて、速やかに対応していただきたい。○また、制度やその運用の見直しに当たっては、地方自治体に過度な事務負担がかかることのないようとするなど、保護者の育児休業の機会を妨げることのないよう留意していただきたい。○なお、移行では、保育が実施されないことを前提とした育児休業等の延長には、その建設性なくして市民側の保育する入所保護通知書の必要となっていないが、他の資料より「保育が実施されないこと」を確認することもできるのではないかと。	○育児休業・給付は原則として1歳に達するまで取得・受給することができるが、保育所等に入れない場合は、延長を希望する旨を延長申請書の延長申請欄に、明確に申告したにもかかわらず、保育所に入所せず、保護通知を提出しない等、不要な事務負担が生じる恐れがあることについて、すなわち、育児休業・給付の延長は保育所に入れない場合に限られた例外的措置であり、その適用が厳格な実質的な保護決定通知書にすることで適度、調整を必要とする入所調整地帯の証明に付いては十分である。保護決定通知書は、保育を希望しない保育所等に入らなかった場合に「育児休業の延長が可能か否かをあらかじめ表示させる等の方法により、保育ニーズの高い方を優先的に扱うなど、運用上の工夫をすることで、公平な利用調整を実現するとともに、過剰な事務負担の軽減を図ることができる」と考え、具体的な手法について今後検討することを検討している。○また、育児休業の制度設計に鑑みれば、運用の観点のために特に必要と認められる場合に、法律上の育児休業として延長することができるとする(すなわち)場合は延長できないというメリット等で周知徹底する。○さらに、前から制度設計には異なる育児休業・給付の延長の申請があった場合には、同時に対応が必要である。保育所等の申込状況、第一次申込み済とした保育所に当該上の申請を提出し、第二次申込みで落選した場合には、保護決定通知書の準備期にその旨を付記していただければ、育児休業・給付の延長申請において当該記載を照した場合には、制度趣旨に即した育児休業の延長に当たることが適切に審査することが可能である。○以上のような措置を国と自治体が協力し総合的に実施することにより、育児休業の延長を自治体での申請による申請は原則、育児休業制度の適切な運用が図られるものと考えられる。		

厚生労働省 各府県からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府県	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		各府県からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支援事例	
211	地方に対する規制緩和	医療・福祉	共同保育の実施可能日の適用拡大	保育所等が、自園の児童に加え他の保育所等を利用している児童も受け入れて保育を行う共同保育について、現状検査が認められている土曜日に加え、同様にご利用児童の少ないお昼・年末年始(12月29日～1月3日以外)の12月25日(月4日)等に適用範囲を拡大して欲しい。	現状、土曜日のみ、近隣の保育所等が連携し、1か所の保育所等で共同保育することが認められているが、その他の場合、保育所等で提供される保育は、入所決定された施設内で提供されるものであり、入所決定された場所以外で保育を提供することは認められていない。 例えば3つの施設で共同保育を行う場合、本来は各施設最低2名×3施設=6名の職員が必要であるが、共同保育をすることで最低2名で可能となり、このことで保育士の負担軽減・雇止め防止に一定の効果がある。しかし、土曜日と同く保育ニーズが少ないお昼・年末年始等は、共同保育が認められていないため、上記の例では最低6名の職員が必要だが、保育士不足のなか効率化の促進ができていない。また、お昼・年末年始等も勤務であることを敬遠する保育士も一定数いることから、保育人材確保の支援となっている。 また、保育所等は基本的に土曜日から土曜日まで開所する必要があるが、保育ニーズが少ないお昼・年末年始等において、保護者の同意の上で保育協力日等を設定して保育士の休みを確保している例がある。保育が必要な場合は、当該保育所等は休む必要があるが、保護者が保育所等に足を運ぶことで休む必要を待たない例もある。	例えば3つの施設で共同保育を行う場合、4名の職員が休暇を取れる可能性があり、保育士の負担軽減となることで、就労促進や定着率の向上など保育士不足解消につながるから、保育利用可能な児童数の増がみこされ、特定教育・保育等に比べて急激に対応する施設について、特定教育・保育等に比べて急激に対応する施設に関する基準等の改正に伴う実上の留意事項について「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」		内閣府、厚生労働省	大田市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、徳島県	一	仙台市、福島県、山形県、宮城県、出雲市	〇本市において、同一設置主体で、保育所・預託保育所が隣接して立地している施設が存在しており、土曜日の共同保育を行っているが、昼・年末年始等においては、提案団体と連携し、それぞれ入所児童の職員配置基準を満たすよう、勤務形態を調整している。本年度は、連携の推進ができることとし、保育士の負担軽減が図れない、保育士の定数化に資するものである。 本年度は、連携の推進ができることとし、保育士の負担軽減が図れない、保育士の定数化に資するものである。 本年度は、連携の推進ができることとし、保育士の負担軽減が図れない、保育士の定数化に資するものである。	お昼や年末年始等、保育所等の利用児童が少ない場合に、近隣の保育所等が連携し、1か所の保育所等で共同保育することは、保育士等の勤務環境改善につながるものでもあり、各市区町村の判断により、実施することができたため、対応済みである。 なお、土曜日について夜間等に開所する場合には必要措置との協議の措置があるが、お昼や年末年始等についてはそのような措置はない。
221	地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童福祉施設の現地検査に係る効率的な運用の見直し	『現地検査』を行うべき保育所数も増大する一方、職員の増員等の体制整備は進んでいない。現地ありの監視に欠ける期間・労力削減を確保する等の効率的な運用の見直しを、安全対策、処遇、案件処理の状況等を踏まえて実施することにより、児童福祉施設全体の質の向上を図られる。	都道府県の判断で『現地検査』の頻度、方法を設定できるようにすれば、児童福祉施設については、3年に1度の現地検査の頻度を減らすことができる。また、児童福祉施設全体の質の向上を図られる。以上により、児童福祉施設全体の質の向上が図られる。			厚生労働省	宮城県、三重県、広島県、日本橋町の高等学	一	青森県、秋田県、新潟県、山形県、茨城県、兵庫県、徳島県、静岡県、群馬県、千葉県、東京都	〇本市では、保育所・預託保育事業等の認可及び1年以上1回以上の現地検査(施設監査)を行っている。対象施設・事業が増加するなか、検査で指摘が多い施設等には本年度は認知・現地検査を行うことで、職員の負担が増加している。また、検査対象の施設等からは、指摘の少ない施設が多数増加し、毎年一回の検査を実施することで見直すことが難しい状況である。市としても、過去の検査で指摘が多かった施設等は、検査項目を絞ったスポット検査を行う等、検査内容の見直しを実施している。しかし、児童福祉施設等が3か所以上1年以上1回以上の現地検査が行われていない施設については、毎年度ではなく年あるいは3年に1度の現地検査が認められる等地域の質に合った弾力的運用が認められることは、適切な検査を継続していくうえでも必要であることとし、より柔軟的な指針を行うことができないかと考えている。 〇本市の検査は、現在現状どおり年に1度の現地検査を行っています。施設数の増加、職員体制の状況等を考慮した上で、保育所、認定こども園については半日間の検査を実施しています。半日での現地検査では検査できる内容に限界が出てきている状況ですので、二回実施できるように『優良施設』については、実施頻度を見直す等の対応を行うことが必要であると考えます。 〇本市においても、認定こども園等の施設数が増加する一方で、実際に監査を行う職員数が不足しているのが現状である。そのため、本市の判断で『優良施設』の頻度、方法を設定できるようにすれば、職員の1施設あたりの監査に充てる時間を増やすことができます。保育の質の向上に繋がると考えるため、提案に賛同するものである。 〇本市においても保育施設が増加する一方、職員の増員等現地検査体制の整備は容易でないため、施設に対する監査が適切に行うことが難しいものがある。 〇本市においても、現地検査を行う際には、担当職員、対象施設と事前に事前準備や当日対応に多大な労力がかかっている。優良施設等の対応に資することにより、担当職員、対象施設ともに業務の効率化が図られると考えられる。 〇検査対象保育所数が増加している中、限られた職員数で現地検査を行っているため、都道府県の判断で検査基準を合わせれば、検査の効率的な運用が図れる。 〇本市においても、保育所数は年々増加しており、限られた職員で毎年全保育所に現地検査を行っていることが苦慮している。そのため、1日では午前(午前、午後)の保育所に現地検査を行っているが、幅広い項目を適切に監査するだけの時間が確保できないことが課題となっている。従って、効率的な運用の推進を図るよう、地域において弾力的な運用を求める見直しは賛成である。	保育園等における保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであることから、保育の委付の促進と同様に保育の質の確保も求められており、保育の質の向上や子どもの安全を確保するため、各都道府県等において毎年1回以上、人員配置基準を満たしているか等について現地検査を行うこととしている。 一方、指導監督の方法については、「児童福祉行政指導監督の実施について(平成12年4月25日発表第41号)」において、「監査対象施設の規模及び前回の指導監督の結果等を考慮し弾力的な指導監督を行うこと」としており、執行においても各自治体の判断で、弾力的な運用が可能であることから、本提案は対応済みである。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	
	見解	補足資料	見解	補足資料				
211	<p>本提案について、保育士等の勤務環境改善につながると考えられており、共同保育が可能である旨を承知していただいたことは、本市提案の趣旨を理解いただいたものと考えている。</p> <p>ただ、お昼や年末年始等、保育所等の利用児童が少い場合は、各自自治体の判断により共同保育が得意であるといことであるが、その趣旨が明かでない。</p> <p>現状のまま、土曜日以外における共同保育が認められしうと、朝夕等の児童が少数となる時間帯においても共同保育が可能と解釈できるか。また、特殊な保育事業の利用児童を確率的に定きのある保育所で保育することが可能と解釈できるのか等、共同保育が可能となる範囲も明確でない。各自自治体の判断で無制限に認められるのであれば、施設ごとに利用決定をし、その施設に対して給付費を支払うという、子ども子育て支援新制度の趣旨が揺らぐことになるため、考え方の整理が必要ではないか。</p> <p>以前本市から貴省に確認した際には、共同保育は認められないというご回答をいただいていたことや、児童福祉法等の法令や厚生労働省の過去の通知にも共同保育についての規定が確認できなかったことあるもので、共同保育が可能であることの根拠やその範囲等について通知等で明確化していただきたい。</p>		<p>【仙台市】</p> <p>土曜日以外でも利用児童が少い場合に共同保育が可能であることと根拠となる資料(通知等)をご教示いただきたい。特設無しの場合は、通知やOA等により、土曜日以外でも共同保育が可能であり、実施計画も無い旨を明記していただようお願いする。(現在法実務でないと判断している自治体がある程度存在するから、このように提案が複数自治体から出されているものであり、自治体によって認識に差が出ないよう対応願いたい)</p>		<p>【全国知事会】</p> <p>所管府省からの回答が「対応済み」となっているが、根拠を明らかにして十分な周知を行うべきである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p> <p>なお、所管者からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。</p>		<p>○ 第1次回答では、お昼や年末年始等、保育所等の利用児童が少い場合に各自自治体の判断で共同保育が実施可能であることが示されたところ、提案団体をはじめ自治体では必ずしもその旨が認識されていないため、通知等で周知・明確化していただきたい。</p>	<p>お昼や年末年始等、保育所等の利用児童が少い場合に、近隣の保育所等が連携し、1カ所の保育所等で共同保育することが、保育士等の勤務環境改善につながるものであり、各市区町村の判断により、実施することができる旨について、自治体に周知等を行ってまいりたい。</p>
221	<p>今回の回答は、監査の実施頻度についても弾力化の範囲であるということよりいかに確認した。</p> <p>提案団体としても、「保育の質の確保・向上が重要であること」に異論はない。その上で、開かれた入札プロセスを別に活用し、「保育の質の確保・向上を図るためには、監査の実施回数の弾力化が必要、つまり年に1回の実施監査の実施を義務づけることが、重層的に監査を実施しなければならぬ監査の監査に時間を割くことができない等、むしろ「保育の質の確保・向上を阻害する結果とならぬ旨である。全ての施設において年に1回の実施監査を行わなければならないが「保育の質の確保・向上が実現できない」と言うのであれば、その根拠、並びに義務づけを廃止した場合の具体的な支援事例を承知していただきたい。</p>		<p>【愛知県】</p> <p>当該記載の局長通知においては、「指導監査の方法については、(中略)弾力的な指導監査を行うこと。」とされている。しかし、現行の局長通知では、弾力的運用の範囲として実施の頻度まで含まれるか否かが不明確と考えられる。実地検査を隔年で行う等の弾力的な運用が可能かも含めて、国において解釈通知又はQ&A等を発行していただきたい。</p>				<p>監査の実施回数については、児童福祉法施行令により、毎年1回以上、都道府県等による実地検査を行うことが義務づけられており、これを前提に、具体的な監査実施頻度については各自自治体の実情に応じて設定することが可能である。</p> <p>一方、指導監査に係る事務の効率化は必要と考えており、その方策について今後、検討してまいりたい。</p>	

厚生労働省 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支援事例	
228	日	地方に対する規	医療・福祉	保育所型事業所内保育事業の受入れ児童の拡充について	<p>○事業所内保育事業は原則3歳未満の子を対象とした事業であるが、定員の規制がないことから、保育所型事業所内保育利用定員が30人以上のような規模の大きい施設においては、通常の認可保育所と同様に3歳児以上の子どもにおいても集団による教育・保育の提供が可能。</p> <p>○現在特区において、特区小規模保育事業(※)を実施しているが、保育所型事業所内保育事業においても同様に、3～5歳児の受け入れを可能とする。</p> <p>※ 児童福祉法の改正(29年9月施行)により特区内の小規模保育施設において、3歳以上の保育認定子どもの受け入れが可能となり、地域型保育給付の対象とされた。</p> <p>○上記により認可保育所などと同様に卒園後の受け入れも担保されるが、保育所型事業所内保育事業においては、連携施設の確保を必要とする。</p>	<p>○大規模の事業所内保育施設の整備が行いやすくなり、保育の受け皿増加に資する。</p> <p>○連携施設の確保にかかる事務負担を軽減できる。</p>	児童福祉法、子ども子育て支援法、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	内閣府、厚生労働省	沖縄市	—	<p>徳留市、花巻市、山積市、鹿沼市</p> <p>○事業所内保育所を含む家庭的保育事業の開設相談においては、連携施設の確保に苦慮している市町も寄せられることもあり、提案内容のあり方措置されることで、事業者の参入が促進されることと考えられ、積極的な採用に繋がるものと思われる。</p> <p>○事業所内で認定以上の子どもを保育している保育所型事業所の保育所以上の規模がある。</p> <p>○本市においても、保育所型事業所内保育事業からの地域枠の連続性には苦慮しているところがある。また、従業員については、3～5歳児まで在籍できるもの、地域枠の児童がいないため保育の人数が足りず、緊急事態に備えて保育士を確保することができないケースもあることから、従業員枠を設定してはも継続せずに別の保育所や幼稚園を選択する利用者もある。このことから、保育所型事業所内保育事業の地域枠についてのみ一途認定であるが、地域枠なしでも児童が急増する利用者についても継続使用が適うこと、運営事業者にとってもより安定した運営が図られること、また、保育の受け皿の確保に寄与し待機児童解消の一助になる。</p>	<p>事業所内保育事業においては、人口減少地域や離島、指定こども園など3歳以上を受け入れる施設が困難である地域や、3歳以上児も待機児童が発生している地域等、特段の事情がある場合には、3歳以上の児童を受け入れることとして、現行制度においても対応が可能な。</p> <p>また、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成28年厚生労働省令第61号)第45条に規定する保育所型事業所内保育事業の運営施設に係る特例については、子ども子育て支援法(平成24年法律第66号)の施行後5年の見直しの中で検討することとしている。</p>	
230	日	地方に対する規	医療・福祉	保育教諭の経過措置の延長	<p>現在、幼保連携型認定こども園の職員配置の1/3程度の資格を有する必要があるが、平成31年度までは経過措置として、どちらかの資格を有すれば保育教諭となることができる。当市としても、経過措置期間内に、施設に対して保育教諭になるために必要となる保育士と幼稚園教諭の資格を取得するよう働きかけていることであるが、施設の利用者数が増加し、職員配置上、保育現場に十分な余裕がなく、また、幼稚園教諭の養成機関も限られているため、平成31年度までの特例措置の期限までに市内の保育教諭が不足する状態を改善するには困難な状況となっている。この状態で、特例措置が終了すると、幼保連携型認定こども園への円滑な移行や、幼保連携型認定こども園における保育が実施できなくなり、子どもを預かってもらえなくなった状況に混乱が生じることが予想される。</p>	今後も職員配置基準を満たすことが可能となり、幼保連携型認定こども園の継続することが可能となる。	児童福祉法、子ども子育て支援法、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準	内閣府、文部科学省、厚生労働省	熊山市	—	<p>熊山市、仙台市、秋田市、松本市、川崎市、横浜市、山梨市、須賀市、田原市、東海市、大塚市、大宮市、高崎市、神戸市、和歌山市、香川県、徳島市、松浦市、新木市、九州地方知事会</p>	<p>子ども子育て支援新制度における「5年後見直し」については、平成30年5月28日に開催した子ども子育て会議において議論が開始されたところであるが、検討項目として「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例を挙げる」。</p> <p>附会種は、認定こども園団体、自治体関係者等が構成員となっているが、5月28日の会議の場では、本特例延長に強い見解が述べられている。</p> <p>今後、引き続き、同会議において議論を行い、その方向性を定める予定である。</p>	

管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
228	<p>現状、本市としては、現在利用している児童が満3歳以上になった場合の受け皿がない(連携施設の設定ができない)などの理由でなければ「保育所型事業所内保育事業」においては、満3歳以上の児童の受入ができないものと理解(新規受け入れや定員設定はできないと理解)している。しかしながら、厚労省の指針の通り、満3歳以上児にも待機児童が発生しているなどの理由により、新規の受入や定員設定が可能なのであれば、その旨、明確化して頂きたい。</p> <p>また、連携施設についても「特例措置の延長」による対応ではなく、満3歳以上の児童の受入を実施する保育所型事業所内保育事業所については、満3歳児以上に対する保育の継続的な提供が担保されていることから、あえて連携施設へ転入させる必要はなく、当然に連携施設は不要であると考えている。</p> <p>地域型保育事業においては、満3歳児未満については家庭的な役割による保育の提供、満3歳児以上については集団による幼児教育等の提供が求められていることから、連携施設の設定は重要だが、保育所型事業所内保育事業所においては、集団による幼児教育等の提供も可能である。</p> <p>今回の提案により ①連携施設がなくても整備できる。(経過措置を除く) ②現在、連携施設を設けている保育所型事業所内保育事業の連携が不要となることで、他の地域型保育事業の連携施設を確保することができる。 ③保護者としても、0歳児から継続して同じ保育所に入所させることができる。 ④運営事業者としても定員した事業計画が立てられる。 等のメリットはあると考えている。</p>		<p>【豊中市】 現行制度により対応可能とあるが、あくまでも「地域の実情を勘案」するなどとした限定的な取り扱いは必要である。あわせて、自治体向けFAQ【第16版】No24及び事業者向けFAQ【第7版】P50、O10にも対応可能な見込みが限定的な内容となっている。これらことから、各提案団体の提案事例に加え、保育所型事業所内保育事業の設備等が保育所に類似していることも勘案し、保育所型事業者内保育事業における地域型について3歳児の受入が可能なよう明確化されたい。 また、連携施設の設定についての改訂案について、3歳以降の受け入れが可能なれば結果として受け入れ先としての連携施設の設定が不要になることから、保育所型事業所内保育事業の連携施設に係る特例措置についての見直しに向けて積極的に取り組んでいただきたい。</p>		<p>【全国知事会】 保育所型事業所内保育事業の連携施設の確保に係る特例措置については、子ども・子育て支援法の施行後5年の見直しの中で検討するとの回答をしているが、当該基準は「使うべき基準」であり、「使わすべき基準」については、各例の内容を体系的に扱えるものがあり、国が設定するのは、原則必要な場合に設定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ、原則「使うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の枠を超えて、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>＜満3歳以上の児童の受入について＞ ○ そもそも家庭型保育事業等において、満3歳以上の児童の新規受入れ・定員設定は法律上許容されているのか、許容されているのであれば、どのような場合に満3歳以上の児童の利用が許容されるのか ① 満3歳未満からの継続利用 ② 満3歳以上の児童の新規受入れ ③ 満3歳以上の児童の定員の設定 のそれぞれについて明確に示されたい。(1次ヒアリングのほか、国庫職域特ワークィンググループヒアリング(平成28年7月11日等)における発言も踏まえて具体的に回答されたい。) ○ 1次ヒアリングでは、事業所内保育所を利用する児童が満3歳以上になった場合であっても一定の要件のもと引き続き利用することが可能であると説明があったが、 「満3歳以上になるまで当該事業所を利用していなかった満3歳以上の児童を新たに受け入れることの可否」 ・事業所が認可時から満3歳以上の児童の定員を設けることの可否 については示されていないことから、地方公共団体の側では原則として満3歳以上の児童の新規受入れはできないと捉えられている。 提案されている利用定員20名以上の保育所型事業所内保育所には、通常の認可保育所と同様の取組(運営基準が確保されている)を前提とし、これらに対応し満3歳以上の児童の新規の受入れ、定員の設定も可能とするべきではないか。 ○ また、同ヒアリングにおいて、満3歳以上の児童の継続利用が可能な場合として、次の通り明示されたこと。 ・従業員枠、地域枠共通 ①居住する地域に保育所や認定こども園がない場合 ②保育所や認定こども園はあるが定員に空きがない場合 ・従業員枠のみ 保護者の強い希望がある場合 これらの条件について、地域枠を利用する児童であっても、従業員枠と同様に、保護者の希望によって満3歳以上の児童の継続利用を認めるなど、自治体の判断で柔軟に満3歳以上の児童の継続利用を可能とするべきではないか。 ＜卒業後の受け皿としての連携施設の確保について＞ ○ 満3歳以上の児童を受け入れる保育所型事業所内保育事業所については、当然、卒業後の受け皿としての連携施設を確保する必要があるため、事前に卒業の意向決定等を行うべきではないか。</p>	<p>事業所内保育事業においては、人口減少地域や離島、認定こども園が満3歳以上児を受け入れる施設が困難である地域や、満3歳以上児にも待機児童が発生している地域等、特例の事情がある場合には、3歳以上の児童を受け入れられる旨を自治体に対してお示ししてまいりたい。 また、保育所型事業所内保育事業に係る連携施設の設定については、連携施設の設定状況の調査等を踏まえ、そのあり方について、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行後5年の見直しの中で検討してまいりたい。</p>
230	<p>平成31年度末に経過措置期間が終了すると、規定どおりの職員配置ができず、園運営に支障が生じるため、提案内容どおり対応願いたい。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>○ 「今後、引き続き、子ども・子育て会議において議論を行い、その方向性を定める」という1次回答だったが、保育所型事業の取組に係る経過措置の延長については、地方自治体だけでなく、子ども・子育て会議においても、多くの教育・保育業界団体から延長を望む声も上げられており、延長を行わなければ教育・保育の現場及び行政において多様な支障が発生することを踏まえれば、当該措置すべきではないか。 ○ 今後の議論のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。</p>	<p>次回の子ども・子育て会議において、現状等を踏まえながら、「幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」等についての見直しの方向性について議論を行う予定である。</p>

厚生労働省 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支援事例	
267	日	地方に対する規	医療・福祉	住居確保給付金の再支給要件の緩和	生活困窮者自立支援法に基づき住居確保給付金について、傷病等により就職活動ができないまま生活保護期間が終了した者が、その後に就職活動を再開し、支給要件を十分に満たし再支給できるようにすることを求める。	住居確保給付金の再支給については、生活困窮者自立支援法施行規則第16条により、釈雇(自己の責めに帰すべき理由によるものを除く。)その他事業主との都合による離職により経済的に困難な場合に限り、認められている。 ○住居確保給付金の支給開始後、傷病により就職活動ができないまま生活保護期間(3か月)が終了した者について、その後に疾患の治癒により就職活動を行うことが可能となり、かつ、就職を希望するための住居を確保するため必要があると認められる場合であっても、再支給することができない。 ○当市(当市)における有効求人倍率は全国平均を下回っており、また、保護率も全国平均を上回っている。生活保護の受給開始後に経済的に自立する事例は多く、生活保護の受給前・生活保護期間中に対して自立を促していくことが重要である。 ○住居確保給付金は高い雇用就労率があり、生活困窮者の自立支援策として有効である。 【参考】 ○平成29年時点の人口千人あたりの生活保護受給者の割合(%) 全国平均16.8%、青森県23.38%、青森市30.55%	生活困窮者自立支援法第5条、生活困窮者自立支援法施行規則第16条、「住居確保給付金の支給事務の手引き」(「生活困窮者自立支援制度に係る自治体マニュアル」)、「住居確保給付金の支給事務の取扱指南(問7-5)」	厚生労働省	青森市	-	大和市、福井市、福井県、西宮市、出雲市、西本市	○住居確保給付金の再支給要件は「受給者が住居確保給付金の受給期間中又は受給期間終了後に、常用就職した後に、新たな離職をした場合、(中略)再支給することがあるとする。」と規定されている。 住居確保給付金の受給者が1か月や3か月といった派遣契約を複数回更新し、更新は1年・2年継続勤務した後に契約満了により離職したとしても、制度上は非常用就職であり、かつ余給金を退職(離職)とは見なさない。そのため、受給者が離職により再び住居を失うおそれがあり、生活保護申請を希望しない場合であっても、金銭給付を待たず支援を実施することができない。 ○正社社員と同様の事務のほか、下記のような事例もある。事例を限定せず、再支給要件の緩和についても検討を行ってほしい。 【支援事例】 夫病で発生しており、過去に夫が受給していた。妻が失業したため、給付金の支給を希望していたが、夫が生計中心者であったため再支給の要件に該当せず、支給を断念した。他自治体より本市へ転入。転入後はパートを掛けで就労していたが、自己都合により退社。他自治体にて就職が実現したため、支給を断念した。 【再支給を認めてほしい事例】 雇用期間が月以上の常用就職であっても、あらかじめ契約更新がない管理定されていた雇用者とした場合、支給開始後、一時的な理由で就業活動ができないまま、3ヶ月の支給期間が終了。その後、体調が回復し、就業活動を再開する場合、自己都合による退職であったとしても、雇用期間の就労があり、退職後も熱心に就業活動をしていると認められる場合には、自立相談支援機関や自治体の判断で再支給の検討ができるようにしてほしい。 ※給付金利用者の中には、雇用期間の定めがない常用雇用で就いたとしても、就労意欲が強い場合もある。また、雇用の浅さ等からいったんは雇用期間の定めのある常用雇用で就かざるを得ない等もあるため、給付金利用者・申請者の属性に配慮した再支給要件を再評価していただきたい。 ○本市も同じような事例により、支給が中止され再支給できずに生活保護になったケースがある。再支給は生涯一度だけという要件について緩和を求める。住居確保給付金は、高い保護率があり、生活困窮者の自立促進を期待できる制度であったため、再支給要件の緩和を求める。 ○住居確保給付金については、該当者が少なく実績が上げられない状況が続いており、支給要件の緩和により生活困窮者の自立促進を図ることを考える。	住居確保給付金は、離職等により経済的に困難し、住居を失った又は失う恐れがある方に対し、求職活動等の要件を満たす場合に賃貸住宅の家賃補助金を一定期間支給するものである。今回のケースのように、支給期間中の傷病等により、求職活動が出来ないような状況になった場合、当該期間中は給付金の支給は可能であるが、最終3ヶ月の支給終了時において、延長の要件(求職活動等)を満たさないため、引き続いての支給は出来ない。 また、再支給については、雇用者(事業主側)の都合で離職を促された方が発生し、延長の規定(支給事務の取扱指南問7-1-1)であり、常用就職した後に雇用主側の事情等により解雇された場合が対象とされており、傷病等が癒えたというだけをもって再支給の対象とはならない。 本給付金は、あくまで、雇用が月という期間限定の給付金であり、その後の就業率は支給開始時から約束されているものではないこと。また、支給決定時は「離職等により経済的に困難し住居喪失のおそれがあったが、傷病等により住居確保給付金を受給していただけた期間も含め、他の手当等の支給を受けることにより、回復し「離職等による困窮状態が続いている」とは必ずしも言えないことなどがある。再支給の要件緩和は困難である。 傷病期間中、回復後の支援も求めた。再就職支援について、自立相談支援機関など関係機関と連携しながら必要な支援を提供していきたい。
271	日	地方に対する規	農業・農地	農林漁業民営での食事提供について	農山漁村における交流人口の拡大による農林漁業所得向上、就業機会の創出と地域活性化を推進するため、農林漁業民営で食事提供できる事業者の範囲を宿泊者以外にも拡大する必要があると考へている。そこで、各都道府県が定める基準のもと、農林漁業民営において宿泊者以外にも食事提供することが条例改正等により可能であることを通知などで明らかにしていただきたい。	農山漁村における交流人口の拡大と観光消費額の増加 宿泊者以外の観光客等に対しても郷土料理を主とする食事を提供することによる農林漁業民営の収入確保	平成17年7月21日付け「厚生労働省 農山漁業審議会」による農林漁業民営による農林漁業民営の取扱いについて	厚生労働省	山形県	平成17年7月21日付け農山漁業審議会の100号厚生労働省農山漁業民営部 監視安全課長通知	農山漁業民営による農林漁業民営での食事提供について	条例制定いただいたケースのように、事業者が農林漁業体験民営を営む農林漁業者であっても、不特定多数の者に反復継続して食事を提供する場合には、その他の飲食店と同様に取られるべきとする。	

管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
207	<p>○当給付金の再支給については、常用就職後、雇用主側の都合により解雇された場合のみ対象となっている。</p> <p>今回の提案は、雇員が本人の意思に関らず発生するものであることから、収入要件等を満たし、求職活動を再開した場合は、再支給を認めてよいものと考える。</p> <p>なお、他の手当等の支給を受けることにより必ずしも困窮状態が続いているとは言えないことであるが、他の手当等の支給を受けなくても、なお支給要件を満たす生活困窮者を対象として再支給の要件緩和を求めるものである。</p> <p>○生活困窮者においては、様々な事例があるため、一律に再支給の要件緩和が困難であると結論付けるのではなく、詳細の把握に努めていただいた上で再検討をお願いしたい。</p> <p>また、仮に再支給要件の緩和ができない場合であっても、第1次回答でも触れられている「傷病期間中、回復後の支援も含めた、再支給支援」について、自立相談支援機関など関係機関と連携しながら必要な支援を届けることについて早期に検討していただき、その際には、本市及び追加共同提案団体の主張をも考慮した支援内容となるようお願いしたい。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>		<p>住居確保給付金は原則3か月間という短期間で安定した住居の確保と就労自立を図る制度であり、雇職等により経済的に困窮し、住居を失った又はそのおそれがある者が対象となっている。住居確保給付金は原則1回の支給に限られるが、雇用主側の都合により解雇された場合のみ、例外的措置として再度支給を受けるよう希望されているものである。</p> <p>ご指摘のとおり雇員は本人の意思に関わらず発生するケースもあるものと考えられるが、仮に再支給の要件を緩和した場合、①雇員の経路も種々であり、どの雇員であるいは就業活動が当初的に困難な状況と明確に説明することが困難なこと、②診断書等の取得により繰り返しの受給申請がなされる可能性も少なからずあること、③限られた財源の中で、再支給要件の緩和は新たな財政負担が生じることから慎重に検討する必要があることなどが考えられることから、収入要件等を満たし、求職活動を再開したということだけでも再支給を認めることは難しいと考える。</p> <p>また、「傷病期間中、回復後の支援も含めた、再就職支援」について、自立相談支援機関など関係機関と連携しながら必要な支援を届けることについては、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計相談支援事業などをはじめとする生活困窮者自立支援制度による支援や住宅施策、高齢者施策、ひとり親施策等他制度との連携による支援により、本人の抱える様々な課題に応じて、総合的な対応を図っていくべきものと考えている。</p>
211	<p>通常の飲食店と同様に取り扱うとする場合、飲食店営業許可を別途取得し、新たに食事を提供するのための専用の施設設備を整備する必要があり、農林漁業従事者にとっては負担が大きいため、新たな事業を断念するケースが多いことから、農林漁業従事者で食事提供できる対象者の範囲を宿泊者以外に拡大する必要はあると考えている。</p> <p>そこで、各都道府県が定める基準の1と、例えば、宿泊者に対する現行の特例と同様の考え方で、提供する食事数を宿泊者定員までとするなど、限定要件を付したうえで、農林漁業従事者において宿泊者以外にも食事提供することが条例改正等により可能である旨を通知などで明らかにいただきたい。</p>						<p>前提案いただいたケースのように、農林漁業者が農林漁業従事者以外の者に食事を提供する行為は、通常の飲食店と同様の行為であり、農林漁業従事者における宿泊者への食事提供は食事等、提供要件が異なることから、現在許可を受けている施設のみ、提供対象を拡大できるか否かについては、許可権者である地方自治体において判断いただきたい。</p>

厚生労働省 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支援事例	
274	日	地方に対する規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業者等による連携施設の拡充	1 連携施設の確保における「保育所」の定義に以下を加え、要件を緩和すること。 ① 認証保育所 ② 企業主導型保育事業所 ③ 特区小規模保育事業所 2 代給保育の連携施設の確保が認められる場合(事業実施場所において代給保育が提供される場合)の要件や運用上の取り扱いを具体化、明確化すること。	1 現在、連携施設の対象としての「保育所」は、国の旅行通知において「認可保育所に限る」とされている。新たに、「認証保育所、企業主導型保育事業所、国策特別区域小規模保育事業所(入園対象年齢の拡大)」を加えることにより、保育所(認可施設)以外の選択性が広がり、連携施設の確保が進むと考えられる。 ○家庭的保育事業者等における保育の質を担保しつつ、連携施設確保の例外規定の適切な運用を図ることができる。 2 代給保育は、地方分権改革提案を受け、家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準の一部改正(平成30年4月27日付)により、「連携施設の確保の例外」として、一定の要件を満たすときは、事業実施場所(代給保育が提供される場合)において代給保育が実施されることにより、代給保育の連携施設の確保を求めないとして基準が緩和されていることである。 現状、区市町村では、「小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者」の判断に実質が生じている(下例参照)。要件や運用上の取り扱いを具体的に明確にすることで、家庭的保育事業者等における保育の質を担保しつつ、連携施設確保の例外規定の適切な運用を図ることができる。 ① 各区市町村が独自に任用した家庭的保育者の補助要員 ② 職員の確保(休職等)に資する、小規模保育および事業所内保育事業者が、自社雇用の保育士を予め確保し適切に対応している場合(同一法人を連携施設として認めることが可能)	児童福祉法第34条の16第1項および第2項、家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準第6条、家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準の運用上の取り扱いについて(雇児令第3第2号)、練馬区家庭的保育事業者等の設備および運営の基準に関する条例第6条	内閣府、厚生労働省	特別区長会	-	滋賀市、神戸市	○連携施設の対象として企業主導型保育事業所の追加に賛同。	(1)について 保育の受け皿確保に当たっては、一定の保育の質が確保されている認可保育所を中心に整備していくことが必要と考えられ、保育の受け皿拡充と保育の質の確保を「車の両輪」として取り組む必要がある。 家庭的保育事業者等における連携施設の設置は、代給保育の提供や集団保育を受ける機会の確保と保育の質の向上の面でも極めて重要な仕組みである。このため、連携施設は、地域の保育の中心的能力を有し、連携施設としての機能を総合的に担うことができれば、一定の保育の質が確保された保育園・幼稚園・認定こども園が担うことが望ましいと考えられており、連携施設の確保先を緩和するに似て条件提案に対応することはできない。 (2)について ご指摘の「小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者」については、事業実施や保育士等を考慮し、当該事業所から保育士を派遣するに当たって、当該事業所の本来の業務に支障が出ず、適切な業務を進行できる事業者を想定しており、対応済みである。
275	日	地方に対する規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業者等による連携施設の確保について、経過措置期間の延長	家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準により、各家庭的保育事業者等は、「① 保育内容の充実、② 代給保育の提供、③ 6歳後の受け皿の確保」にかなった連携能力を有し(以下「連携施設」という)の適切な確保が義務付けられている。 本規定については、平成28年3月1日までの経過措置が設けられており、各区市町村では、国の旅行通知の考え方も踏まえつつ、積極的な態勢で調整を図っているところである。 しかし、特に、「経過措置の受け皿」では、連携施設先の大半を占める保育所および認定こども園の利用調整を市町村において実施しているため、家庭的保育事業者等が自ら確保できる施設が限られている。また、3歳児において認可保育所の受け皿不足(待機児童の発生)が生じていることよな状況下より、全ての家庭的保育事業者等が、経過措置期間中に連携施設を確保することができます。結果として事業認可の取消(それに伴う保育定員の減少等のサービスの低下)が生じる恐れがあり、経過措置の延長が必要である。	児童福祉法第34条の16第1項および第2項、家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準第6条、練馬区家庭的保育事業者等の設備および運営の基準に関する条例第6条	内閣府、厚生労働省	特別区長会	-	滋賀市、山形市、須賀川市、神奈川県、豊田市、大館市、岩手県、西宮市、倉敷市、沖原市、那覇市	○本市においても在園児の受け皿確保に連携施設確保に向けた支援を継続して行っているが、連携先である保育所等における施設基準や保育士不足等の関係で新たに3歳児の受け皿が確保できていない。そのため過半数の認可保育所が不足する状況が懸念されている。上記の状況に鑑み、平成32年3月31日までとなっている経過措置期間の延長を希望する。 ○経過措置終了までに連携施設が確保できず、万一認可取消となれば、当該事業所利用中の児童が行き場を失うことや保育の受け皿が減少するため、待機児童解消の取組みに大きな支障となる。 ○本市においては長期間保育事業者等が連携施設になることの負担が大きいため、民間保育所等が連携施設となっている件数が少なく、大半が近隣の公立保育所を連携施設として指定している。しかし、待機児童量が増加しており、定員の空き率が少ないため、「卒業後の受け皿」としての機能が果たせていないのが実状である。 ○3歳児において認可保育所の受け皿不足(待機児童の発生)が生じている ○経過措置により、連携施設を確保しなくても事業認可が可能となっているが、経過措置終了までに連携施設が確保できない場合、認可基準を満たさないことになる。 ○市においても連携施設コーディネーターを配置して支援を行っているところであるが、卒業後の受け皿については、特に保育所においてなると3歳児の定員数の関係から、確保が限界に近づきつつあるなど、期限までに設定が完了しないリスクもあるため、経過措置の延長を求める。 ○本市(政令市)を除くにおける連携施設の成立率は、県・市町村の協賛補助による支援の効果もあり、平成28年度38.0%、平成29年度69.6%と徐々に上昇している。しかし、経過措置終了までに100%を達成することは、小規模保育所が年々増加していることにより大変困難な要請である。一方で、卒業の受け皿を確保し、3歳児以降、大規模保育所等につなげていくことも大変重要であることから、連携施設の設置だけでなく、市町村の利用調整の際に特別優先枠を設けるなど、他の制度の活用も必要と考ええる。		

管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
274	<p>【1】について</p> <p>○連携施設の確保に当たり、保育の質を担保していることの重要性は認識している。</p> <p>○3つの項目のうち「保育内容の支援」を担う連携施設は、引き続き、認可保育所を中心に確保すべきである。</p> <p>○一方で、「卒園後の受け皿」としての連携施設の確保に向けては、区市町村としての取り組みとして、卒園児を受け入れるための連携施設の対象を増やす必要がある。しかし、幼稚園・認定こども園との連携を進めているが、保護者のニーズや希望に沿った受け皿にはなりにくいため、現状では、認可保育所の整備以外の選択肢がない。</p> <p>○「卒園後の受け皿」としての連携施設は、1割ではなく、1つの家庭的保育事業者が複数の施設を確保することも可能。本提案の保育施設については保育の質も十分担保されていると考えているため、認可保育所を中心に確保を図りつつ、第2・第3の連携先として、本件による拡充は認めることができないか。</p> <p>○「卒園後の受け皿」の確保において、連携施設の対象の拡充は、3歳以降も保護者が安心して働くことができる環境の整備という趣旨であり、保護者の安心感にもつながるのではないかと。</p> <p>○「家庭的保育」が地方分権改革により要件が緩和されたことと同様に、「卒園後の受け皿」にかかる連携施設に限って拡充することも可能ではないか。</p> <p>○なお、現行の基準(省令)では、3つの項目を一体的に規定し、対象施設も共通である。しかし、それぞれの特徴が異なるため、3つの項目ごとに、対象とすることができるとは考えられないか。</p>				<p>【全国知事会】</p> <p>「後うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ季節的な準備期間を設けず、早急な対応を促す必要がある。</p> <p>なお、「後うべき基準」の見直しは、サービス水準の低下や国の政策目的を踏まえる地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らで決定し、その地域の実情に沿った最善・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>＜卒園後の受け皿としての連携施設の拡充について＞</p> <p>○ 連携施設は一定の保育の質が担保された保育園、幼稚園、認定こども園が担うことが望ましいため、対応は困難であるとの面があったが、地方公共団体が一定の基準を満たすと認める認可外保育施設(認証保育所等)、企業主導型保育施設、特区小規模保育施設は、国や地方公共団体から運営支援等を実施していることを踏まれば、当然保育の質は担保されているものと考えべきではないか。</p> <p>○ 平成28年の対北方針で卒園後の受け皿に係る認可要件は緩和されたものの、引き続き多くの地方公共団体が受け皿の確保に苦慮している。保護者が安心して働きやすい環境を整備するために、卒園後の受け皿に係る連携施設の対象を拡充することが必要ではないか。</p> <p>○ 連携施設に関する経過措置の延長について</p> <p>○ 多くの家庭的保育事業者等において、連携施設の確保の見込みが立たない中、経過措置の延長を行わなければ、事業認可の取消しに伴う保育定員の減少もつながらず、保育の受け皿拡充と保育の質の確保に結びつためには、当然に延長されるべきではないか。</p> <p>○ 家庭的保育事業者等にとって、経過措置の延長の可否は事業運営の見直しを立てる上で非常に大きな問題であるため、早期に経過措置を延長するか否かの旨を示すべきではないか。</p>	<p>保育の受け皿確保に当たっては、一定の保育の質が確保されている認可保育所を中心に整備していくことが必要と考えており、保育の受け皿拡充と保育の質の確保を「車の両輪」として取り進む必要がある。</p> <p>一次回答でも述べたとおり、家庭的保育事業者における連携施設の認定は、代償保育の提供や集団保育を受ける機会を提供など保育の質の向上の面でも極めて重要な仕組みである。連携施設の認定に当たっては、一定の保育の質が確保された保育園・幼稚園・認定こども園が担うことが望ましいと考えているが、連携施設の認定状況の実態等を踏まえ、そのあり方について、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行後5年の見直しの中で検討してまいりたい。</p>
275	<p>○経過措置の延長の可否は、家庭的保育事業者等によっては、事業運営の見直しを立てる上で喫緊の問題であり、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。</p> <p>○経過措置期間の延長を求めらるる方より、主たる支援事例は、市町村が積極的な関与・役割を果たしているにも関わらず、「卒園後の受け皿」の確保が困難なことである。見直しの検討にあたっては、市町村の実態を踏まえていただきたい。</p>		<p>【神奈川県】</p> <p>国において見直しの検討をされているところかと思うが、見直しの方向性及び検討スケジュールについて早急な検討をお願いしたい。万が一、認可取得しなくなる場合や、制度改定となる場合、平年度の預け先等の調整等は容易ではないため、十分な準備期間を設定していただきたい。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>【全国知事会】</p> <p>家庭的保育事業者等による連携施設の確保及びその経過措置については「後うべき基準」とされており、「後うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣旨を踏まえ季節的な準備期間を設けず、早急な対応を促す必要がある。</p> <p>なお、「後うべき基準」の見直しは、サービス水準の低下や国の政策目的を踏まえる地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らで決定し、その地域の実情に沿った最善・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>＜卒園後の受け皿としての連携施設の拡充について＞</p> <p>○ 連携施設は一定の保育の質が担保された保育園、幼稚園、認定こども園が担うことが望ましいため、対応は困難であるとの面があったが、地方公共団体が一定の基準を満たすと認める認可外保育施設(認証保育所等)、企業主導型保育施設、特区小規模保育施設は、国や地方公共団体から運営支援等を実施していることを踏まれば、当然保育の質は担保されているものと考えべきではないか。</p> <p>○ 平成28年の対北方針で卒園後の受け皿に係る認可要件は緩和されたものの、引き続き多くの地方公共団体が受け皿の確保に苦慮している。保護者が安心して働きやすい環境を整備するために、卒園後の受け皿に係る連携施設の対象を拡充することが必要ではないか。</p> <p>○ 連携施設に関する経過措置の延長について</p> <p>○ 多くの家庭的保育事業者等において、連携施設の確保の見込みが立たない中、経過措置の延長を行わなければ、事業認可の取消しに伴う保育定員の減少もつながらず、保育の受け皿拡充と保育の質の確保に結びつためには、当然に延長されるべきではないか。</p> <p>○ 家庭的保育事業者等にとって、経過措置の延長の可否は事業運営の見直しを立てる上で非常に大きな問題であるため、早期に経過措置を延長するか否かの旨を示すべきではないか。</p>	<p>一次回答のとおり、設備運営基準附則第3条に規定する特例措置の延長については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行後5年の見直しの中で検討することとしているが、子ども・子育て支援法における協議の状況も踏まつつ、可能な限り速やかにその方針をお示ししたい。</p>	

厚生労働省 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	
	区分	分野									団体名	支援事例		
														団体名
276	日	地方に対する規	医療・福祉	幼児連携型認定こども園の保育教諭の幼稚園教諭免許と併せて、幼児連携認定こども園の保育教諭の幼稚園教諭免許と保育士資格の両方の免許・資格を有する(経過措置)の見直し	平成32年度以降は幼児連携型認定こども園の保育教諭は幼稚園教諭免許が必要となるため、免許を更新していなければ保育教諭として人員基準に算入できないこと。また、幼稚園教諭免許を更新していない保育士も数多くいることが想定されることから、資格の両方について幼児連携認定こども園の新設・移行が進展しないことが危惧される。本県では、幼稚園教諭免許の更新講習を受講できる機能が国立大学1校のみであったことから、短大の短大も受講できるよう受け皿を拡大したところであるが、その他、通信教育や海外大学の受講での対応も含めても、受講者のニーズを考えると1年度末までの更新は非常に難しい状況である。このままでは平成32年度時点で免許の未更新者が多数生じ、保育教諭の確保が困難となることから、幼児連携型認定こども園への円滑な移行や園の新設に重大な支障が生じるおそれがある。	今後、保育料の無償化などにより、保育需要が一層高まることから予想される中、「平成27年度から31年度までの5年間」の経過措置を見直し、「認可」期間中に改正することにより、幼児連携型認定こども園の新設及び移行の促進、ひいては幼稚園児童増加にもつながることが期待できる。	児童学の子どもに関する教育、保育等の総合的な法律(平成18年8月15日法律第77号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案(事務局:大分県)	【添付資料】 「幼稚園教諭免許更新講習ニーズ調査結果」	旭川市、仙台市、船橋市、川崎市、鎌倉市、山梨市、青森市、田原市、東海市、大塚市、大宮市、八尾市、兵庫県、神戸市、和歌山市、倉敷市、佐賀市、徳島市、徳島市、松浦市、熊本市	幼児連携型認定こども園の保育教諭は幼稚園教諭免許と併せて、幼児連携認定こども園の保育教諭の幼稚園教諭免許と保育士資格の両方の免許・資格を有する(経過措置)の見直し 平成32年度以降は幼児連携型認定こども園の保育教諭は幼稚園教諭免許が必要となるため、免許を更新していなければ保育教諭として人員基準に算入できないこと。また、幼稚園教諭免許を更新していない保育士も数多くいることが想定されることから、資格の両方について幼児連携認定こども園の新設・移行が進展しないことが危惧される。本県では、幼稚園教諭免許の更新講習を受講できる機能が国立大学1校のみであったことから、短大の短大も受講できるよう受け皿を拡大したところであるが、その他、通信教育や海外大学の受講での対応も含めても、受講者のニーズを考えると1年度末までの更新は非常に難しい状況である。このままでは平成32年度時点で免許の未更新者が多数生じ、保育教諭の確保が困難となることから、幼児連携型認定こども園への円滑な移行や園の新設に重大な支障が生じるおそれがある。	子ども・子育て支援新制度におけるいよいよ5年後見直しについては、平成30年6月28日に開催した子ども・子育て会議において議論が開始されたところであるが、検討項目として「幼児連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」も挙げられている。前回は、認定こども園関係、幼児連携型等が議員となっているが、5月28日の会議の場では、本特例を延長し欲しい旨の意見が述べられている。今後、引き続き、同会議において議論を行い、その方向性を定める予定である。
				(大分県の状況) ・31年度末までに受講しなければならない人数 :529(A) ・31年度末までに修業に受講できる人数 :340(B) ・未受講となるおそれのある者 :189人(C=A-B)										
276	日	地方に対する規	医療・福祉	放課後児童支援員の資格取得制度等の見直し	基準省令において、放課後児童支援員は、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならぬとされている。当該研修の受講料は国費であるが、このうち「業務経験年数」については、短縮を望む声が市町及び現場から多く寄せられている。具体的には、資格取得者が増加した場合、しばしば開、新入に採用した放課後児童支援員になることができず、基準省令上の配置(2名以上)が狭くなる事象が生じている。また、放課後児童支援員たるべき人材の需要を踏まえるためには、必ずしも2年という期間が必要とは考えず、むしろ、業務に基づくノウハウ、児童・保護者や他の職員からの信頼関係等を踏まえて具体的に判断されるべきものとする。	資格取得のための業務経験年数が短くなることで、資格取得対象者が増え、現在の人材不足の問題(人員配の困難)を解消する一助となる。支援員の人材不足が深刻な中、放課後児童クラブの特設児童支援員のためにも効果があると考ええる。	放課後児童健全育成事業の取組及び運営に関する基準(省令)	厚生労働省	九州地方知事会	九州地方知事会共同提案(事務局:大分県)	秋田県、ひたちなか市、多治良市、山梨市、豊中市、広島市、高知県、松浦市	○放課後児童クラブに2人以上の支援員(1人を除き補助員で代替可)の配置が必要とされているが、交代を兼ねて人員の確保が困難な児童クラブもある。資格要件の緩和ができれば、より多くの人材を活用することができ、支援員の交代員兼人員の確保が容易になる。 ○基準省令には、有資格者が選出された後に支援員が確保できない場合は、放課後児童の確保の基準(人数)を緩和し、無資格者を採用せざるを得ない場合がある。ただし、支援員の質の確保の観点から、現在の業務経験年数よりも短い期間を規定する場合には、同じように継続して勤務する機会などの条件付け、業務に基づくノウハウや児童等との信頼関係を構築していることなどを程度明確に判断できる場合に限定すべきとする。 ○本市においても、放課後児童支援員の確保に大変苦慮しているところであり、「業務経験年数」の短縮によって人材確保の幅を広げなどの法的な対策を講じない限り、近い将来、安定的な事業の継続に支障が生じるおそれがある。 ○人口減少の多い本市においては、資格取得者の選取に伴う職員補充に当たり、保育士等の有資格者をすぐに確保することは難しく、無資格者を採用せざるを得ない場合がある。この場合、放課後児童支援員資格を取得するためには、基準省令第10条第3項第3号に該当するためには期間が業務経験の確保からとることができ、その間(基準省令上の職員配置が困難となる期間)は、 ○本市では指定管理者制度による管理運営を行っているが、支援員の確保には各指定管理者も苦慮しており、支援員となる要件が緩和されれば、持続児童対策につながる。 ○本市においても、都道府県認定資格取得者が増加するケースが多く見受けられる。今後、有資格者が増加した場合、研修を受講するまで、支援員の配置が困難となるケースも想定されることから、業務経験年数の短縮も受講可能要件の緩和は人員不足の問題解決につながるものとする。 ○本市においては放課後児童健全育成事業の利用希望者の増に伴い、定員拡大に取り組んでいるが、定員拡大に伴う職員の確保が年々厳しくなっている。一方で、放課後児童健全育成事業の取組及び運営に関する基準に基づく、質の確保も必要であると考ええる。 ○県庁では、同一市町村内では期間ごとで他地域から人材を確保している。特に中山間地域で人材が不足している。そのような中、認定資格取得希望者はいるが、認定資格(勤続年数)を満たしていないため条件緩和があると良い、という声も聞いている。本制において、業務経験年数と同等の条件となる各種多様な必須の放課後児童クラブに一律の基準を適用していることにより、様々な支障が生じている状況は見直されるべきと考える。	放課後児童支援員には、その必要とされる専門性に鑑み、保育士や教員等の有資格者又は業務経験がある方がなっていたらいいと考えられている。一方で、支援事例のような事態が生じるとも承知しており、経過措置期間経過後の放課後児童支援員研修のあり方を考える際、このようにした問題への対応もあわせて検討していくこととした。	

管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
276	<p>○提案が実現しなかった場合の具体的な懸念 仮に経過措置期間がこのまま終了してしまった場合、両方の免許・資格を有しない保育教諭は配置基準上の有資格者として算入できなくなるため、施設としては園児の保育定員を確保しざるを得ない状況になる。そうすれば、新規保育士の受け入れが困難になるほか、場合によっては転園措置等も必要になることから、広く地域住民に影響を及ぼすことが懸念される。また、市町村においては施設整備等により定員数を切替えている中で、本経過措置終了による定員減に伴い、市町村として保育の需要調整を行う責務を負っているにも関わらず、その責務の達成を妨げられるほか、施設によっては両方の資格を持っていない保育教諭の処遇(奨励や資金減など)することも懸念される。</p> <p>○関係団体からも実現を求める声 本件については、自治体だけでなく、教育・保育の業界からも延長を求める声が強まられており、内閣府なども「子育て会議の議事録や資料を参照しても、経過措置を延長させなければ多大な支障が生じるとは自明である。</p> <p>○大分県の実情 大分県では、保育団体等とも連携し、幼児更新講習を受講できるように養成校等に新たな関係を働きかけているが、これ以上の受講定員増は大変厳しい状況にある。現行の幼児教育・保育体制を確保するためには、未受講者に対し1年度中に他県や遠征教育での受講を加速度的に求める必要があるが、早期に経過措置の延長が認められれば、保育確保に向けた計画的な対応が可能になるため、速やかに延長する旨を公しいただきたい。</p> <p>○潜在保育士の活用も期待 また、経過措置の延長が早期に決定されれば、現在勤務している保育教諭の教諭だけでなく、潜在保育士に対しても32年度以降の更新講習の受講機会が確保されることから、推察しても未受講の潜在保育士の採用を躊躇する要因が当面なくなり、潜在保育士を即戦力として活用することが可能になる。</p> <p>○他団体提案の実現も 加えて、幼稚園教諭又は保育士のいずれかの資格しか有していない保育教諭の特例措置についても、豊中市(管理番号194番)や龍山市(管理番号230番)が指摘しているように今後支障が生じ得る状況である。本件と併せて適切な措置を講じ、保育教諭が就業しやすい環境を確保していただきたい。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○「今後、引き続き、子ども子育て会議において議論を行い、その方向性を定める」という1次回答だったが、保育教諭等の資格要件に係る経過措置の延長については、地方自治体だけでなく、子ども子育て会議においても、多くの教育・保育業界団体から延長を望む声が上がられており、延長を行わなければ教育・保育の現場及び行政において多大な支障が発生すると懸念され、当然措置すべきではないか。</p> <p>○今後の議論のスケジュールを示すとともに、早期に経過措置を延長する旨を示すべきではないか。</p>	<p>次回の子ども子育て会議において、現状等を踏まえながら、「幼児連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例」等についての見直しの方針について議論を行う予定である。</p>
278	<p>○提案が実現しなかった場合の具体的な懸念 仮に経過措置期間がこのまま終了してしまった場合、各自治体において資格取得者の十分な確保ができていないところも多く、教諭後児童クラブの利用率が年々高まっていく中、未年度以降の放課後児童クラブの運営に支障を来し(場合によっては閉鎖せざるを得なくなるケース)も発生するとの懸念のものもある。)と、必要な増員量の増大につながる恐れがある。</p> <p>○各市町・現場からも実現を求める声 佐賀県内の各市町からも、認定資格研修そのものの受講条件を満たす資格者の確保に苦慮しており、半信半疑の対応期間を確保するために実質的には1年度での期間要しているとの指摘や、自身の専門性を高めたい、勉強する機会を得たいという職員がいるのに、業務経験年数の要件がネックとなり結果的に認定資格研修を受講する前に転職していく事例等もあり、「業務経験年数」の制度を望む声が多く寄せられている。</p> <p>○まとめ 必要な業務経験年数については、質・安全の確保を前提として、地域の実情に応じた年数に設定できるように柔軟すべきである。そもそも児童福祉事業に2年以上従事した者の「児童福祉事業」にも様々な種類があり、事業種別や労働条件を考慮せずに、一律に2年の業務経験を課すのでは無理があるのではないか。各自治体にとって放課後児童支援員員の取扱いについては、待遇改善問題を考えるよりも現場の課題となっていることから、少なくとも来年度の各自自治体の予算要求期間に合うよう、今年中を目途に早急な検討を願いたい。</p>				<p>【全国知事会】 放課後児童健全育成事業に係る「従うべき基準」については、多くの地方自治体から支持があるとの意見があることから、経過措置期間の経過を待たずに、早急に見直しを求める。 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に設定されるべきものと地方分権改革推進委員会第2次報告の趣旨や平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(平成29年1月26日閣議決定)を踏まえ参酌すべき基準等へ移行すべきである。 なお、「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の低下が国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自ら決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府県の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>	<p>○本年5月に開催した第1回提案募集検討専門部会及び6月に開催した関係府会にアポイントにおいて、業者からは、放課後児童クラブに係る「従うべき基準」のあり方について、現行基準では地域の実情に合っていない部分があることは承知しているため、どのような方向性で見直しを考えられるかについて、精査する時間を頂きたいとの考え方が示されたことであるが、平成29年に閣議決定された対応方針の内容を十分に尊重した上で、個別の事情緩和にとどまらず、地方公共団体側の納得が得られるような「従うべき基準」の多角化を検討するべきではないか。</p>	<p>放課後児童支援員には、その必要とされる専門性に鑑み、保育士や教員等の有資格者または業務経験のある方になっていただくことが必要であると考えている。 一方で、支障事例のような事態が生じれば承知しており、経過措置期間経過後の放課後児童支援員研修のあり方について、引き続き検討している。</p>

厚生労働省 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支援事例	
279	日	地方に対する規 制緩和	医療・福祉	要保護状態にある外国人が属する国の領事館等に対する保護措置が無く、また、発動時に確認を行っているが、確認事項自体の廃止を求めるもの。	○保護の実施機関(福祉事務所)は、要保護状態にある外国人からの保護申請書類等を照し報告するとともに、報告を受けた県は、その外国人が属する国の領事館等に対し、必要な保護又は保護を受けることができないことを確認し、その保護の実施機関に通知することとなっている。 ○本県がこれまで確認した全ての国(中国など7か国)が、保護措置は無いとの回答であり、確認自体が廃止されている。 ○廃止しても、当該年度で最初の届出のみ届出し、その後は未届出の国(韓国)もある。 ○本年度では年間20件程度の確認を実施している(1件の確認には2週間程度要している状況) ○生計に依存する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年6月8日厚生省告示第24号)により、当初の間、外国人に対して生活保護法に基づいて保護を行うことを定めたものであり、この通知に基づき事務処理を行っている状況にある。	○事務負担等の軽減 事務を廃止することにより、福祉事務所及び県本庁における業務の効率化及び職員数の削減に繋がる。 ○事務処理の迅速化 外国人についても、生活保護法に準じ処理することが求められている。領事館の届出を待つことなく、預金金等調査終了後、速やかに保護決定が可能となり、事務処理の迅速化に繋がる。		厚生労働省	九州地方知事会 九州市	九州地方知事会共同提案(事務局:大分県)	宮城県、ひたちなか市、所沢市、千葉県、大和市、新潟市、浜松市、岩手県、堺市、香川県、熊本県	○保護の実施機関(福祉事務所)は、要保護状態にある外国人からの保護申請書類等を照し報告するとともに、報告を受けた都道府県は、その外国人が属する国の領事館等に対し、必要な保護又は保護を受けることができないことを確認し、その保護の実施機関に通知している。これを確認した全ての国の領事館等は領事館からの回答である。また、年間20件程度の確認を実施しているが、1件に係る確認には2週間程度要している状況である。このように年度で事務を廃止することにより、福祉事務所及び本庁における業務の効率化及び職員の削減に繋がると考えられる。 ○領事館等に別通知を行って保護措置がなく、事務を廃止することにより福祉事務所及び本庁における事務負担の軽減に繋がると考えられる。 また、本県でも、回答があった全ての国で保護措置は無しであり、照会も形骸化している。 ○県内においても、年間数件ではあるが、当該事務を実施している。過去10年間において、保護費があるのは岡山県、東京都及び大阪府であり、他府県では発生していない。 ○本市においては特定の国籍の外国人からの保護申請が多く、領事館等に対する確認が既に形骸化している状況。 ○本県では年間発生数も少ないが、照会する国がほぼ同じであるため、対応が徐々に異なるものではないと、認識しており組織的委員会になっているのが現実である。	日本人と同様に日本国内で特別な活動をする留資格を有し、適法に日本に滞在する永住・定住等の在留資格を有する外国人については、生計に依存する外国人に対する生活保護の措置については(昭和29年6月8日厚生省告示第24号)による生活保護法に基づき生活保護を受ける権利が国民に限定されたことにより、行政措置として生活保護法の発動等の取扱いに準じて保護を受けることができないもの、当時、既に生活保護を受けている外国人が少なからず存在したこと ②また、昭和27年のいわゆるサンフランシスコ平和条約の発効に伴い、在日韓国・朝鮮人等は、日本国籍を喪失していることにより、当時生活保護を受けていた者に対して直ちに保護を廃止すること等を踏まえて、廃止されたものである。 その後、昭和27年(韓国)の條約に関する条約が効力したが、同条約において韓国に対する公的扶助は、自国民に与える待遇と同一の待遇を与えることが締約国の責務とされている。国民に対する保護の措置はこの昭和29年通知により行われることとなり、今日に遡っている。このため、外国人から保護の申請があり、保護の実施機関が、当該外国人が要保護状態であると認めた場合には、申請書等の写し等の審査を添えて都道府県知事に報告し、都道府県知事は、当該要保護者が、その属する国の代表館もしくは領事館又はそれらの輪廻による団体から必要な保護を受けることができるかどうかを確認し、その結果を保護の実施機関に通知することとしている。 ③(周知通知(13)(4)) 周知通知の周知の手続きは、生計に依存する外国人が第一義的にはその属する国から保護を受けるべきであるところ、その可否を確認するものであり、行政措置として外国人に生活保護の決定を行う前提となる重要な手続である。 したがって、当該事務については必要な事務であり引き続き行っていたべきであると考えている。
281	日	地方に対する規 制緩和	医療・福祉	保育士登録の取消しに関して、収集率により所在地が不明である場合に、は法務局を通じて本人に通知できるようにするなど運用を改善された。	県内で、実利判決を受けた保育士がおり、県として保育士登録を取り消す手続きを進めたいが、当該保育士が収集されたため、登録取消しの通知の送付先が不明であった。 収集先については法務局に問い合わせたところ、法的な調査権に基づき照会がなれず(証言できない)とのこと。そこで、公示送達による通知の是非について、厚労省へ問い合わせたが、不利益処分であることから、適用については慎重に検討したいとの趣旨の回答があった。 また、保育士登録証の返納も求めることができないため、公示送達による通知に留まらなかつたところである。 現状、都道府県は、本府である町町村への犯罪照会により対象者の現住所を把握することはできるが、収集された場合については、その収集先を把握することが困難であり、都道府県における登録取消しの本人への通知という法的義務を果たすために大変な作業となっている。	法に定める保育士の要件を満たさなくなつた者に対する取消し事務から登録証の返納に促すまでの事務を削減し定めることができるようになる。 取消し処分を受けた者から返納した登録証を返納せよとは、本来その資格を持たないものが児童の保育にあつてしまつたリスクを回避することにもつながる。	児童福祉法、児童福祉法施行規則	法務省、厚生労働省	九州地方知事会 熊本県	九州地方知事会共同提案(事務局:大分県) 熊本県 徳島県 徳島県 徳島県 徳島県	山鹿市、松浦市	「児童福祉法第18条の5に規定する欠格事由(以下「欠格事由」という。))に該当することとなつた者の保育士登録の取消しに関する手続については、児童福祉法施行規則の一部改正による省令(平成25年厚生省令第24号)において、収集率の不明な場合に、保育士(国保職員特任法第17条(平成25年法律第107号)第12条の5に規定する国家公務員特別法(児童福祉法)を合意し、以下同じ。)が欠格事由に該当する可能性がある場合には、関係地方公共団体等に情報の提供を求めることにより、その該当の有無を確認する仕組みを構築した。 当該規定に基づき、都道府県知事は、報告の対象となつた保育士、当該保育士の家族、当該保育士の勤務先等と連絡する事業者、当該児童の町町村等に申し、情報提供を求めるとともに、報告があった事実の裁判の傍聴等により、その裁判等の状況の把握に努めるとともに、当該保育士が欠格事由に該当するおそれがあると認められた場合、適宜、当該保育士の本籍地の町町村に對し、関係地方公共団体の経路に於ける情報の照会を行い、欠格事由の有無の調査が確認できるといったこととなった。 上記により、当該保育士が欠格事由に該当していることが確認できた場合において、保育士がいずれかの欠格事由に該当していることが判明し、取消の要件が充足されることにより、児童福祉法施行規則6条の35第1項に基づく登録取消しの通知ができないときは、当該都道府県知事は、法務省矯正局に文書で照会することにより、取消先の把握を把握することができると考えられる。	
291	日	地方に対する規 制緩和	医療・福祉	指定難病医療費助成制度の自己負担上限額管理制の見直し	自己負担上限額管理制(受給者ごとに1か月の自己負担額の上限を設ける制)は複数の医療機関を利用する場合を想定して、受給者証とともに交付された自己負担上限額管理期間に、各医療機関において、診療ごとに医療費を記載することとなっている。 このことは、管理費を交付する県のみならず、管理費を持参する患者、管理費を多大な事務負担となっており、記載や記載漏れ等の発生しやすい状態となつており、記載漏れや記載漏れなども発生するとの声もある。 例えば、従来の特定難病医療費助成事業の制度のように、医療機関ごとに上限額を管理する制度(レセプト単位での管理)にすることで、各医療機関の会計システム上の管理に対応でき、医療機関等の負担や支給額抑制等を防止することになる。	制度を運営する都道府県、医療機関、患者の負担軽減となる。	難病の患者に対する医療費に関する法律第5条	厚生労働省	香川県	香川県	群馬県	○本県においても、自己負担上限額管理制は、患者、医療機関及び県の負担は、大きくなつており、自己負担管理と医療機関で完結できる制度の構築が望ましい。 ○自己負担上限額管理制は、医療機関に於ける負担となつており、記載漏れがあることや、記載方法が複雑で対応の問合せも多い。 ○しかしながら、自己負担上限額を設定した患者、複数医療機関を受診される受給者の自己負担軽減効果、移行期間における不利益などが考えられる。 ○自己負担上限額管理の医療費合算が自己負担上限額を超えた場合、療養費申請で対応する可能性がある。療養費申請の手続きを行うために、申請者、医療機関及び行政の負担が増える可能性がある。 ○自己負担上限額管理費見直しや、記載漏れにより、上限額が適切に管理されず、償還率や医療機関間による調整等が行われる例がある。移行制度のあり方は改善の余地があると考えられるが、提案内容のように医療機関別上限額を設定する場合は、医療機関別として業務負担軽減などと思われるが、複数科にまたがる受診や院外処方による調剤等、レセプトが複数枚に渡る患者に対してそれぞれ自己負担上限額を設定することは、患者自身の負担増の一因となつておられる。	

管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
279	<p>生存権保障の責任が、第一義的にはその者の属する国家が行うべきであるため、生活保障を申請した外国人が属する領事館等に対して必要な保護又は援護を受けることができるかどうかを確認することの重要性は増大している。しかし、繰り返し述べるが、熊本県(追加共同提案団体の一部を含む)にのみで照会した領事館等においては、保護又は援護を受けるを拒否した国は無く、また照会に対して未回答の国もある状態となっている。</p> <p>さらに、総務省(2014年10月30日19時59分発信、産経WEST)によれば、国連実施の福祉事務所もあり、事務の形骸化が見られる。また、各国からは「保護又は援護の制度が無い」との回答ばかりであり、一度照会した領事館等に対し、外国人から保護申請がある度に照会を行うことは非効率である。さらに、同じ国の領事館に対して、別の都道府県からも同じ照会が行われ、本来と同じ回答を得ていることを考えると、その非効率さは際立つのである。</p> <p>総務省の厚生労働省担当官(当時)も照会事務について課題を感じ検討の必要性を認識していたが、その照会事務に変わりがない状況である。</p> <p>よって、照会事務の形骸化、非効率性に鑑み、あらためて照会事務の廃止または見直しをご検討いただきたい。なお、見直しの方向性としては、当該事務の実施の判断を都道府県に委ねるのではなく、申請段階における当該事務を廃止し、国において定型的に一括してその国に属する外国人から生活保障申請があった場合には保護又は援護をできるか確認し、外国人に対する生活保障を行うに当たり必要と思われる生活保障又は援護の実施の有無などの情報を提供されるようお願いする。</p>		<p>【千葉県】 貴省の回答のとおり制度趣意は従来から承知しているが、照会に対する対応は未回答がほとんど、あとは保護措置なし、日本政府を理由して照会せよといった内容であり、結果としては本照会が形骸化していることから、保護決定の迅速化、実施機関における事務負担の軽減の観点から見直しが必要と考える。</p> <p>【宮城県】 外国人を保護するにあたり、領事館へ必要な保護を受けられるか照会し確認することについて必要であることは理解しているが、過去の照会において、国として保護や支援する制度等がないと回答を得ている国に対しての必要性に疑問がある。</p>				<p>第一次回答でも回答したとおり、領事館等への確認の手続きは、生活保障の責任が第一義的にはその者の属する国家が負うべきであるところ、その可否を確認するものであり、行政措置として外国人に生活保障の決定を行う前段となる重要な手段である。</p> <p>したがって、当該事務については必要事項が引継ぎ続行していただくべきであると考えている。</p> <p>仮に、国が一括して領事館への照会を行うとしても、領事館からの回答が迅速化されるものではなく、保護決定の迅速化に資するものではないと考えられる。</p> <p>一方、事務負担の軽減策(領事館への照会頻度の見直し等)については、今後、実態把握を行った上で、検討してまいりたい。</p>
281	<p>貴省御回答のとおり、都道府県文書での照会に対し、収容先の施設を把握することができれば提案の趣旨にかなうものとなる。</p> <p>しかし、昨年度文書が法務省矯正局福岡矯正管区へ問い合わせ、案内された照会先である府中刑務所業務課に文書で照会を行った際には、法的根拠に基づく調査権を有していないことを根拠に収容先の施設についての回答を寄せられなかったこと、また上記者等及びその施行に係る法的根拠である「保釈士登録の取消しに関する事務について」(平成30年3月20日付子発0320第5号)においても、貴省御回答の趣旨が明記されておらず、今回支障事例と同様の事例が発生した際に、関係者において情報が共有されていないこと等が調査が念慮されるところである。</p> <p>このため、改めて貴省御回答に基づき技術的助言を御文でお示しいただくよう要望する。</p>						<p>本案件については、法務省本省の矯正局へ照会を行っていただく必要がある。平成30年3月20日付子発0320第5号付保釈士登録の取消しに関する事務についてを補足する事務連絡によって照会先の施設が判ってまいりたい。</p>
281	<p>本県の提案は、従来の特定疾患治療研究事業の制度のように医療機関ごとに上報酬を管理することで完結することを想定しており、厚生労働省の回答のような医療機関ごとに上限を適用した後、さらに自身ごとの上限額を適用する制度を想定しているものではない。</p> <p>提案は、群馬県の意見にもあるように、患者によっては負担増となる場合もあり、自己負担額の設定については検討を要するが、抜本的な制度改革時期等において検討していただく提案したものである。</p>						<p>ご提案のように、医療機関ごとに上報酬を管理する場合、当該医療機関は、他の医療機関において患者が支払った医療費が把握できないため、患者は、複数の医療機関の自己負担額の合計が上報酬に達していたとしても、なお当該医療機関において自己負担上限額に達するまで医療費を支払う(窓口負担)することが生じる可能性があり、後日、償還されたとしても一時的に窓口負担が増えることが想定されることから、かえって、患者の利便性の低下につながるおそれがある。</p> <p>そのため、ご提案の医療機関ごとに上報酬を管理する制度の適用については実施困難である。</p>

厚生労働省 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支援事例	
297	地方に対する規	医療・福祉	指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務負担におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加	マイナンバーによる情報連携で、指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務負担におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加	所得区分は、医療受給者証に必須の記載事項であるが、情報連携の提供情報ではなかったため、保険者と郵送によるやり取りをしなければならぬ。また、医療受給者証の発行が早まることで、患者もより早く医療費助成を受けることができ、これまでのように償還払いによる払い戻しの手続きが不要になったり、償還払いによる額を減らすことが可能となるなど、患者や家族の利便性の向上につながる。	健康保険法施行規則第98条の2 国民健康保険法施行規則第2条の12の2 児童福祉法第19条の3第7項 児童福祉法施行規則第7条の22 療養の給付に対する医療者の法律第7条第4項 療養の給付に対する医療者に関する法律施行規則第25条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第18条第7号及び別表第二の9の項及び119の項	内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省	相模原市	ー	<p>秋田市、群馬県、川崎市、新潟市、石川県、静岡県、佐賀市、神戸市、西宮市、山口県、愛媛県、高知県、熊本県、大分県、宮崎県</p> <p>○本県においても、医療受給者証に所得区分を記載することは、保険者への負担を物め、大きな負担となっている。事務手続の負担に比較し、公費負担の軽減効果が不明確であるため、まずは「所得区分」の記載の機会を創出したい。</p> <p>○明確な効果が期待でき、「所得区分」の記載を継続する場合は、マイナンバーによる情報連携で、「所得区分」を必要記載とした方が良い。</p> <p>○本市では、若くは約60歳、郵送でのやり取りが主である。</p> <p>特に、各国民健康保険組合においては、返送まで1か月もかかることが多いため、支給者に対する迷惑の原因となっている。</p> <p>○保険者への所得区分の照会では、通知による書類送付のための手間及び郵送料がかかる他、回書まで一定期間が必要なため、受給者証の発行まで時間を要している。</p> <p>○所得区分をマイナンバーによる情報連携の項目とするなど上記の支障は解消される。</p> <p>○本市においても、申請書類は揃っているにもかかわらず、保険者への所得区分照会を行うために医療受給者証の交付が遅れる場合がある。</p> <p>○医療に関する書類送付についても、関係先からエラーが異なる他、保険者や課税状況によつては所得課税証明が必要となるため、事務が煩雑である。</p> <p>○届出の支障事例が生じている。マイナンバーによる情報の連携が可能となれば、費からの所得区分照会への届出の手続きもまた、所得区分が変更となった際の報告の手間が削減される。</p> <p>○書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を交付することができず、医療受給者証発行まで1週間を要している。</p> <p>○受給者証の発行が遅いため、患者、家族に経済的な負担や償還払い等の手続き等の負担を強いている現状がある。マイナンバーによる情報連携を行うことで患者の利便性の向上につながる。</p> <p>○所得区分は、医療受給者証に必須の記載事項であるが、情報連携の提供情報ではないため、保険者と郵送によるやり取りをしなければならぬ。</p> <p>○書類送付による事務が煩雑であり、手間と時間がかかるほか、保険者からの返送があるまで医療受給者証を交付することができず、医療受給者証発行まで1週間を要している。</p> <p>○現在、所得区分(適用区分)は保険者と郵送で確認しているが、マイナンバーによる情報連携で取扱い可能であれば、マイナンバー対応が可能となり、事務の効率化、迅速化につながる。</p> <p>○しかしながら、所得区分(適用区分)の記載を必須とする本制度の根本的な見直し、見直しについては、従前から要望しているもの。</p> <p>○高齢療養費の限度超過適用区分(所得区分)の郵送での照会には2週間ほど要しており、情報連携が可能になれば、大幅な業務改善が図られる。</p> <p>○所得区分の記載は、保険者と書類によるやり取りであり、手間と時間がかかっていることから、マイナンバーによる情報連携が収集可能となれば事務処理の簡素化に繋がる。</p>	[内閣府、総務省] ます、厚生労働省において、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費及び難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事例における所得区分に関する情報のマイナンバーによる情報連携の必要性や担当事務の効率性などについて検討する必要がある、その上で必要であれば、情報連携に向けた所要の対応を検討する。【財務省、文部科学省、厚生労働省】 本件の所得区分の確保は、認定を受けようとする者(申請者)が実施機関(都道府県等)を経由して保険者へ申し出ることとされており、当該申し出を受けて保険者が所得区分の判定を行うものである。そのため、ご提案の情報連携については、具体的な事務フローを精査の上で、関係法令の整合性や保険者及び地方自治体におけるシステム改修のための技術面、予算面、効率性等を踏まえ、その実施の可否も含め関係府庁で連携して検討していく。		
306	地方に対する規	医療・福祉	次世代育成支援対策推進法(次世代育成支援対策推進法)の事務負担の削減	○次世代育成支援対策推進法(次世代育成支援対策推進法)の事務負担の削減 ○また、民間事業者の見積もりを確保する場合、入札前に公共工事の内容(内容)等によっては、詳細な説明提供が必要の一部民間業者に提供することとなるため、当該業者へのみ事前期間を身入、入札において有利に働く可能性があること、公共工事における公平性の確保について懸念される。 ○当該交付金に係る年度毎に発出される協議開始の通知から協議書提出までの期間が短いことから、短期間での見積もりを民間業者に依頼することになり、対応できる業者選定に努力を要するとともに、民間業者に対しても負担を強いている。	○民間業者の見積もりを廃止することにより、入札前の事前情報提供が不要となり、公平性の確保が図られる。 ○協議・申請に係る手続きの簡素化が図られる。	次世代育成支援対策推進法(次世代育成支援対策推進法)の事務負担の削減 5、別表1-2、別表1-3、次世代育成支援対策推進法(次世代育成支援対策推進法)の事務負担の削減 3(2)	厚生労働省	指定都市市長会	ー	<p>山南市、和歌山市、北九州市</p> <p>○平成28年度の次世代育成支援対策推進法(次世代育成支援対策推進法)の事務負担の削減が、民間事業者の見積もりを確保するための業務を廃止するわけにはいかないので、民間業者に無償で提供することを検討し、負担を軽減しようとした。本来として予費用や入札まで事前に民間業者に見積もりを取ることなど、入札により業者も決定したにもかかわらず、公平性の確保が図れない懸念がある。</p> <p>○補助金の申請に係る見積もりを確保すること、入札の事前情報提供をすることで、入札時に不公平が生じることを懸念し、民間事業者からの見積もりが取得できず、工事のスケジュールから交付金の協議を長達した業務あり。</p>	次世代育成支援対策推進法(次世代育成支援対策推進法)の事務負担の削減が、民間事業者の見積もりを確保するための業務を廃止することから、当該見積もりと民間事業者の見積もりとの比較は必須である。また、次世代育成支援対策推進法(次世代育成支援対策推進法)においては、地方自治体が発定した整備計画に基づいて業者を選定することから、公平性の確保が図れない懸念がある。対象団体の整備計画の策定は医療費交付金の協議開始の通知をもって行われるものではなく、それ以前より地方自治体において策定されているものと懸念され、見積もりが必要であることは事前に把握したため、民間事業者の見積もりを確保する期間が短期間になることは懸念していない。今後とも、協議にかかる事前の準備については各自自治体に対し、周知してまいりたい。		

管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
297	本市としては、現行の保険者側の手続きについては、これまで回答してきたとおり、多くの問題点があり、これを解消することが喫緊の課題であると認識していることから、検討に要する期間について期限を設定するなど、スピード感をもって対応していただくとともに、実施について前向きな対応をお願いしたい。				<p>【全国知事会】 マイナンバーの利用範囲の拡大については、情報連携や目的外利用などの危険性を十分に検証した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめの段階で取捨選択することを含め、検討を進めること。 また、検討に当たっては、地方側と十分に協議すること。 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>【生活保護の実施等の事務手続におけるマイナンバーの情報連携項目の追加】 ○ 内閣府(番号制度担当室)及び厚生労働省において、 ・ 提案団体が生活保護の不正受給防止のために、生活保護申請時、労働者災害補償保険法に規定するまでの労災保険給付に関する情報のマイナンバーによる情報連携を求めていることと並行し、①年金給付調整のため、既にマイナンバーによる情報連携の対象となっている、労働者災害補償保険法による障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金のシステムに、障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金以外の労働者災害補償保険法に規定する労災保険給付に関する情報を追加する場合に要する費用の増分と、②生活保護受給者と、障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金以外の労災保険給付受給者の重複から導き出される効果の推計とを比較するなどし、休業補償給付等をマイナンバーによる情報連携の対象とすべきではないか。 ・ 生活保護申請手続時において、休業補償給付等をはじめとする労災保険給付に関する情報の確認に要する期間を短縮する方案を検討すべきではないか。 【指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加】 ○ 内閣府(番号制度担当室)及び厚生労働省において、 ・ 指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理で、マイナンバーによる情報連携を行っている健康保険事業の保険者を対象として、①高給費委員の所属区分情報をマイナンバーによる情報連携の対象とする増分と要する費用の増分と、②マイナンバーによる情報連携を行っている保険者が保有する、特定医療費の給付件数から導き出される本提案の効果の推計とを比較するなどし、高給費委員の所属区分情報をマイナンバーによる情報連携の対象とすべきではないか。 ・ 提案団体が所管事務手続を踏まえ、事務フローの見直しを図るべきではないか。</p>	<p>【内閣府、総務省】 厚生労働省における今後の検討の結果、必要があれば、所要の対応を検討する。 【財務省、文部科学省、厚生労働省】 申請者の所属区分情報と情報連携により取得する場合の事務フローを精査したところ、地方公共団体及び各保険者においてシステム改修を行う必要があるだけでなく、各保険者における中間サーバーへの所属区分情報の事前登録に要する事務負担が増大することが、一部の事例については、従来とより郵送による連絡を行う必要があり、情報連携による新たな事務と従来の事務を並行して行うことによりかえって事務が複雑になること等の課題が懸念されているところ。 ことから増大した地方公共団体及び保険者における行政的な事務負担に配慮しつつ、申請に係る事務負担を軽減できるよう、情報連携以外の対応も含め、関係部局で協力しながら検討を行う。</p>
306	<p>公的機関の見解も取り、設計業務委託を受けた設計事務所による現地調査を含めた詳細な調査・検討結果による実施設計に基づいて積算されており、金額の適正性に関しては担保されている。 また、民間見積もりを徴収する場合、入札前の情報提供により、公共工事における公平性の担保を確保する必要がある。 交付金の採択において、適正な見積もりを基に協議を行うことは、交付予定額を適正に算定し、採択件数を金額的にできるだけ増やそうという趣旨と配慮するが、以上のことから民間見積もりの廃止を強く望むものである。 なお、民間見積もりが必要であることは事前に把握できることであるが、来年度における当該交付金制度の実施が不確定の段階で民間事業者に依頼することは現実的ではない。 現在は、協議開始の通知をもって、当該交付金制度の実施が知られていることから、民間見積もりの依頼期間は短縮期間ならざるを得ない。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		<p>次世代育成支援対策実施推進交付金における次期補給金又は防犯対策強化整備事業の交付金等の算定について、公的機関の見解もが適正金額であることが確認する必要があることから、当該見積もりと民間事業者の見積もりの比較は必須である。 また、次世代育成支援対策実施推進交付金においては、地方自治体が算定した整備計画に基づいて実施される児童福祉施設等に関する施設整備事業交付金の対象としているところ、対象施設の整備計画の算定は整備交付金の協議開始の通知をもって行われるものではなく、それ以前より地方自治体において算定されているものと思慮され、見積もりが必要であることは事前に把握し得るため、協議開始の通知を待たずに協議する期間が短縮期にはなすべきではない。 今後とも、協議にかかるときの準備については各自治体に対し、周知してまいりたい。</p>

厚生労働省 各府省からの第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支援事例	
316	日	地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護保険被保険者証等の交付及び再交付申請における個人番号記入の義務。	介護保険法施行規則に定める被保険者証・負担割合証等の交付・再交付申請の際には住所・氏名・生年月日等に個人番号(マイナンバー)を記入するよう定められているが、既に被保険者資格を有する者が対象であることから改めてマイナンバーを収集する必要はなく、また情報連携等も想定されないため、必要性が認められない。	介護保険法施行規則において、介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証等の交付・再交付の申請や、氏名・住所等被保険者情報の変更届出の際には住所・氏名・生年月日等に個人番号(マイナンバー)を記入するよう定められているが、既に被保険者資格を有する者が対象であることから改めてマイナンバーを収集する必要はなく、また情報連携等も想定されないため、必要性が認められない。	介護保険法	内閣府、厚生労働省	今治市	【提案趣旨に賛同】宇和島市、新居浜市、西条市、伊予市、西条中央市、宇和島市、上島町、東道市、久万高野町、松前町、砥部町、内子町、伊予市、松野町、高志町、東郷町	○介護保険法施行規則において、介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証等の交付・再交付の申請や、氏名・住所等被保険者情報の変更届出の際には住所・氏名・生年月日等に個人番号(マイナンバー)を記入するよう定められているが、既に被保険者資格を有する者が対象であることから改めてマイナンバーを収集する必要はなく、業務を複雑にするだけである。よって、既に発行済みである被保険者証の再交付事例において、個人番号を記載する義務付けを廃止する。○市では、年間約30人から再交付申請があり、そのうち半数が介護保険事業所が代行手続を済ませるが、個人番号の記載は申請書の確認が必要である。また、情報連携の必要なため、市で個人番号記載の義務付けを廃止してほしい。○マイナンバー記入による個人情報の取扱い等に関する本人確認を行う必要があるが、介護保険関係の手続きは当事者が要介護の高齢者であることから、マイナンバーの管理・記入が困難な人や本人確認書類を所持しない人も多く、窓口での説明や手続きに時間を要している。また、申請する高齢者にも、マイナンバーがなければ申請できないという不安をえている。○介護事業者が代行申請する場合においても、マイナンバーの管理や申請書類の条件が厳しく負担が大きいため、マイナンバー欄は空欄にする例が多く見られ、市が職権で補記する事例が生じている。	○介護保険法施行規則において、介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証等の交付・再交付の申請や、氏名・住所等被保険者情報の変更届出の際には住所・氏名・生年月日等に個人番号(マイナンバー)を記入するよう定められているが、既に被保険者資格を有する者が対象であることから改めてマイナンバーを収集する必要はなく、業務を複雑にするだけである。よって、既に発行済みである被保険者証の再交付事例において、個人番号を記載する義務付けを廃止する。○市では、年間約30人から再交付申請があり、そのうち半数が介護保険事業所が代行手続を済ませるが、個人番号の記載は申請書の確認が必要である。また、情報連携の必要なため、市で個人番号記載の義務付けを廃止してほしい。○マイナンバー記入による個人情報の取扱い等に関する本人確認を行う必要があるが、介護保険関係の手続きは当事者が要介護の高齢者であることから、マイナンバーの管理・記入が困難な人や本人確認書類を所持しない人も多く、窓口での説明や手続きに時間を要している。また、申請する高齢者にも、マイナンバーがなければ申請できないという不安をえている。○介護事業者が代行申請する場合においても、マイナンバーの管理や申請書類の条件が厳しく負担が大きいため、マイナンバー欄は空欄にする例が多く見られ、市が職権で補記する事例が生じている。	○介護保険法施行規則において、介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証等の交付・再交付の申請や、氏名・住所等被保険者情報の変更届出の際には住所・氏名・生年月日等に個人番号(マイナンバー)を記入するよう定められているが、既に被保険者資格を有する者が対象であることから改めてマイナンバーを収集する必要はなく、業務を複雑にするだけである。よって、既に発行済みである被保険者証の再交付事例において、個人番号を記載する義務付けを廃止する。○市では、年間約30人から再交付申請があり、そのうち半数が介護保険事業所が代行手続を済ませるが、個人番号の記載は申請書の確認が必要である。また、情報連携の必要なため、市で個人番号記載の義務付けを廃止してほしい。○マイナンバー記入による個人情報の取扱い等に関する本人確認を行う必要があるが、介護保険関係の手続きは当事者が要介護の高齢者であることから、マイナンバーの管理・記入が困難な人や本人確認書類を所持しない人も多く、窓口での説明や手続きに時間を要している。また、申請する高齢者にも、マイナンバーがなければ申請できないという不安をえている。○介護事業者が代行申請する場合においても、マイナンバーの管理や申請書類の条件が厳しく負担が大きいため、マイナンバー欄は空欄にする例が多く見られ、市が職権で補記する事例が生じている。
319	日	地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護保険法第24条の2第3項に係る調査委員を地方自治体が指定市町村事務受託法人の調査員に委嘱する際の調査員の資格要件を介護支援専門員に限らず、「社会福祉士」「介護福祉士」等の福祉資格や、「保健師」「看護師」「准看護師」「理学療法士」等の医療的な資格まで広げる。	本市における介護認定調査員は、介護支援専門員の資格がなくても看護師、社会福祉士の資格と、県及び市で実施している調査員研修受講により介護認定調査業務を実施可能としている。本市が委託している指定市町村事務受託法人への調査員に關しては、基礎資格として看護師、介護福祉士、歯科衛生士に代えて、介護保険法第24条の第2項「介護支援専門員その他の厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする」に基づき、介護支援専門員の資格を求めている。指定市町村事務受託法人からは、市と同様に調査を行うことから、必要とされる資格要件について、市と同様にしてもいいという要望がある。受託事例としては、指定市町村事務受託法人が調査員の募集をかけたも、介護支援専門員の資格を有している応募者が少く人材確保が困難している。さらに、「介護支援専門員」資格の更新研修(64時間)の期間中には「要介護認定調査員」研修があり、その分、認定率向上の効果が上がっている。平成23年度は、委託法人の調査員4名が8日間の更新研修を受講。その結果、調査委託件数が64件減った。	指定市町村事務受託法人での「要介護認定調査」業務に従事する前に、その資格要件と市と同様にする事で、指定市町村事務受託法人における介護認定調査員の人材確保が容易となり、認定手続の遅れが軽減される。同時に、さらなる認定手続の迅速化が図られる。	介護保険法第24条の2第3項	厚生労働省	那覇市	-	南伊豆新、名古屋市、田原市、神津市、吹上町	○本市でも指定市町村事務受託法人に介護認定調査を委託しているが、調査員として使用する介護支援専門員が不足する。指定市町村事務受託法人では、申請件数の増加を元にした採点方式で採点回数が増え続けている。また、現在の調査員の募集は採点方式であり、調査員の安定的かつ継続的な確保も難しくなっている。今後の急増した高齢者に対応できる安定的な介護認定調査業務の実現のため、調査員要件緩和について、急ぎ対応したい。○支援事例としては、指定市町村事務受託法人が調査員の募集をかけても、介護支援専門員の資格を有している者からの応募が少なく人材確保が困難であり、認定率の遅れにつながる。○本市においては、原則、直営調査は行わず、新規申請及び変更申請は指定市町村事務受託法人に委託している。しかし、本市指定市町村事務受託法人において、年々、調査員の確保が困難になっており、認定調査が欠陥で遅れる事例も出てきた。これにより、年度末時点において、未調査数が通常300から500件のところ、平成30年3月31日時点では、約1100件が未調査となり、相互協力で行っていた他市町村からの新規申請に対する認定調査も、近隣市町村には、自身で調査したくよう依頼している状況である。認定調査員確保のため、地方自治体が指定市町村事務受託法人に介護認定の訪問調査(新着申請分)を委託する際の調査員の資格要件を介護支援専門員に限らず、調査資格のある「社会福祉士」、「介護福祉士」等の福祉資格や、「保健師」、「看護師」、「理学療法士」等の医療的な資格まで広げ、また、市職員として認定調査を行った市職員も可能なように要望する。	認定調査を委託する場合は、調査の質の確保の観点からアセスメントに係る技術等を有している介護支援専門員に限ることとしている。また、介護報酬は、サービスによって介護状況が異なる場合があり、事業所として有利であり、認定調査が介護状況把握に役立つとされる恐れがあるため、認定調査の実施に当たっては、中立・公正性を確保することが必要である。これを踏まえ、どのような条件でも介護支援専門員以外に認定調査を委託できるか、または認定調査の実施状況を把握した上で、具体的な対応について平成31年度申請を待てる。

管理番号	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
316	<p>被保険者証等の交付や再交付の事務に必要な被保険者の情報は、既に市が保有している情報であり、改めて個人番号を利用する必要がないものである。また、個人の特定についても、住所、氏名、生年月日から容易に特定が可能である。申請時に高齢者が多く、個人番号の管理ができていないケースも多いため、住所、氏名、生年月日で個人が特定できる場合は、個人番号の記入を必須としない等の柔軟な対応をしていただきたい。</p>				<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府県の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>	<p>○ 内閣府(番号制度担当室)において、 ・ 税分野のマインナー利用ではワンストップ原則にのっとり、申告等の主たる手続と併せて提出された、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる一部の申請書・届出書についてはマイナンバーの記入を後述していること、社会保障分野のマインナー利用でもワンストップ原則に該当するものについては、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。として十分であること、通知カード付付では取り止まる見込みで、再発行手続の本人確認手段として十分であることから、運転免許証等の本人確認書類も必要となるが、逆に運転免許証等の本人確認書類があれば、なりすまし防止が可能であるため、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。 ・ 国民健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、健康保険証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としていること、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。 ○ 厚生労働省において、 ・ マインナーによる情報連携は、有効期限のない証を除き、最初の発行手続のものを使用すれば必要十分であり、再発行手続において再度マイナンバーの記入を求めることは不要とすべきではないか。 ・ マインナーによる情報連携が行われない申請書類にマイナンバーを記入すると、地方公共団体に差し支える情報が漏洩される恐れがあるため、マイナンバーの記入は不要とすべきではないか。 ・ 国民健康保険協会の健康保険被保険者証の再交付申請では、健康保険証の記号番号を記入した場合にマイナンバーの記入を不要としていること、国民健康保険証の再交付申請についてもこれと同様の対応とすべきではないか。</p>	<p>○ 介護保険制度については、関係府県と協議した結果、次のとおり検討している。 「マイナンバーが税・社会保障共通の個人識別番号として導入されている趣旨からすれば、個人を識別・特定(本人確認)するために、原則として、申請書にはマイナンバーが記載されるべきものである。」 一方、各証の再交付の手続については、交付や本人情報の変更ではないことを勘案すると、マイナンバーの記載がない場合であっても、マイナンバーによる場合と同程度に個人を識別・特定(本人確認)できる場合には、再交付の手続を受け付けることは可能であると考えられる。 このため、各証の再交付の申請については、マイナンバー制度と同等の本人確認を法上・組織上、た上で、マイナンバーと被保険者番号の選択記載(マイナンバー記載の義務づけ廃止)を可能とする方向で検討したい。 ・ 検討結果に基づく具体的な措置のスケジュール等については、事務処理に支障が出ないよう、地方公共団体における運用の実態等も踏まえつつ、実施していきたい。</p>
319	<p>「調査の質の確保」について、指定市町村事務受託法人が実施する既存の研修に加え、保険者による研修を追加で行っていくことで、調査の質の確保が可能と考える。 また、「中立・公正性を確保」について、現行同様「利害関係のない調査を委託するとともに、今後の委託件数および委託内容等に関して問題がないかの確認を確保した定例会開催の仕組みを指定市町村事務受託法人と保険者の間で導入していくことで、中立・公正性の確保が可能と考える。 最後に、「平成31年度中に結論を得る」とあるが、平成31年度にもまた介護支援専門員更新研修受講に伴う調査件数減が発生することから、「平成31年度介護支援専門員更新研修」申し込み募集期間前までの結論を希望する。</p>		<p>【岩崎市】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 「調査に有利となる調査」が行われることを排除するための限定事項であれば、調査員を介護支援専門員に限定することではなく、「介護認定審査委員会に関する制約」と同様、「介護認定調査を行う際に課する制約」として、別途定めれば足りると考える。 また、「調査の質の確保」の観点からみると、介護支援専門員の更新研修に認定調査の項目もないことから限定の意味はない。むしろ、厚生労働省の行う「要介護認定適正化事業」で作成している研修資料等を活用した研修を実施するほうが、「調査の質」を確保するには、有意義であり、より現実に対応していると考えられる。 したがって、指定事務受託法人の行う認定調査を介護支援専門員に限定する理由はなく、早急に同限定を解除していただきたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 提案団体は、指定市町村事務受託法人の人材確保が進まず認定調査において大幅な遅れが出ており、できる限り早い対応を希望している。こうした状況を踏まえ、実施状況の調査・分析を今年中に行うなど可能な限り速やかに対応していただきたい。</p>	<p>一次回答のとおり、認定調査の実施に当たっては、中立・公正性を確保することが必要であることから、どのような条件であれば、介護支援専門員以外に認定調査を委託できるのか、まずは認定調査の実施状況を確認した上で、具体的な対応について平成31年度中に結論を得ることとしている。</p>	